

山形村地域防災計画（令和7年度修正案）

新 旧 対 照 表

第1編 総 則
第1編 総 則

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	計画の目的	<p>2 計画の基本方針</p> <p>(1) 防災対策の実施</p> <p>防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、村、県、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。特に、<u>災害時の被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視するとともに、経済的被害をできるだけ少なくするため、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>ア 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>d [略]</p> <p>e 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が<u>連携した実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p>	<p>2 計画の基本方針</p> <p>(1) 防災対策の実施</p> <p>防災対策の実施に当たっては、次の事項を基本とし、村、県、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。特に、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害の最小化と被害の迅速な回復を図る「減災」を基本理念とし、たとえ被災しても人命を守ることを最重視するとともに、経済的被害をできるだけ少なくするため、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>ア 周到かつ十分な災害予防</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。<u>なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。</u></p> <p>d [略]</p> <p>e 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が<u>連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。</u></p> <p>f <u>効果的・効率的な防災対策を行うため、AI・IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。</u></p> <p>g <u>過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。</u></p>

第1編 総 則

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	計画の目的	<p>イ 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(7) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>a 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>b 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(4) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>a 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</p> <p>b 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</p> <p>c～g 〔略〕</p> <p>h 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、<u>遺体の処置は速やかに行う。</u></p> <p><u>i～k 〔略〕</u></p> <p>ウ 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(4) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>a 〔略〕</p> <p>b 〔略〕</p> <p>c 災害の防止とより快適な生活環境を目指して、災害に強いむらづくりを実施する。</p> <p><u>d・e 〔略〕</u></p>	<p>イ 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>(7) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>a <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</u></p> <p>b 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか、</u>高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。</p> <p>(4) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</p> <p>a <u>災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。</u></p> <p>b <u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。</u></p> <p>c～g 〔略〕</p> <p>h 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、<u>迅速な遺体対策を行う。</u></p> <p><u>i 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u></p> <p><u>j～l 〔略〕</u></p> <p>ウ 適切かつ速やかな災害復旧・復興</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(4) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>a 〔略〕</p> <p><u>b 物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。</u></p> <p>c 〔略〕</p> <p><u>d 再度災害の防止とより快適な生活環境を目指して、災害に強いむらづくりを実施する。</u></p> <p><u>e・f 〔略〕</u></p>

第1編 総 則

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	計画の目的	<p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 村及び関係機関等が行うべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>防災会議の委員への任命</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p>(3) 住民が行うべき事項</p> <p>住民は、「<u>自分の命は自分で守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭に置いた防災対策を平常時から講じる。</p> <p>[以下略]</p>	<p>(ウ) [略]</p> <p>(2) 村及び関係機関等が行うべき事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、<u>村防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む</u>など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立</p> <p>(3) 住民が行うべき事項</p> <p>住民は、「<u>自らの命は自らが守る</u>」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し合い、災害時を念頭に置いた防災対策を平常時から講じる。</p> <p>[以下略]</p>
2	計画の性格及び構成	<p>1 性格及び修正</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>村は、地域強靱化について、長野県強靱化計画の総合目標「<u>多くの災害から学び、生命・財産・暮らしを守りぬく</u>」を基本とし、基本目標である以下の内容を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</p> <p>ア <u>人命の保護が最大限図られること</u></p> <p>イ <u>負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</u></p> <p>ウ <u>必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</u></p> <p>エ <u>必要最低限のライフラインは確保し、これらの早期復旧を図ること</u></p> <p>オ <u>流通・経済活動が停滞しないこと</u></p> <p>カ <u>二次的な被害を発生させないこと</u></p> <p>キ <u>被災した方々が、元の暮らしに迅速に戻る</u></p>	<p>1 性格及び修正</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等</p> <p>村は、地域強靱化について、長野県強靱化計画の総合目標「<u>多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり</u>」を基本とし、基本目標である以下の内容を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。</p> <p>ア <u>あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる</u></p> <p>イ <u>負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する</u></p> <p>ウ <u>必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する</u></p> <p>エ <u>ライフラインの被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</u></p> <p>オ <u>流通・経済活動を停滞させない</u></p> <p>カ <u>被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る</u></p> <p>(4) <u>長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等</u></p> <p><u>長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。</u></p> <p><u>このため、村は、県及び関係機関と連携し、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害死ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。</u></p> <p>ア <u>2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。</u></p> <p>イ <u>自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。</u></p> <p>ウ <u>全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。</u></p>

第1編 総 則

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																												
2	計画の性格及び構成	[以下略]	<p>エ <u>平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。</u></p> <p>オ <u>プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などへの配慮に努める。</u></p> <p>[以下略]</p>																												
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>第1 実施責任 1～6 [略] 7 住 民 住民は、「<u>自分の命は自分で守る</u>」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から行う。</p> <p style="text-align: center;">村の防災のしくみ</p> <p>[図 略]</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1 村</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形村</td> <td>(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。</u> (8) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本広域消防局</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>(1) 長野県防災会議に関すること。 (2)～(9) [略]</td> </tr> <tr> <td>長野県警察本部 (松本警察署)</td> <td>(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u>に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は<u>死体</u>の検視に関すること。 (7)・(8) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	山形村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。</u> (8) [略]	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	松本広域消防局	(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2)～(9) [略]	長野県警察本部 (松本警察署)	(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u> に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は <u>死体</u> の検視に関すること。 (7)・(8) [略]	<p>第1 実施責任 1～6 [略] 7 住 民 住民は、「<u>自らの命は自らが守る</u>」との認識のもとに、地域、職場、家庭等においてお互いに協力し合い、災害時を念頭においた防災対策を平常時から行う。</p> <p style="text-align: center;">村の防災のしくみ</p> <p>[図 略]</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱 1 村</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形村</td> <td>(1) 防災会議、<u>警戒本部</u>及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</u> (8) [略] (9) <u>その他村の掌握事務についての防災対策に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本広域消防局</td> <td>(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する<u>災害時の避難</u>・救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 県</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県</td> <td>(1) 長野県防災会議、<u>県災害対策本部</u>に関すること。 (2)～(9) [略]</td> </tr> <tr> <td>長野県警察本部 (松本警察署)</td> <td>(1) [略] (2) 避難の指示に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は<u>遺体</u>の検視に関すること。 (7)・(8) [略]</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	山形村	(1) 防災会議、 <u>警戒本部</u> 及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</u> (8) [略] (9) <u>その他村の掌握事務についての防災対策に関すること。</u>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	松本広域消防局	(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する <u>災害時の避難</u> ・救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	長野県	(1) 長野県防災会議、 <u>県災害対策本部</u> に関すること。 (2)～(9) [略]	長野県警察本部 (松本警察署)	(1) [略] (2) 避難の指示に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は <u>遺体</u> の検視に関すること。 (7)・(8) [略]
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
山形村	(1) 防災会議及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>その他村の所掌事務についての防災対策に関すること。</u> (8) [略]																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
松本広域消防局	(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること。 (2)～(9) [略]																														
長野県警察本部 (松本警察署)	(1) [略] (2) <u>避難の勧告又は指示</u> に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は <u>死体</u> の検視に関すること。 (7)・(8) [略]																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
山形村	(1) 防災会議、 <u>警戒本部</u> 及び災害対策本部に関すること。 (2)～(6) [略] (7) <u>防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。</u> (8) [略] (9) <u>その他村の掌握事務についての防災対策に関すること。</u>																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
松本広域消防局	(1)・(2) [略] (3) 被災者に対する <u>災害時の避難</u> ・救助及び救護措置に関すること。 (4)～(6) [略]																														
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																														
長野県	(1) 長野県防災会議、 <u>県災害対策本部</u> に関すること。 (2)～(9) [略]																														
長野県警察本部 (松本警察署)	(1) [略] (2) 避難の指示に関すること。 (3)～(5) [略] (6) 行方不明者の調査又は <u>遺体</u> の検視に関すること。 (7)・(8) [略]																														

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																		
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="353 220 542 252">機 関 名</th> <th data-bbox="542 220 1211 252">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="353 435 542 1209">関東農政局 (長野県拠点)</td> <td data-bbox="542 435 1211 1209"><u>災害時における主要食料の供給に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="353 1209 542 1321">中部森林管理局 (中信森林管理署)</td> <td data-bbox="542 1209 1211 1321">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東農政局 (長野県拠点)	<u>災害時における主要食料の供給に関すること。</u>	中部森林管理局 (中信森林管理署)	〔略〕	<p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1265 220 1453 252">機 関 名</th> <th data-bbox="1453 220 2134 252">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1265 252 1453 363">関東財務局 (長野財務事務所)</td> <td data-bbox="1453 252 2134 363"> <u>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</u> <u>(2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 363 1453 435">関東信越厚生局</td> <td data-bbox="1453 363 2134 435"> <u>(1) 管内の被害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 435 1453 1209">関東農政局 (長野県拠点)</td> <td data-bbox="1453 435 2134 1209"> <u>(1) 災害予防対策</u> <u>ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</u> <u>(2) 応急対策</u> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</u> <u>(3) 復旧対策</u> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1209 1453 1321">中部森林管理局 (中信森林管理署)</td> <td data-bbox="1453 1209 2134 1321">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 1321 1453 1465">関東経済産業局</td> <td data-bbox="1453 1321 2134 1465"> <u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> <u>(3) 被災中小企業の振興に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	関東財務局 (長野財務事務所)	<u>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</u> <u>(2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</u>	関東信越厚生局	<u>(1) 管内の被害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</u>	関東農政局 (長野県拠点)	<u>(1) 災害予防対策</u> <u>ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</u> <u>(2) 応急対策</u> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</u> <u>(3) 復旧対策</u> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</u>	中部森林管理局 (中信森林管理署)	〔略〕	関東経済産業局	<u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> <u>(3) 被災中小企業の振興に関すること。</u>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																				
関東農政局 (長野県拠点)	<u>災害時における主要食料の供給に関すること。</u>																				
中部森林管理局 (中信森林管理署)	〔略〕																				
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																				
関東財務局 (長野財務事務所)	<u>(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。</u> <u>(2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。</u>																				
関東信越厚生局	<u>(1) 管内の被害状況の情報収集及び通報に関すること。</u> <u>(2) 関係機関との連絡調整に関すること。</u>																				
関東農政局 (長野県拠点)	<u>(1) 災害予防対策</u> <u>ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。</u> <u>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。</u> <u>(2) 応急対策</u> <u>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。</u> <u>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。</u> <u>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。</u> <u>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。</u> <u>オ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。</u> <u>(3) 復旧対策</u> <u>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。</u> <u>イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。</u>																				
中部森林管理局 (中信森林管理署)	〔略〕																				
関東経済産業局	<u>(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</u> <u>(2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。</u> <u>(3) 被災中小企業の振興に関すること。</u>																				

第1編 総 則

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																										
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="360 624 539 975">東京管区气象台 （長野地方气象台）</td> <td data-bbox="539 624 1218 975"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 975 539 1078">信越総合通信局</td> <td data-bbox="539 975 1218 1078"> <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動用通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1078 539 1222">長野労働局 （松本労働基準監督署）</td> <td data-bbox="539 1078 1218 1222"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>情報の収集及び調査に関する事</u> (2) <u>事業場における二次災害の発生の防止に関する事</u> (3) <u>被災者の救護対策に関する事</u> (4) <u>職員の派遣に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1222 539 1469">関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本建設事務</td> <td data-bbox="539 1222 1218 1469"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>防災上必要な教育及び訓練に関する事</u> (2) <u>災害に関する情報の収集及び広報に関する事</u> (3) <u>災害時における交通確保に関する事</u> (4) <u>災害危険地域の選定及び指導に関する事</u> (5) <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> (6) <u>災害時における応急工事に関する事</u> (7) <u>災害復旧工事に関する事</u> </td> </tr> </table>	東京管区气象台 （長野地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> 	信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動用通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> 	長野労働局 （松本労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>情報の収集及び調査に関する事</u> (2) <u>事業場における二次災害の発生の防止に関する事</u> (3) <u>被災者の救護対策に関する事</u> (4) <u>職員の派遣に関する事</u> 	関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本建設事務	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>防災上必要な教育及び訓練に関する事</u> (2) <u>災害に関する情報の収集及び広報に関する事</u> (3) <u>災害時における交通確保に関する事</u> (4) <u>災害危険地域の選定及び指導に関する事</u> (5) <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> (6) <u>災害時における応急工事に関する事</u> (7) <u>災害復旧工事に関する事</u> 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1267 185 1447 233">中部経済産業局</td> <td data-bbox="1447 185 2139 233">(1) <u>電気の供給の確保に必要な指導に関する事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 233 1447 336">関東東北産業保安監督部</td> <td data-bbox="1447 233 2139 336"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガス等危険物等の保安に関する事</u> (2) <u>鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 336 1447 408">中部近畿産業保安監督部</td> <td data-bbox="1447 336 2139 408">(1) <u>電気の保安に関する事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 408 1447 480">北陸信越運輸局</td> <td data-bbox="1447 408 2139 480">(1) <u>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 480 1447 624">東京航空局</td> <td data-bbox="1447 480 2139 624"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事</u> (2) <u>遭難航空機の捜索及び救助に関する事</u> (3) <u>指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 624 1447 975">東京管区气象台 （長野地方气象台）</td> <td data-bbox="1447 624 2139 975"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 975 1447 1078">信越総合通信局</td> <td data-bbox="1447 975 2139 1078"> <ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1078 1447 1222">長野労働局 （松本労働基準監督署）</td> <td data-bbox="1447 1078 2139 1222"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>事業場における産業災害の防止に関する事</u> (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1267 1222 1447 1469">関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本砂防事務所）</td> <td data-bbox="1447 1222 2139 1469"> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害予防</u> <ol style="list-style-type: none"> ア <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> イ <u>機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事</u> ウ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する事</u> (2) <u>応急・復旧</u> </td> </tr> </table>	中部経済産業局	(1) <u>電気の供給の確保に必要な指導に関する事</u>	関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガス等危険物等の保安に関する事</u> (2) <u>鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</u> 	中部近畿産業保安監督部	(1) <u>電気の保安に関する事</u>	北陸信越運輸局	(1) <u>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事</u>	東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事</u> (2) <u>遭難航空機の捜索及び救助に関する事</u> (3) <u>指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</u> 	東京管区气象台 （長野地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</u> 	信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> 	長野労働局 （松本労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>事業場における産業災害の防止に関する事</u> (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立に関する事</u> 	関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本砂防事務所）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害予防</u> <ol style="list-style-type: none"> ア <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> イ <u>機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事</u> ウ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する事</u> (2) <u>応急・復旧</u>
東京管区气象台 （長野地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> (2) <u>気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> 																												
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動用通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> 																												
長野労働局 （松本労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>情報の収集及び調査に関する事</u> (2) <u>事業場における二次災害の発生の防止に関する事</u> (3) <u>被災者の救護対策に関する事</u> (4) <u>職員の派遣に関する事</u> 																												
関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本建設事務	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>防災上必要な教育及び訓練に関する事</u> (2) <u>災害に関する情報の収集及び広報に関する事</u> (3) <u>災害時における交通確保に関する事</u> (4) <u>災害危険地域の選定及び指導に関する事</u> (5) <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> (6) <u>災害時における応急工事に関する事</u> (7) <u>災害復旧工事に関する事</u> 																												
中部経済産業局	(1) <u>電気の供給の確保に必要な指導に関する事</u>																												
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガス等危険物等の保安に関する事</u> (2) <u>鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</u> 																												
中部近畿産業保安監督部	(1) <u>電気の保安に関する事</u>																												
北陸信越運輸局	(1) <u>災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事</u>																												
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事</u> (2) <u>遭難航空機の捜索及び救助に関する事</u> (3) <u>指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事</u> 																												
東京管区气象台 （長野地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事</u> (2) <u>気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事</u> (3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事</u> (4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事</u> (5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事</u> 																												
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> (1)～(3) <u>〔略〕</u> (4) <u>災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事</u> 																												
長野労働局 （松本労働基準監督署）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>事業場における産業災害の防止に関する事</u> (2) <u>事業場における自主的防災体制の確立に関する事</u> 																												
関東地方整備局 長野国道事務所 （松本国道出張所） 北陸地方整備局 松本砂防事務所 （松本砂防事務所）	<ol style="list-style-type: none"> (1) <u>災害予防</u> <ol style="list-style-type: none"> ア <u>応急復旧用資機材の備蓄の推進に関する事</u> イ <u>機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施に関する事</u> ウ <u>関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に関する事</u> (2) <u>応急・復旧</u> 																												

第1編 総 則

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)		
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	所)	ア <u>応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に関する</u> <u>こと。</u> イ <u>防災関係機関との連携による応急対策の実施に関する</u> <u>こと。</u> ウ <u>路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に関する</u> <u>こと。</u> エ <u>所管施設の緊急点検の実施に関する</u> <u>こと。</u> オ <u>緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主</u> <u>的な応急対策の実施に関する</u> <u>こと。</u>		
		[略]	[略]		
		5 自衛隊	5 自衛隊		
		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
		陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動	陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に <u>関すること。</u> (2) 災害時における応急復旧活動に <u>関すること。</u>
		6 指定公共機関	6 指定公共機関		
		機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
		日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特 別事務取扱い及び援護対策 (2) 災害時における窓口業務の確保	日本郵便(株) 信越支社	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特 別事務取扱い及び援護対策に <u>関すること。</u> (2) 災害時における窓口業務の確保に <u>関すること。</u>
		[略]	[略]	[略]	[略]
		電気通信事業者	<u>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバン</u> <u>ク(株))</u> (1)・(2) [略]	電気通信事業者 <u>(NTT東日本</u> <u>(株)、(株)NTT</u> <u>ドコモ、KDDI</u> <u>(株)、ソフトバン</u> <u>ク(株)、楽天モバ</u> <u>イル(株))</u> (1)・(2) [略]	
[略]	[略]	[略]	[略]		
日本赤十字社 <u>(長野県支部)</u>	[略]	日本赤十字社長 野県支部	[略]		
[略]	[略]	国立病院機構 <u>(関東信越プロ</u> <u>ック)</u> (1) <u>医療、助産等救助、救護に関する</u> <u>こと。</u>			
[略]	[略]	[略]	[略]		

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
3	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱		(社福)長野県 社会福祉協議会
			(1) 災害ボランティアに関すること。 (2) 災害派遣福祉チーム (DWA T) に関すること。
		8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
		機 関 名	機 関 名
		処理すべき事務又は業務の大綱	処理すべき事務又は業務の大綱
		[略]	[略]
		松本信用金庫波田支店山形出張所	松本信用金庫波田支店山形出張所
			土地改良区
			ため池、ダム又は水門の防災に関すること。
			山形村社会福祉協議会
			(1) 村、県が行う地震災害応急対策の協力に関すること。 (2) 被災者の救助・救護活動、炊き出し及び義援金品の募集等の協力に関すること。 (3) ボランティアセンターの設置運営に関すること。 (4) 福祉避難所の設置運営に関すること。 (5) 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。
			社会福祉施設管理者
			(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
		区長の会 山形村社会福祉協議会 山形村民生児童委員協議会 山形村赤十字奉仕団 PTA (山形小学校、鉢盛中学校) 保育園保護者会	区長の会 各地区自主防災会 山形村民生児童委員協議会 山形村赤十字奉仕団 PTA (山形小学校、鉢盛中学校) 保育園保護者会
		(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略] (3) 各種団体の活動に関連した防災上必要な活動に関すること。
		危険物施設の管理者 (資料13-1参照)	危険物施設の管理者 (資料12-1参照)
		(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																																												
4	山形村の地勢と災害要因、災害記録	<p>1 自然的条件</p> <p>(1) 地 勢 [略]</p> <p>土地利用の状況 (平成31年1月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>総 面 積</th> <th>24.98km²</th> <th>100.0%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田 畑</td> <td>8.01</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>山 林</td> <td>7.96</td> <td>31.9</td> </tr> <tr> <td>原 野</td> <td>0.07</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>宅 地</td> <td>2.58</td> <td>10.3</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>6.36</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>可 住 地</td> <td>10.59</td> <td>42.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 位 置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>北 緯</th> <th>東 経</th> <th>海 抜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形村役場</td> <td>[略]</td> <td>36°9'54"</td> <td>137°52'55"</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 気 候</p> <p>一般に平たん地気候に属する。過去5年間の平均気温は11.7℃であるが、寒暖の差が大きく内陸性気候の性質をもっている。年間降水量・降雪量は1,000mm前後と比較的少なく、日照時間は長い。また、湿度が低く、空気の澄んだ自然環境に恵まれている。</p> <p>(4) 自然条件にみる災害の要因</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>土石流危険溪流</u> 本村には土石流危険溪流が2箇所あり、土砂がたい積し河床が上昇している。豪雨時には周辺の集落で被害が予想されるため、その対策が必要である。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>カ 焼岳の活動 大正13年の大噴火によって本村へ降灰の被害をもたらした焼岳は、<u>現在も噴煙を上げてはいるものの、昭和39年からは活動を休止している。しかしながら、今後とも噴火活動については、常に注意深く留意していく必要がある。</u></p> <p>キ 御嶽山の活動 平成26年11月の噴火(水蒸気爆発)の噴石等により、多大な人的被害が発生した。また、火砕流や降灰にいたっては、西側は岐阜県下呂市、東側は山梨県甲府市に至るまでの広範囲の発生が確認されている。</p>	総 面 積	24.98km ²	100.0%	田 畑	8.01	32.0	山 林	7.96	31.9	原 野	0.07	0.3	宅 地	2.58	10.3	そ の 他	6.36	25.5	可 住 地	10.59	42.3	名 称	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜	山形村役場	[略]	36°9'54"	137°52'55"	[略]	<p>1 自然的条件</p> <p>(1) 地 勢 [略]</p> <p>土地利用の状況 (令和7年1月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">総 面 積</th> <th colspan="2">面積 (km²)</th> <th colspan="2">面積割合 (%)</th> </tr> <tr> <th>24.98</th> <th>100.0</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">内 訳</td> <td>田 畑</td> <td>7.97</td> <td colspan="2">31.9</td> </tr> <tr> <td>山 林</td> <td>7.96</td> <td colspan="2">31.9</td> </tr> <tr> <td>原 野</td> <td>0.07</td> <td colspan="2">0.3</td> </tr> <tr> <td>宅 地</td> <td>2.61</td> <td colspan="2">10.4</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>6.37</td> <td colspan="2">25.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">可 住 地 (田畑+宅地)</td> <td>10.58</td> <td colspan="2">42.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 位 置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>北 緯</th> <th>東 経</th> <th>海 抜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形村役場</td> <td>[略]</td> <td>36°10'05"</td> <td>137°52'44"</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 気 候</p> <p>一般に平たん地気候に属する。過去5年間の平均気温は12.4℃であるが、寒暖の差が大きく内陸性気候の性質をもっている。年間降水量は1,200mm前後と日本全国の平均と比較するとやや少なく、日照時間は長い。また、湿度が低く、空気の澄んだ自然環境に恵まれている。</p> <p>(4) 自然条件にみる災害の要因</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>土砂災害危険区域</u> 本村には、土砂災害危険区域として急傾斜地の崩壊68箇所、土石流27箇所が存在する。豪雨時には周辺の集落で被害が予想されるため、その対策が必要である。</p> <p>ウ～オ [略]</p> <p>カ 焼岳の活動 大正13年の大噴火によって本村へ降灰の被害をもたらした焼岳は、<u>昭和39年以降は噴火活動を起こしていないものの、火口からの噴気活動は現在も続いているため、今後とも噴火活動については、常に注意深く留意していく必要がある。</u></p> <p>キ 御嶽山の活動 平成26年11月の噴火(水蒸気爆発)の噴石等により、多大な人的被害が発生した。また、火砕流や降灰にいたっては、西側は岐阜県下呂市、東側は山梨県甲府市に至るまでの広範囲の発生が確認されている。<u>現在も火口付近では噴気活動が継続しており、焼岳と同様に今後とも噴火活動については、常に注意深く留意していく必要がある。</u></p>	総 面 積	面積 (km ²)		面積割合 (%)		24.98	100.0			内 訳	田 畑	7.97	31.9		山 林	7.96	31.9		原 野	0.07	0.3		宅 地	2.61	10.4		そ の 他	6.37	25.5		可 住 地 (田畑+宅地)		10.58	42.3		名 称	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜	山形村役場	[略]	36°10'05"	137°52'44"	[略]
総 面 積	24.98km ²	100.0%																																																																													
田 畑	8.01	32.0																																																																													
山 林	7.96	31.9																																																																													
原 野	0.07	0.3																																																																													
宅 地	2.58	10.3																																																																													
そ の 他	6.36	25.5																																																																													
可 住 地	10.59	42.3																																																																													
名 称	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜																																																																											
山形村役場	[略]	36°9'54"	137°52'55"	[略]																																																																											
総 面 積	面積 (km ²)		面積割合 (%)																																																																												
	24.98	100.0																																																																													
内 訳	田 畑	7.97	31.9																																																																												
	山 林	7.96	31.9																																																																												
	原 野	0.07	0.3																																																																												
	宅 地	2.61	10.4																																																																												
	そ の 他	6.37	25.5																																																																												
可 住 地 (田畑+宅地)		10.58	42.3																																																																												
名 称	所 在 地	北 緯	東 経	海 抜																																																																											
山形村役場	[略]	36°10'05"	137°52'44"	[略]																																																																											

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
4	山形村の地勢と災害要因、災害記録	<p>(5) 地震の可能性</p> <p>県域的には、火山帯に加えて、我が国を代表する2本の地殻構造線（糸魚川－静岡構造線、中央構造線）が走っており、大規模直下型地震が予想される牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線活断層系による地震、大町付近地震などの可能性もあり、本村への被害が予想される。</p> <p>山形村における地質を構造的に見ると、〔後略〕</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人 口</p> <p>本村の人口推移を見ると、松本、塩尻の中間点という立地条件もあり、松本市や塩尻市等のベッドタウンとして、世帯数、人口ともに一時期増加していたが、現在は宅地造成地の減少もあり、微減に転じており、世帯数3,082、総人口8,708人となっている。（令和2年1月現在）。一方、高齢化率は26.8%（平成27年国勢調査）と、平成22年（22.6%、国勢調査）と比べやや増加傾向にある。</p> <p>(2) 産 業</p> <p>本村の産業別就業人口は、第一次産業18.4%、第二次産業26.9%、第三次産業53.9%（平成27年の国勢調査）となっている。</p> <p>〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 社会的条件による災害の要因</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 住宅密集と人口集中</p> <p>集落地に人口が集中していることは、警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、一たび災害が発生した場合にはそれだけ住家、住民に被害が出やすい。とりわけ、地震の二次災害としての火災の恐ろしさは、阪神・淡路大震災が示したところである。日常の点検を踏まえた改善及び消防・防災対策の一層の強化が必要である。</p> <p>オ～キ 〔略〕</p> <p>3 災害記録</p> <p>過去の災害履歴は資料17－1に掲げるとおりである。</p>	<p>(5) 地震の可能性</p> <p>県域的には、火山帯に加えて、我が国を代表する2本の地殻構造線（糸魚川－静岡構造線、中央構造線）が走っており、大規模直下型地震が予想される牛伏寺断層を含む糸魚川－静岡構造線活断層系による地震、大町付近地震などの可能性もあり、本村への被害が予想される。</p> <p><u>最近では、平成23年6月30日に発生した長野県中部地震において、松本市を中心とした震度5強の地震が発生している。当村で観測された最大震度は4であったが、さらに大規模な直下型地震が起これば、本村においても多大な被害が及ぶ可能性は十分にあるといえる。</u></p> <p>山形村における地質を構造的に見ると、〔後略〕</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人 口</p> <p>本村の人口推移を見ると、松本、塩尻の中間点という立地条件もあり、松本市や塩尻市等のベッドタウンとして、世帯数、人口ともに一時期増加していたが、現在は宅地造成地の減少もあり、微減に転じており、世帯数3,265、総人口8,474人となっている。（令和7年6月1日現在）。一方、高齢化率は29.0%（令和2年国勢調査）と、平成27年（26.9%、国勢調査）と比べやや増加傾向にある。</p> <p>(2) 産 業</p> <p>本村の産業別就業人口は、第一次産業17.7%、第二次産業28.0%、第三次産業54.3%（令和2年国勢調査）となっている。</p> <p>〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 社会的条件による災害の要因</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 住宅密集と人口集中</p> <p>集落地に人口が集中していることは、警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、一たび災害が発生した場合にはそれだけ住家、住民に被害が出やすい。とりわけ、地震の二次災害としての火災の恐ろしさは、<u>関東大震災や阪神・淡路大震災</u>が示したところである。日常の点検を踏まえた改善及び消防・防災対策の一層の強化が必要である。</p> <p>オ～キ 〔略〕</p> <p>3 災害記録</p> <p>過去の災害履歴は資料17－1に掲げるとおりである。</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																																																																																																																																																																																																	
5	地震被害想定	<p>第2 想定地震</p> <p style="text-align: center;">想定地震の諸元</p> <p>[表 略]</p> <p>この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「<u>境峠・神谷断層帯 (主部) の地震</u>」である。このため、以下、「<u>境峠・神谷断層帯 (主部) の地震</u>」についての想定結果を中心に記述する。</p> <p>なお、[後略]</p> <p>第3 想定結果</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被害想定結果</p> <p>(1) 建物被害 (棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">揺 れ</th> <th>断層変位</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th>火災</th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>焼失</th> <th>全壊・焼失</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*</td> <td><u>20</u></td> <td>10</td> <td><u>110</u></td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>10</td> <td><u>130</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人的被害</p> <p>ア 死者・負傷者・重傷者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物倒壊</th> <th>うち屋内収容物</th> <th>土砂災害</th> <th>火災</th> <th>ブロック塀等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>* (0)</td> <td></td> <td>* (*)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (0)</td> <td>* (*)</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td><u>20</u> (*)</td> <td></td> <td>* (*)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (*)</td> <td><u>20</u> (*)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>10 (0)</td> <td></td> <td>* (*)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (0)</td> <td>10 (*)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 自力脱出困難者・避難者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自力脱出困難者数</th> <th colspan="2">被災1日後</th> <th colspan="2">被災2日後</th> <th colspan="2">被災1週間後</th> <th colspan="2">被災1か月後</th> </tr> <tr> <th>避難者数</th> <th>避難所外</th> <th>避難者数</th> <th>避難所外</th> <th>避難者数</th> <th>避難所外</th> <th>避難者数</th> <th>避難所外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* (0)</td> <td><u>40</u></td> <td><u>10</u></td> <td><u>450</u></td> <td><u>220</u></td> <td><u>240</u></td> <td><u>120</u></td> <td><u>70</u></td> <td><u>50</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3) ライフライン被害 (被災直後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上水道</th> <th>下水道</th> <th>都市ガス</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水人口 (人)</td> <td>支障をきたす人数 (人)</td> <td>配給停止戸数 (戸)</td> <td>停電軒数 (軒)</td> </tr> <tr> <td><u>2,331</u></td> <td><u>5,990</u></td> <td></td> <td><u>2,150</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 物資不足量 (1日後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食料 (食)</th> <th>飲料水 (ℓ)</th> <th>毛布 (枚)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>451</u></td> <td><u>△6,692</u></td> <td><u>56</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1・※2 [略]</p> <p>※3 △は不足量を示す。正の数は需要量を上回る量を示す。</p> <p>※4 各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。</p>	液状化		揺 れ		断層変位	土砂災害		火災	合 計		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊	*	<u>20</u>	10	<u>110</u>	0	*	*	0	10	<u>130</u>		建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計	死者数	* (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)	負傷者数	<u>20</u> (*)		* (*)	0 (0)	* (*)	<u>20</u> (*)	重傷者数	10 (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)	自力脱出困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後		避難者数	避難所外	避難者数	避難所外	避難者数	避難所外	避難者数	避難所外	* (0)	<u>40</u>	<u>10</u>	<u>450</u>	<u>220</u>	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>70</u>	<u>50</u>	上水道	下水道	都市ガス	電力	断水人口 (人)	支障をきたす人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)	<u>2,331</u>	<u>5,990</u>		<u>2,150</u>	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	<u>451</u>	<u>△6,692</u>	<u>56</u>	<p>第2 想定地震</p> <p style="text-align: center;">想定地震の諸元</p> <p>[表 略]</p> <p>この中で、本村に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「<u>糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (全体)</u>」である。このため、以下、「<u>糸魚川-静岡構造線断層帯の地震 (全体)</u>」についての想定結果を中心に記述する。</p> <p>なお、[後略]</p> <p>第3 想定結果</p> <p>1 [略]</p> <p>2 被害想定結果</p> <p>(1) 建物被害 (棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">液状化</th> <th colspan="2">揺 れ</th> <th>断層変位</th> <th colspan="2">土砂災害</th> <th>火災</th> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>全壊</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>焼失</th> <th>全壊・焼失</th> <th>半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>*</td> <td><u>10</u></td> <td>10</td> <td><u>130</u></td> <td>0</td> <td>*</td> <td>*</td> <td>0</td> <td>10</td> <td><u>140</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人的被害</p> <p>ア 死者・負傷者・重傷者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建物倒壊</th> <th>うち屋内収容物</th> <th>土砂災害</th> <th>火災</th> <th>ブロック塀等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>* (0)</td> <td></td> <td>* (*)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (0)</td> <td>* (*)</td> </tr> <tr> <td>負傷者数</td> <td><u>30</u> (*)</td> <td></td> <td><u>10</u> (10)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (0)</td> <td><u>30</u> (*)</td> </tr> <tr> <td>重傷者数</td> <td>10 (0)</td> <td></td> <td>* (*)</td> <td>0 (0)</td> <td>* (0)</td> <td>10 (*)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 自力脱出困難者・避難者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自力脱出困難者数</th> <th colspan="2">被災1日後</th> <th colspan="2">被災2日後</th> <th colspan="2">被災1週間後</th> <th colspan="2">被災1か月後</th> </tr> <tr> <th>避難者</th> <th>避難所</th> <th>避難者</th> <th>避難所</th> <th>避難者</th> <th>避難所</th> <th>避難者</th> <th>避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>* (0)</td> <td><u>50</u></td> <td><u>30</u></td> <td><u>20</u></td> <td><u>490</u></td> <td><u>250</u></td> <td><u>250</u></td> <td><u>270</u></td> <td><u>130</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>130</u></td> <td><u>90</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>30</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>60</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ [略]</p> <p>(3) ライフライン被害 (被災直後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上水道</th> <th>下水道</th> <th>都市ガス</th> <th>電力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>断水人口 (人)</td> <td>支障をきたす人数 (人)</td> <td>配給停止戸数 (戸)</td> <td>停電軒数 (軒)</td> </tr> <tr> <td><u>6,060</u></td> <td><u>6,620</u></td> <td></td> <td><u>2,180</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1・※2 [略]</p> <p>※3 各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。</p>	液状化		揺 れ		断層変位	土砂災害		火災	合 計		全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊	*	<u>10</u>	10	<u>130</u>	0	*	*	0	10	<u>140</u>		建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計	死者数	* (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)	負傷者数	<u>30</u> (*)		<u>10</u> (10)	0 (0)	* (0)	<u>30</u> (*)	重傷者数	10 (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)	自力脱出困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後		避難者	避難所	避難者	避難所	避難者	避難所	避難者	避難所	* (0)	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>490</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>270</u>	<u>130</u>								<u>130</u>	<u>90</u>									<u>30</u>									<u>60</u>	上水道	下水道	都市ガス	電力	断水人口 (人)	支障をきたす人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)	<u>6,060</u>	<u>6,620</u>		<u>2,180</u>
液状化		揺 れ		断層変位	土砂災害		火災	合 計																																																																																																																																																																																																																												
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊																																																																																																																																																																																																																											
*	<u>20</u>	10	<u>110</u>	0	*	*	0	10	<u>130</u>																																																																																																																																																																																																																											
	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計																																																																																																																																																																																																																														
死者数	* (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)																																																																																																																																																																																																																														
負傷者数	<u>20</u> (*)		* (*)	0 (0)	* (*)	<u>20</u> (*)																																																																																																																																																																																																																														
重傷者数	10 (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)																																																																																																																																																																																																																														
自力脱出困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後																																																																																																																																																																																																																													
	避難者数	避難所外	避難者数	避難所外	避難者数	避難所外	避難者数	避難所外																																																																																																																																																																																																																												
* (0)	<u>40</u>	<u>10</u>	<u>450</u>	<u>220</u>	<u>240</u>	<u>120</u>	<u>70</u>	<u>50</u>																																																																																																																																																																																																																												
上水道	下水道	都市ガス	電力																																																																																																																																																																																																																																	
断水人口 (人)	支障をきたす人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)																																																																																																																																																																																																																																	
<u>2,331</u>	<u>5,990</u>		<u>2,150</u>																																																																																																																																																																																																																																	
食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)																																																																																																																																																																																																																																		
<u>451</u>	<u>△6,692</u>	<u>56</u>																																																																																																																																																																																																																																		
液状化		揺 れ		断層変位	土砂災害		火災	合 計																																																																																																																																																																																																																												
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊																																																																																																																																																																																																																											
*	<u>10</u>	10	<u>130</u>	0	*	*	0	10	<u>140</u>																																																																																																																																																																																																																											
	建物倒壊	うち屋内収容物	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計																																																																																																																																																																																																																														
死者数	* (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	* (*)																																																																																																																																																																																																																														
負傷者数	<u>30</u> (*)		<u>10</u> (10)	0 (0)	* (0)	<u>30</u> (*)																																																																																																																																																																																																																														
重傷者数	10 (0)		* (*)	0 (0)	* (0)	10 (*)																																																																																																																																																																																																																														
自力脱出困難者数	被災1日後		被災2日後		被災1週間後		被災1か月後																																																																																																																																																																																																																													
	避難者	避難所	避難者	避難所	避難者	避難所	避難者	避難所																																																																																																																																																																																																																												
* (0)	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>20</u>	<u>490</u>	<u>250</u>	<u>250</u>	<u>270</u>	<u>130</u>																																																																																																																																																																																																																												
							<u>130</u>	<u>90</u>																																																																																																																																																																																																																												
								<u>30</u>																																																																																																																																																																																																																												
								<u>60</u>																																																																																																																																																																																																																												
上水道	下水道	都市ガス	電力																																																																																																																																																																																																																																	
断水人口 (人)	支障をきたす人数 (人)	配給停止戸数 (戸)	停電軒数 (軒)																																																																																																																																																																																																																																	
<u>6,060</u>	<u>6,620</u>		<u>2,180</u>																																																																																																																																																																																																																																	

第1章 災害予防計画

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	風水害に強いむらづくり	<p>村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。</p> <p>1 総合的風水害対策の推進 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>2 風水害に強いむらの形成</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 〔略〕</p>	<p>村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いむらづくりを推進する。</p> <p><u>また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。</u></p> <p>1 総合的風水害対策の推進 (1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協働体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>2 風水害に強いむらの形成</p> <p>(1) <u>治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。</u></p> <p><u>また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	風水害に強いむらづくり	<p>(5) <u>道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(6) <u>災害発生のおそれのある区域については、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進を図る。</u></p> <p>(7)・(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制等による流域の保水・遊水機能の確保を図る。</u></p>	<p>(7) <u>道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>(8) <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>(9) <u>アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。</u></p> <p>(10) <u>溢水、湛水等による災害発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進を図る。</u></p> <p>(11)・(12) 〔略〕</p> <p>(13) <u>防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能の確保を図る。</u></p> <p>(14) <u>浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</u></p> <p>(15) <u>浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について本計画に定める（資料7-2参照）。</u></p> <p>(16) <u>名称及び所在地を定めたこれらの施設について、村は、本計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</u></p> <p>(17) <u>浸水想定区域を含む場合は、本計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。</u></p> <p>(18) <u>洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進を図る。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	風水害に強いむらづくり	<p>(10) <u>土石流危険溪流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設等の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置の検討など、総合的な土砂災害対策を推進する。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>床上浸水対策や、指定緊急避難場所及び指定避難所、病院等防災関連施設に対する土砂災害対策の重点実施等の生活防災緊急対策の推進を図る。</u></p> <p>(13) <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。</u> <u>特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダム</u> <u>の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p>(14) <u>農業用排水施設の整備、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>3 風水害に対する建築物等の安全性の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>強風による落下物の防止対策を図る。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>4 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(19) <u>洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。</u></p> <p>(20) <u>土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設等の整備に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。</u></p> <p>(21) <u>高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策を推進する。</u></p> <p>(22) [略]</p> <p>(23) <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進する。</u> <u>特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u> <u>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施する。</u></p> <p>(24) <u>農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。</u></p> <p>(25) [略]</p> <p>3 風水害に対する建築物等の安全性の確保</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>4 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) [略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	風水害に強いむらづくり	<p>(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村は、上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達する余裕がないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。</p> <p>また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>(6) 他関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</p> <p>(7) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</p> <p>(8) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</p> <p>(9) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害発生直前対策	<p>風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ<u>気象情報、警報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</u></p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象情報、警報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」の「気象地震等予警報及び異常現象等の受理伝達系統」のとおりである。村は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。</p> <p>2 避難誘導體制の整備 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>(6) <u>洪水等に対する住民の警戒避難体制として、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u> 国及び県は、これらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p> <p>(7) 〔略〕</p>	<p>風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ<u>気象警報・注意報等の伝達体制、住民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</u></p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第2節「災害直前活動」の「気象地震等予警報及び異常現象等の受理伝達系統」のとおりである。村は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。</p> <p>2 避難誘導體制の整備 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u> また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在中の用にも供することについて定めるなど、<u>広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u></p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) <u>避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</u></p> <p>(7) <u>洪水等に対する住民の警戒避難体制として、河川等の氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。</u></p> <p>国及び県は、これらの基準及び<u>対象区域</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。</p> <p>(8) <u>土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。</u></p> <p>(9) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害発生直前対策	<p>3 災害未然防止活動</p> <p>災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。</p> <p>〔略〕</p>	<p>3 災害未然防止活動</p> <p>(1) <u>大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</u></p> <p>(2) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。</p> <p>〔略〕</p>
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制</p> <p>ア 被害状況等の情報収集ルート及び被害調査担当部は、本編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、各部内の班ごとの役割分担、担当者等を各部内であらかじめ定めておく。</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>カ <u>情報収集手段としてのインターネット（庁内のイントラネットを含む）、音声告知放送及び職員向けメール配信等の活用について推進する。</u></p> <p>キ <u>県河川砂防情報ステーション（インターネット）を活用する。</u></p> <p>ク <u>雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</u></p> <p>ケ <u>震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。</u></p> <p>コ 〔略〕</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>ア <u>土砂災害の危険箇所等の自然情報、避難所及び避難経路等の防災関連情報のデータベース化を図る。</u></p> <p>イ <u>蓄積された情報をもとにした被害予測、想定訓練等データの活用方法について検討する。</u></p> <p>ウ <u>各種災害におけるハザードマップ、避難路マップ、水利マップ等により、蓄積した情報を消防団等の防災関係機関及び住民に周知する。</u></p> <p>エ <u>被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</u></p>	<p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 情報の収集・連絡体制</p> <p>ア 被害状況等の情報収集ルート及び被害調査担当部は、本編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、各部内の班ごとの役割分担、担当者、<u>目標時間等</u>を各部内であらかじめ定めておく。</p> <p>イ～オ 〔略〕</p> <p>カ <u>国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WE B）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。</u></p> <p>キ <u>雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。</u></p> <p>ク 〔略〕</p> <p>(2) 情報の分析整理</p> <p>村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。</p> <p>また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
3	情報の収集・連絡体制計画	<p>2 通信手段の確保</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 通信訓練の実施 村、防災関係機関が参加する災害時を想定した非常通信訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 応急対策機器の整備 衛星携帯電話、MC A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5)～(7) 〔略〕</p>	<p>2 通信手段の確保</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 通信訓練の実施 <u>通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、災害時を想定した非常通信訓練を定期的実施する。</u></p> <p>(3) 応急対策機器の整備 衛星携帯電話、MC A移動無線、<u>公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>アマチュア無線局の協力体制構築</u> <u>災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。</u></p> <p>(6)～(8) 〔略〕</p>
4	活動体制計画	<p>〔略〕</p> <p>このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、<u>発災時</u>における活動体制の整備を図る。</p> <p>〔略〕</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 初動期において、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した初動マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練の実施</u>を図る。</p> <p>(5) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような<u>仕組みの構築</u>に努める。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 防災中枢機能等の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>また、<u>代替エネルギーシステムの活用</u>を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>このため、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、<u>災害時</u>における活動体制の整備を図る。</p> <p>〔略〕</p> <p>1 職員の非常参集体制の整備</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 初動期において、<u>災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した初動マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練の実施</u>を図る。</p> <p>(5) 応急対策全般への対応力を高めるため、<u>国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築すること</u>に努める。</p> <p>(6) <u>発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。</u></p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 防災中枢機能等の確保</p> <p>〔略〕</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用</u>を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																								
4	活動体制計画	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 業務継続性の確保 村は、<u>災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u></p> <p>(1) <u>災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>6 業務継続性の確保 村は、<u>災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる要員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。</u></p> <p>(1) <u>災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる要員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画に基づき、業務継続性の確保を図る。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p>																								
5	広域相互応援計画	<p>村は、災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合<u>には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づく協力が得られるよう、あらかじめ体制の整備を図る。</u></p> <p>1 相互応援協定の締結等 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長野県市町村災害時相互応援協定書</td> <td>長野県内の市町村</td> <td> (1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>被災者の一時収容のための施設</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 </td> </tr> <tr> <td><u>災害時の医療救護についての協定書</u></td> <td><u>一般社団法人塩筑医師会</u></td> <td> <u>避難場所及び災害現場等に設置する救護所への医療救護班の派遣による次の医療救護活動</u> (1) <u>負傷のトリアージ</u> (2) <u>救急処置の実施</u> </td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	[略]	[略]	[略]	長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>被災者の一時収容のための施設</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	<u>災害時の医療救護についての協定書</u>	<u>一般社団法人塩筑医師会</u>	<u>避難場所及び災害現場等に設置する救護所への医療救護班の派遣による次の医療救護活動</u> (1) <u>負傷のトリアージ</u> (2) <u>救急処置の実施</u>	<p>村は、災害発生時において、その規模及び被害の状況から、村のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合<u>に備え、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。</u></p> <p><u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>1 相互応援協定の締結等 [略]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>協定締結先</th> <th>応援内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>長野県市町村災害時相互応援協定書</td> <td>長野県内の市町村</td> <td> (1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] エ <u>前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条に定める救助</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 </td> </tr> <tr> <td><u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱</u></td> <td><u>長野県水道協議会会員（市町村、水道企業団、一部事業団、一部事業</u></td> <td> (1) <u>応急給水作業</u> (2) <u>応急復旧作業</u> (3) <u>応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出</u> </td> </tr> </tbody> </table>	協定名	協定締結先	応援内容	[略]	[略]	[略]	長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] エ <u>前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条に定める救助</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項	<u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱</u>	<u>長野県水道協議会会員（市町村、水道企業団、一部事業団、一部事業</u>	(1) <u>応急給水作業</u> (2) <u>応急復旧作業</u> (3) <u>応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出</u>
協定名	協定締結先	応援内容																									
[略]	[略]	[略]																									
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>被災者の一時収容のための施設</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項																									
<u>災害時の医療救護についての協定書</u>	<u>一般社団法人塩筑医師会</u>	<u>避難場所及び災害現場等に設置する救護所への医療救護班の派遣による次の医療救護活動</u> (1) <u>負傷のトリアージ</u> (2) <u>救急処置の実施</u>																									
協定名	協定締結先	応援内容																									
[略]	[略]	[略]																									
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあつせん ア～エ [略] オ <u>避難収容施設（避難所、応急仮設住宅等）</u> カ [略] (2) [略] (3) その他 ア～ウ [略] エ <u>前2号に掲げるもののほか、災害救助法第4条に定める救助</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項																									
<u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱</u>	<u>長野県水道協議会会員（市町村、水道企業団、一部事業団、一部事業</u>	(1) <u>応急給水作業</u> (2) <u>応急復旧作業</u> (3) <u>応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出</u>																									

節	節名	旧（令和3年2月）		新（令和7年度修正案）		
5	広域相互応援計画			<p>(3) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定 (4) 消防本部などへの傷病者の搬送要請 (5) 死体の検案と検案書の作成 (6) 救急活動の記録 (7) その他必要な事項</p>	務組合、長野県企業局)	前各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。
		災害時の応急措置に関する協定書	山形村建設安全協議会	災害時における応急措置	災害時における相互協力に関する協定書	<p>(1) 山形村の救助活動に必要となる活動拠点への電力供給及び停電情報等の提供 (2) 中部電力（株）の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路道路啓開処置 (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項</p>
		災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電気保安協会	電源の復旧支援及び情報提供	災害時における相互協力に関する協定書	<p>(1) 山形村の救助活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供 (2) 東日本電信電話（株）の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等の道路啓開処置 (3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項</p>
		大規模災害等発生時における医療救護班派遣に関する協定書	松本市立病院	<p>医療救護所への医療救護班の派遣による次の医療救護活動 (1) 災害医療情報の収集及び伝達 (2) トリアージ、応急措置、搬送等 (3) 災害対策本部及び他の医療従事者に対する医療支援 (4) その他災害現場等における救命活動に必要な措置</p>	2 相互応援体制の整備 (1)・(2) 〔略〕 (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。 (5) 〔略〕 (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。	
		2 相互応援体制の整備		2 相互応援体制の整備		
		(1)・(2) 〔略〕		(1)・(2) 〔略〕		
		(3) 〔略〕		(3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。 (5) 〔略〕 (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。		
		3 〔略〕		3 〔略〕		
		4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備		4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備		
		<p>県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p>		<p>県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。</p>		

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
5	広域相互応援計画	<p>また、〔後略〕</p> <p>5 広域防災拠点の確保 <u>村は、県及び関係機関と協力し、次のとおり広域防災拠点の確保に努める。</u> <u>地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市村との連携、集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。</u> <u>選定された拠点ごとに、村、県及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状況、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。</u> <u>関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。</u> 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</p>	<p>また、〔後略〕</p> <p>5 広域防災拠点の確保 <u>(1) 村は、大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、応援計画を策定する。</u> <u>(2) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。</u></p>
6	救助・救急・医療計画	<p>4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 〔関係機関〕 (1) 〔略〕 (2) 信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる<u>緊急搬送の協力体制について整備を行う。</u></p> <p>5 消防、医療及びその他関係機関との連絡体制の整備 災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。</p> <p><u>また、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。</u></p> <p>(1) 〔略〕 (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。</p> <p><u>(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。</u></p>	<p>4 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備 〔関係機関〕 (1) 〔略〕 (2) 信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる<u>救急搬送の協力体制について整備を行う。</u></p> <p>5 消防、医療及びその他関係機関との連絡体制の整備 災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。 <u>また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。</u> <u>このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。</u></p> <p>(1) 〔略〕 (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。 <u>また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。</u></p> <p><u>(3) 関係機関の協力を得て、村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	消防活動計画	<p><u>消防力の強化、活動体制の整備及び防火思想の普及徹底によって、火災による被害の未然防止及び軽減を図る。</u></p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、<u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図る。</u></p> <p>(3) <u>青年層、女性層を中心に団員の入団を促進し、消防団の活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで、消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p>(4) <u>消防団の役割と地域の実情に応じた消防団体制、分団編成等について検討していく。</u></p> <p>2 消防水利の多様化及び適正化</p> <p>(1) 「<u>消防力の整備指針</u>」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、地震等による水道施設の損壊により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、<u>耐震性貯水槽の整備、河川等自然水利の活用及びプール、ため池等の活用による消防水利の多様化を図る。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 自主防災組織の活動促進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>自主防災組織の資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により平常時から消防団との連携強化を図る。</u></p>	<p><u>大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</u></p> <p>1 消防体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は年々減少する傾向にあるので、<u>次の対策を実施し人員の確保を図る。</u></p> <p>ア <u>消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。</u></p> <p>イ <u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。</u></p> <p>ウ <u>消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。</u></p> <p>(3) <u>広域消防体制の推進</u> <u>消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。</u></p> <p>2 消防水利の多様化及び適正化</p> <p>(1) 「<u>消防水利の基準</u>」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、地震等による水道施設の損壊により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、<u>防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の指定消防水利としての活用による消防水利の多様化を図る。</u></p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 自主防災組織の活動促進</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>自主防災組織の資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により平常時から消防本部、消防団との連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	消防活動計画	<p>6 住民が実施すべき対策</p> <p>(1) 住民は、<u>災害発生時</u>には、使用中のガスコンロ、ストーブ等火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することに心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器・消火バケツの常備及び消火用水のくみ置きの実施、感震ブレーカーの設置等、<u>且ごろ</u>から火災予防に努めるものとする。</p> <p>(2) 住民は、消火器、消火栓等の取扱い方法を習熟するよう努め、<u>火災発生</u>において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。</p>	<p>8 住民が実施すべき対策</p> <p>(1) 住民は、<u>災害時</u>には、使用中のガスコンロ、ストーブ等火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することに心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器・消火バケツの常備及び消火用水のくみ置きの実施、感震ブレーカーの設置等、<u>平時</u>から火災予防に努めるものとする。</p> <p>(2) 住民は、消火器、消火栓等の取扱い方法を習熟するよう努め、<u>火災発生時</u>において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。</u></p>
8	水防活動計画	<p><u>災害時における土石流の発生及び堤防の決壊等に備え、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を整備する。</u></p> <p>1 村の対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>ア 重要水防区域周辺の<u>竹立木</u>、木材等洪水時に使用できる資材の確認</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>(11) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施（年1回以上）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>大規模災害時において、水防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</u></p> <p>1 村の対策</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項</p> <p>ア 重要水防区域周辺の<u>立竹木</u>、木材等洪水時に使用できる資材の確認</p> <p>イ [略]</p> <p>(3)～(9) [略]</p> <p>(10) <u>村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める（資料7－2参照）。</u></p> <p>(11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備</p> <p>(12) 次に掲げる事項を重点とした水防訓練の実施（年1回以上）</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) <u>要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告</u></p> <p>2 [略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>近年の<u>高齢化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設、要配慮者利用施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>また、村内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>1 在宅者対策</p> <p><u>(1) 避難行動要支援者名簿の作成等</u></p> <p>村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者について、行政区等の範囲ごとにその実態を把握し、避難の支援、安否の確認、その他の要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するため、<u>避難行動要支援者名簿を作成し、その更新は定期的に行うこととする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p><u>ここでいう避難行動要支援者名簿とは災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。</u></p> <p>ア [略] <u>(7)～(カ) [略]</u></p> <p>イ [略] <u>(7)～(カ) [略]</u></p> <p>ウ [略] <u>(7)～(カ) [略]</u></p>	<p>近年の<u>都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、村及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</u></p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、<u>土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</u></p> <p>さらに、村内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p><u>(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</u></p> <p>村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、<u>避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。</u></p> <p>また、<u>村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</u></p> <p><u>(2) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成</u></p> <p>ア 村は、<u>村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。</u></p> <p>また、<u>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</u></p> <p>イ <u>なお、居家で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。</u></p> <p>ウ <u>避難行動要支援者名簿に係る事項を次のとおり定める。</u></p> <p>(7) [略] <u>a～f [略]</u></p> <p>(イ) [略] <u>a～e [略]</u></p> <p>(ウ) [略] <u>a～f [略]</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>エ [略]</p> <p>⑦～⑧ [略]</p> <p>オ 要配慮者支援計画の作成 <u>村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</u></p> <p>カ 避難行動要支援者の移送計画 <u>村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>キ 避難のための情報伝達</p> <p>⑦ 避難準備情報等の発令・伝達 村は、<u>自然災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、「自主避難の呼びかけ」「避難注意情報」等の避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。</u> [略]</p> <p>⑧ 多様な手段の活用による情報伝達 <u>自然災害発生時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</u> さらに、〔後略〕</p> <p>ク [略]</p>	<p>② 名簿の更新に関する事項 <u>村は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。</u></p> <p>③ [略]</p> <p>a～h [略]</p> <p>④ 避難のための情報伝達</p> <p>a 避難情報等の発令・伝達 村は、<u>災害時に要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、高齢者等避難、避難指示の発令等を判断基準に基づき適時適切に発令し、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。また、必要があると認めるときは、避難のための立退きの準備等の通知又は警告を行う。</u> [略]</p> <p>b 多様な手段の活用による情報伝達 <u>災害時は、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。</u> さらに、〔後略〕</p> <p>⑤ [略]</p> <p>③ 個別避難計画作成の努力義務 <u>村は、村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u> <u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画		<p>なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。</p> <p>加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>(4) <u>避難行動要支援者名簿の提供</u> 村地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとる。</p> <p>なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。</p> <p>(5) <u>要配慮者支援計画の作成</u> 村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</p> <p>(6) <u>避難行動要支援者の移送計画</u> 村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(7) <u>個別避難計画の事前提供</u> 村は、村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。</p> <p>また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>(8) <u>避難行動要支援者への配慮</u> 村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。</p> <p>(9) <u>地区防災計画との調整</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>(2) <u>避難施設の整備</u></p> <p>ア 村は、<u>災害発生時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</u></p> <p>イ 村は、<u>耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>応援体制及び受援体制の整備</u></p> <p>村は、<u>社会福祉協議会の協力を得て、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。</u></p> <p>また、<u>災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>要配慮者の態様に配慮した避難支援計画の策定</u></p> <p>村は、<u>要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、土砂災害等に対応し、かつ、要配慮者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、住民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。</u></p> <p>なお、<u>避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。</u></p>	<p>村は、<u>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。</u></p> <p>また、<u>訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p> <p>2 在宅者対策</p> <p>(1) <u>指定避難所の整備</u></p> <p>村は、<u>災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>応援体制及び受援体制の整備</u></p> <p>村は、<u>社会福祉協議会の協力を得て、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。</u></p> <p>また、<u>災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。</u></p> <p>(4) <u>避難所における要配慮者支援体制の整備</u></p> <p>村は、<u>災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握</u></p> <p>村は、<u>民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。</u></p> <p>なお、<u>状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>(7) <u>避難支援計画等の活用</u> 避難支援計画については、<u>村防災・福祉担当及び自主防災組織や避難行動要支援者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。</u></p> <p>(8) 支援協力体制の整備 村は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</p> <p>2 要配慮者利用施設の管理者等との連携 村は、<u>要配慮者利用施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。</u></p> <p>(1) <u>防災点検及び防災資材の配備</u> 施設の耐久性・耐火性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>防災教育及び避難誘導方法の確立</u> 入所者及び従事者等に対し、<u>避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。</u></p> <p>(4) <u>応援体制及び受援体制の整備</u> [略] また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、行政区との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。 さらに、<u>村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。</u></p>	<p>(7) <u>避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備</u> プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、<u>避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。</u> なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、<u>プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。</u></p> <p>(8) 支援協力体制の整備 村は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、<u>NPO・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。</u></p> <p>3 要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) <u>非常災害時の整備</u> 村は、<u>社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。</u></p> <p>(2) <u>防災設備等の整備</u> 村は、<u>要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>防災教育・防災訓練の実施</u> 村は、<u>要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。</u></p> <p>(5) <u>応援体制及び受援体制の整備</u> [略] また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、行政区との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。</p> <p>(6) <u>村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。</u></p> <p>(7) <u>村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。</u></p> <p>(8) <u>村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
9	要配慮者支援計画	<p>3 観光客、外国籍住民、外国人旅行者対策</p> <p>(1) 観光客の安全対策の推進</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 観光関連事業者と連携して、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、<u>外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>4 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 村は、<u>土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等</u>及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について<u>連携して支援する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>〔要配慮者利用施設の管理者〕</p> <p>土砂災害警戒区域、<u>土砂災害危険箇所等</u>及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、避難訓練を実施する。また、<u>計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告する。</u></p>	<p><u>定期的に確認するよう努める。</u></p> <p><u>また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u></p> <p>(9) <u>ホテル・旅館等の確保</u></p> <p>村は、<u>要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できる</u>よう担当部署の調整や協定の締結等に努める。</p> <p>4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者対策</p> <p>(1) 観光客の安全対策の推進</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 観光関連事業者と連携して、<u>外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」</u>を作成するよう努める。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) 防災教育・防災訓練の実施</p> <p>村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、<u>外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策</p> <p>(1) 村は、<u>県と連携し、土砂災害警戒区域等</u>及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について支援する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 村は、<u>浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。</u></p> <p><u>また、村は、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。</u></p> <p>〔要配慮者利用施設の管理者〕</p> <p>土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、<u>ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく村長へ報告する。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）												
10	緊急輸送計画	<p>大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>1 緊急輸送道路の指定 村は他の道路管理者と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送道路を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。</p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点（資料6-1参照）を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。 <u>【松本広域消防局】</u> 松本広域圏として、緊急用ヘリポート体制を次のとおり整備し、ヘリコプターの効果的な運用を図る。</p> <p style="text-align: center;">松本広域圏のヘリポートの体制</p> <table border="1" data-bbox="338 815 1218 1066"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>業務の内容</th> <th>指定箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹ヘリポート</td> <td>指揮、統制、調整、情報把握等</td> <td>2か所</td> </tr> <tr> <td>拠点ヘリポート</td> <td>駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点</td> <td>9か所</td> </tr> <tr> <td>市町村拠点ヘリポート</td> <td>支援物資の集積・分類・各避難所に輸送急患、避難者の搬送支援部隊等の市町村の総合的な支援拠点</td> <td>15か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市町村拠点ヘリポートは、市町村が確保、指定したなかから指定する。</p> <p>3 輸送体制の整備計画 大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても確保を図る。</p> <p>(1) 緊急輸送に必要なバス・トラック等の車両調達については、管内の輸送事業者と連絡を密にし、<u>発災時の協力体制</u>を確保しておく。</p> <p>(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。</p>	区分	業務の内容	指定箇所	基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、情報把握等	2か所	拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点	9か所	市町村拠点ヘリポート	支援物資の集積・分類・各避難所に輸送急患、避難者の搬送支援部隊等の市町村の総合的な支援拠点	15か所	<p>大規模災害発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>1 緊急交通路確保計画 村は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。 <u>この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。</u></p> <p>2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画</p> <p>(1) 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点（資料6-1参照）を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。 このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。</p> <p>(2) <u>地域内物資輸送拠点を最低1か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。</u> なお、選定に際しては、自らが被災した場合はもちろん、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる物資輸送拠点を指定する。また、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。</p> <p>(3) <u>拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。</u></p> <p>3 輸送体制の整備計画 大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプター等を活用した空からの輸送についても確保を図る。</p> <p>(1) 緊急輸送に必要なバス・トラック等の車両調達については、管内の輸送事業者と連絡を密にし、<u>災害時の協力体制</u>を確保しておく。</p> <p>(2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。<u>この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切</u></p>
区分	業務の内容	指定箇所													
基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、情報把握等	2か所													
拠点ヘリポート	駐機、燃料補給、物資中継支援部隊の活動等ヘリ拠点	9か所													
市町村拠点ヘリポート	支援物資の集積・分類・各避難所に輸送急患、避難者の搬送支援部隊等の市町村の総合的な支援拠点	15か所													

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
10	緊急輸送計画	<p>(3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。</p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出の確認</p> <p>(1) 緊急通行車両等の事前届出 村が保有する車両（資料6-2参照）等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の事前届出を行う。</p> <p>(2) 届出済証の受理と確認 ア 県公安委員会による緊急通行車両等に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。 イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付を受ける。</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等の標章</p> <p>[略]</p> <p>(3) 関係業者等との連携 緊急輸送物資に必要なバス・トラック等の車両調達について、村内の関係業者等との連携を図り、必要に応じて協議を行い、協力体制を確保しておく。</p>	<p><u>な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。</u></p> <p>(3) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p> <p>(4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、<u>あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>4 緊急通行車両等の確認</p> <p>(1) 村が保有する車両（資料6-2参照）等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両等の<u>確認を受ける。</u></p> <p>(2) 県の確認を受けた車両については、緊急通行車両等の標章及び確認証明書の交付を受ける。</p> <p style="text-align: center;">緊急通行車両等の標章</p> <p>[略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p data-bbox="338 209 775 261">第12節 避難の受入活動計画</p> <p data-bbox="815 204 1151 261">総務課 住民課 保健福祉課 保育園 建設水道課 教育政策課</p> <p data-bbox="367 293 412 317">〔略〕</p> <p data-bbox="331 328 1223 459">このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、<u>応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</u></p> <p data-bbox="331 469 1223 636">なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p data-bbox="338 679 557 703">1 避難計画の策定等</p> <p data-bbox="353 1315 452 1339">(1) 〔略〕</p> <p data-bbox="353 1350 557 1374">(2) 避難計画の作成</p> <p data-bbox="376 1385 1223 1477">次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。また、躊躇なく避難勧告等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた</p>	<p data-bbox="1249 209 1686 261">第12節 避難の受入活動計画</p> <p data-bbox="1715 204 2051 261">総務課 住民課 保健福祉課 保育園 建設水道課 教育委員会</p> <p data-bbox="1279 293 1323 317">〔略〕</p> <p data-bbox="1243 328 2134 424">このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p data-bbox="1243 434 2134 496">また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。</p> <p data-bbox="1243 505 2134 601">そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。</p> <p data-bbox="1249 679 1469 703">1 避難計画の策定等</p> <p data-bbox="1265 715 2134 882">(1) <u>避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p data-bbox="1265 892 2134 954">(2) <u>村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。</u></p> <p data-bbox="1265 963 2134 1026">(3) <u>村及び県は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。</u></p> <p data-bbox="1265 1035 2134 1098">(4) <u>浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。</u></p> <p data-bbox="1265 1107 2134 1169">(5) <u>村は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。</u></p> <p data-bbox="1288 1179 2134 1241">また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。</p> <p data-bbox="1265 1251 2134 1313">(6) <u>村は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供する。</u></p> <p data-bbox="1265 1323 1364 1347">(7) 〔略〕</p> <p data-bbox="1265 1356 1469 1380">(8) 避難計画の作成</p> <p data-bbox="1288 1391 2134 1484">次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。また、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>めの役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>ア <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する基準及び伝達方法</p> <p>ウ〜ク 〔略〕</p> <p>なお村は、<u>避難勧告又は指示</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措置</u>をとるべきことにも留意する。</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>〔住民〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、<u>マスク、消毒液、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー</u>等をいつでも持ち出せるように備えておく。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(1) 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。</p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、本計画に掲載する。</p>	<p>めの役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。</p> <p>ア <u>避難指示</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</p> <p>イ <u>高齢者等避難</u>を伝達する基準及び伝達方法</p> <p>ウ〜ク 〔略〕</p> <p>なお、村は、<u>避難指示等</u>を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保</u>をとるべきことにも留意する。</p> <p>(9) 避難行動要支援者対策</p> <p>村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として本計画に定めた消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(10) 帰宅困難者等対策</p> <p>帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>なお、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</u></p> <p>〔住民〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(1) 村は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底</u>を図る。</p> <p>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、<u>ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、本計画に掲載する。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1) <u>一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。</u></p> <p>(3) 村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局</p>	<p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(5) [略]</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(1) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。</p> <p>(2) <u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(3) <u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p>(4) <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p>(5) <u>村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p>(6) <u>村は、(5)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(7) 村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p>や地域住民等の関係者と調整を図る。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。</u></p> <p>なお、〔後略〕</p> <p>(6) <u>指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</u></p> <p>(7) <u>テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。</u></p> <p>(8) <u>指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。</u></p> <p>(9) <u>避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</u> なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(10) 〔略〕</p> <p>(11) <u>村は、避難所における新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と保健福祉課が連携して、必要な措置をとる。</u></p> <p>(12) 〔略〕</p> <p>(13) <u>村は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所の必要性の検討及び確保に努める。また、テント泊や車中泊等についても</u></p>	<p>等の関係者と調整を図る。</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</u></p> <p>なお、〔後略〕</p> <p>(10) <u>避難所の感染症対策については、本編第2章第18節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u> また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</p> <p>(11) <u>指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</u> また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(12) <u>テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。</u></p> <p>(13) <u>指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。</u> また、灯油、LPガスなどの常設に努める。 なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(14) <u>避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。</u> なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。</p> <p>(15) 〔略〕</p> <p>(16) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画	<p><u>検討する。</u></p> <p>(14) 村は、「<u>避難所マニュアル策定指針</u>」（令和2年5月改定長野県危機管理部）等を参考として、各避難所の運営マニュアル等を整備するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。</p> <p>(15) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>(16) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。</p> <p>(17) 村は、<u>避難所における感染症対策としてテント、パーテーション、簡易トイレ、マスク、消毒液等の必要な物資、資機材を整備する。</u></p> <p>(18) 指定避難所については、他の市町村からの<u>被災者</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(19)・(20) 〔略〕</p> <p>(21) 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 学校等における避難計画</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>	<p>(17) 村は、「<u>長野県避難所運営マニュアル策定指針</u>」（令和4年3月改定）、<u>長野県避難所TKBスタンダード</u>等を参考として、各避難所の運営マニュアル等を整備するとともに、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努める。</p> <p>(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p> <p>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、<u>熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> <p>(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>(20) 指定避難所については、他の市町村からの<u>被災住民</u>を受け入れることができるよう配慮する。</p> <p>(21)・(22) 〔略〕</p> <p>(23) 村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、<u>専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 学校等における避難計画</p> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>ア 学校長等は、風水害が発生した場合、<u>又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。</u>なお、この計画作成に当たっては、村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p> <p>6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気・水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	避難の受入活動計画		<p>状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</p> <p>(1) 村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。</p> <p>(2) 村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>(3) 村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。</p>
13	孤立防止対策	<p>1 通信手段の確保 平成元年度に導入した有線テレビ放送の音声告知放送端末に加え、平成28年度に運用開始した同報系デジタル防災行政無線により、<u>災害発生時等の緊急時には</u>、地震情報、被害情報、避難情報、救援情報等を伝達できるようになっている。さらに、ハンディタイプの無線機を役場、消防団長、副団長及び各分団長が所持し、地域の情報収集や各種連絡伝達に活用されている。 今後は、次の事項に留意して対策をとる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 孤立する可能性のある集落等に対し、<u>衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保</u>を図る。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 要配慮者の実態把握 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>6 備蓄 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 住民に対し、それぞれの家庭において食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。</p>	<p>1 通信手段の確保 平成元年度に導入した有線テレビ放送の音声告知放送端末に加え、平成28年度に運用開始した同報系デジタル防災行政無線により、<u>災害時等の緊急時には</u>、地震情報、被害情報、避難情報、救援情報等を伝達できるようになっている。さらに、ハンディタイプの無線機を役場、消防団長、副団長及び各分団長が所持し、地域の情報収集や各種連絡伝達に活用されている。 今後は、次の事項に留意して対策をとる。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 孤立する可能性のある集落等に対し、<u>衛星通信等の非常時通信手段の確保</u>を図る。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>4・5 〔略〕</p> <p>6 備蓄 (1) 〔略〕</p> <p>(2) 住民に対し、それぞれの家庭において、<u>平常時から最低1週間分の食料等の備蓄</u>をしておくよう、指導・啓発を行う。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
14	食料品等の備蓄・調達計画	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>また、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p>1 備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) <u>当面900食を目安とし、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。</u></p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 住民等による備蓄</p> <p>(1) <u>自分の命は自分で守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</u></p> <p>(2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する<u>ものとする。</u></p> <p>(3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努める<u>ものとする。</u></p>	<p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（<u>孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。</u>）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>また、初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</p> <p><u>また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u></p> <p><u>さらに、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p><u>なお、村は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う（資料16－1参照）。</u></p> <p>1 備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。<u>必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、村地域防災計画等で定める。</u></p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 住民等による備蓄</p> <p>(1) <u>自らの命は自らが守るという防災の基本どおりに、家庭においても、村備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。</u></p> <p>(2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。</p> <p>(3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努める。</p> <p>4 食料品等の供給計画</p> <p>(1) <u>備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。</u></p> <p>(2) <u>食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
15	給水計画	<p><u>水道は、平常時の水需要に対し給水はもとより、地震・濁水等の災害時及び事故等の非常時においても、所要の水量を、所定の水質と水圧を保ちながら供給するという使命を担っており、量的安定性、水質的安定性、適正水圧それぞれ確保しなければならない。</u> <u>飲料水の備蓄については今後、各配水池及び基幹管路の耐震化を図りながら、配水池の水量を確保するとともに、自己水源の唐沢浄水場と松塩水道用水からの受水により、平常時及び震災、事故等の災害時においても可能な限り断減水が生じないよう整備を行い、配水区域のブロック化、施設の分散化、バックアップ整備を行い、給水の確実性を高めて飲料水の供給を行う。</u></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 〔略〕 また、本村での供給が困難な場合は、<u>水道施設災害時等相互応援要綱等</u>により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を行う。</p> <p>2 飲料水等の供給計画 <u>(1) 給水源の確保を行う。</u> <u>(2) 給水袋、ポリタンク等の確保を行う。</u> <u>(3) 水道車輛運搬の運行の策定等、給水体制の確立を行う。</u> <u>(4) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。</u></p> <p>3 住民等による予防対策 (1)～(3) 〔略〕 (4) 自家用井戸等の維持に努める。</p>	<p><u>飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等によるろ水器を設置し製造を行う。</u> <u>また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。</u> <u>このほか、村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。</u> <u>また、村は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う（資料16－1参照）。</u></p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 〔略〕 また、本村での供給が困難な場合は、<u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱等</u>により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を行う。</p> <p>(1) <u>住民が実施する事項への支援を行う。</u> (2) <u>県が実施する事項に対する協力を行う。</u> (3) <u>予備水源、予備電源の確保を行う。</u> (4) <u>プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。</u> (5) <u>住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。</u></p> <p>2 飲料水等の供給計画 <u>(1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。</u> <u>(2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。</u> <u>(3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。</u> <u>(4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。</u></p> <p>3 住民等による予防対策 (1)～(3) 〔略〕 (4) 自家用井戸等の維持、<u>確保</u>に努める。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
16	生活必需品の備蓄・調達計画	<p><u>災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については緊急用品として準備するよう普及・啓発に努める。</u> <u>各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。</u></p> <p>また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に関し流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握を行い、調達体制の整備に努める。</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) <u>村人口の5%（450人）程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能マヒや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。</u></p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>2 災害時の主な生活必需品</p> <p><u>・寝具（タオルケット、毛布等）</u> <u>・衣類（下着、靴下、作業衣等）</u> <u>・炊事道具（なべ、包丁、卓上こんろ等）</u> <u>・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）</u> <u>・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）</u> <u>・日用品（せつけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）</u> <u>・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）</u></p> <p>3 〔略〕</p>	<p><u>災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により、生活必需品に著しい不足が生じる。このため、村は、災害に備えて、次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る。</u></p> <p><u>（災害時の主な生活必需品）</u></p> <p>●<u>寝具（タオルケット・毛布・エアーマット・段ボールベッド等）</u> ●<u>衣類（下着・靴下・作業着等）</u> ●<u>炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）</u> ●<u>身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）</u> ●<u>食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）</u> ●<u>日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・簡易トイレ・組立式トイレ・トイレットペーパー等）</u> ●<u>光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）</u></p> <p><u>（必要量）</u></p> <p><u>最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、第1編第5節「地震被害想定」の被害想定結果等を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。</u></p> <p>また、村は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「<u>県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性</u>」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う（資料16－1参照）。</p> <p>1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) <u>最大想定避難所避難者数（250人）程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能マヒや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。</u></p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
16	生活必需品の備蓄・調達計画	<p>4 住民等による予防対策</p> <p>災害に備えて、上記の生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパーなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行うものとする。</p>	<p>3 住民等による予防対策</p> <p>災害に備えて、上記の生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパーなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。</p>
17	危険物施設等災害予防計画	<p>大規模災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、<u>風水害等</u>によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。</p> <p>イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<u>風水害発生時の安全確保</u>について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ <u>立入検査等の予防査察においては、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。</u></p> <p>(2) 自主防災組織の結成促進</p> <p>ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。</p> <p>イ <u>危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 相互応援体制の整備</p> <p>近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>大規模災害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、<u>災害に対する安全性の確保</u>を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>1 危険物施設災害予防計画</p> <p>(1) 規制及び指導の強化</p> <p>ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、<u>災害</u>によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。</p> <p>イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、<u>災害時の安全確保</u>について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。</p> <p>ウ <u>立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。</u></p> <p><u>(7) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況</u></p> <p><u>(4) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況</u></p> <p>(2) 自主防災組織の整備促進</p> <p>緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 相互応援体制の整備</p> <p>近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。</p> <p>[以下略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
18	上水道施設災害 予防計画	(1)～(4) 〔略〕 (5) 水道事業者相互の <u>水道連絡管の整備促進について検討する。</u> (6) <u>応急復旧資材の備蓄を行う。</u> (7) <u>水道台帳（水道管路図等）の整備を行う。</u>	(1)～(4) 〔略〕 (5) 水道事業者相互の <u>緊急時連絡管の整備促進を図る。</u> (6) 復旧資材の備蓄を行う。 (7) <u>水道管路図等の整備を行う。</u>
19	下水道施設災害 予防計画	<p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、万一被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制を整えておく必要がある。</p> <p>このため、下水道施設等の安全性の強化を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。</p> <p>また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。</p> <p>1 下水道施設等の整備及び安全性の確保</p> <p>(1) <u>緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</u></p> <p>ア <u>災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。</u></p> <p>イ <u>対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。</u></p> <p>ウ <u>復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。</u></p> <p>(2) <u>管渠及び処理場施設の系統の多重化</u></p> <p><u>必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>下水道施設台帳等の整備</u></p> <p><u>下水道施設等が大規模災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、適切に調製・保管し、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備する。</u></p> <p>2 応急復旧体制の整備</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 協力体制の確立</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 他の地方公共団体との広域応援体制について整備する。</p> <p>(3) <u>復旧用資材等の確保</u></p> <p><u>下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。</u></p>	<p>下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能を確保を図る必要がある。</p> <p><u>風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</u></p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p><u>浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。</u></p> <p>2 雨水流出抑制施設の整備</p> <p><u>雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。</u></p> <p>3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 協力体制の確立</p> <p>ア・イ 〔略〕</p> <p>ウ 他の地方公共団体との広域応援体制について整備する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。</p> <p>4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄</p> <p><u>発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。</u></p> <p>5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
19	下水道施設災害 予防計画		<p><u>下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。</u> <u>また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備する。</u></p> <p>6 管渠及び処理場施設の系統の多重化 <u>必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</u></p>
20	通信施設災害予 防計画	<p>災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は集中の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>1 村防災行政無線施設の維持管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設備の更新及び機能の向上 ア [略] イ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる<u>地域防災系</u>の防災行政無線の整備について検討する。</p> <p>(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>1 緊急時のための通信確保</p> <p>(1) <u>村は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。</u></p> <p>(2) <u>村は、通信施設の整備に当たっては、村関係各所はもとより、村以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。</u></p> <p>(3) <u>村は、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。</u></p> <p>2 村防災行政無線施設の維持管理</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 設備の更新及び機能の向上 ア [略] イ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる<u>移動系</u>の防災行政無線の整備について検討する。 ウ <u>IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 電気通信施設災害予防 <u>村は、村地域防災計画等の定めるところにより、NTT東日本(株)等の電気通信事業者との連携を図る。</u> <u>〔NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画〕</u> <u>非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努め</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
20	通信施設災害予防計画	<p>3 〔略〕</p>	<p>るものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮する。 <u>また、災害に強い通信サービスの実現に向け、次の施策を逐次実施する。</u></p> <p>(1) <u>被災状況の早期把握</u> <u>県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。</u></p> <p>(2) <u>通信システムの高信頼化</u> <u>ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。</u> <u>イ 主要な交換機を分散設置する。</u> <u>ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。</u> <u>エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。</u></p> <p>5 〔略〕</p>
21	災害広報計画	<p><u>災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。</u> <u>そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</u></p> <p>1 被災者への情報の提供体制 <u>広報活動による的確な情報提供は、住民が自ら応急対策を実行する上での基本となるものであり、次の点についてあらかじめ体制を整備しておく。</u></p> <p>(1) <u>住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) <u>地域に密着した情報を提供するため、有線テレビ会社等の事業者との協力関係の構築を図る。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。</u></p> <p>(5) <u>(4)のほか、住民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</u></p> <p>(6) 〔略〕</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定 (1) <u>災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。</u></p>	<p><u>災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。</u> <u>そのためには、住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。</u></p> <p>1 被災者及び住民等への情報の提供体制 <u>災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、村は、適切な対応が行える体制を整えておく。</u> <u>これは、被災者及び住民等に対して、的確な情報を提供する上から重要であると同時に、情報の混乱を防ぎ、また、職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</u> <u>また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</u></p> <p>(1) <u>被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) <u>コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、有線テレビ会社等の事業者との協力関係の構築を図る。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 報道機関への情報提供及び協定 (1) <u>災害時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
21	災害広報計画	<p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。</u></p>	<p><u>めておく。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。</u></p>
22	土砂災害等の災害予防計画	<p>土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、村は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</u></p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>5 住民への周知</p> <p>村は、住民に対して、<u>土砂災害危険箇所</u>に関する情報を周知する。住民に周知すべき情報は<u>おおむね次のとおり</u>である。</p> <p>(1) <u>土砂災害危険地区</u>の位置</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>避難準備情報の発令、避難勧告・指示等の基準</u></p> <p>(4)～(9) 〔略〕</p>	<p>土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、村は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。</p> <p><u>特に、近年、要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。</u></p> <p><u>また、近年、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</u></p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</u></p> <p>4 急傾斜地崩壊防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>5 住民への周知</p> <p>村は、住民に対して、<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する情報を周知する。住民に周知すべき情報は<u>おおむね次のとおり</u>である。</p> <p>(1) <u>土砂災害警戒区域等</u>の位置</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>高齢者等避難の発令、避難指示等の基準</u></p> <p>(4)～(9) 〔略〕</p> <p>6 <u>要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</u></p> <p>(1) <u>村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じ、住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
22	土砂災害等の災害予防計画	<p style="text-align: center;">6 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制 イ 〔略〕 (2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔住民等が実施する計画〕</p> <p>(1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、村に助言を求める。</p>	<p>(2) <u>土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、村地域防災計画に定めておく。</u></p> <p>7 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) <u>村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置を講ずる。 ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進 イ 〔略〕 (3)・(4) 〔略〕</p> <p>〔住民等が実施する計画〕</p> <p>(1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴い、その内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わない。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、村に助言を求める。</p>
23	建築物災害予防計画	<p style="text-align: center;">第23節 建築物災害予防計画 総務課 建設水道課 教育政策課</p> <p>強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずるとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>1 建築物の風害対策 (1)～(4) 〔略〕</p> <p>2 建築物の水害対策 (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。 (2) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">第23節 建築物災害予防計画 総務課 建設水道課 教育委員会</p> <p>強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、強風による<u>屋根瓦の脱落・飛散防止を含む</u>落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずるとともに、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>1 建築物の風害対策 (1)～(4) 〔略〕 (5) <u>住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u></p> <p>2 建築物の水害対策 (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため<u>条例の制定に努める。</u> (2) 〔略〕 (3) <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
23	建築物災害予防計画	<p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財（資料15－1参照）の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>4 住民等による予防</p> <p>(1) 出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) 文化財（資料15－1参照）の所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>3 文化財の風水害予防</p> <p>(1) 所有者又は管理者に対して、文化財（資料14－1参照）の管理保護についての指導と助言を行う。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>村域内の文化財の所在の把握に努める。</u></p> <p>4 住民等による予防</p> <p>(1) <u>屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。</u></p> <p>(2) <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。</u></p> <p>(3) 出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>(5) 文化財（資料14－1参照）の所有者は、防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図るものとする。</p> <p>(6) <u>文化財の所有者は、建造物内にある文化財の把握に努める。</u></p>
25	河川施設等災害予防計画	<p>1 〔略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>2 浸水想定区域内の災害予防</p> <p>(1) <u>浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を本計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。</u></p> <p><u>〔浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画〕</u></p> <p>(1) <u>浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。</u></p> <p>(2) <u>浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
26	ため池災害予防計	<p>1 ため池災害予防計画</p> <p>(1) <u>ため池の諸元、施設の構造、下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。</u></p> <p>(3) <u>豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) <u>管理団体において、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにする。</u></p> <p>(2) <u>適時、巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに、村に結果を報告する。</u></p>	<p>1 ため池災害予防計画</p> <p>(1) <u>ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告する。</u></p> <p>(2) <u>ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。</u></p> <p>(3) <u>豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。</u></p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) <u>ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。</u></p> <p>(2) <u>ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、村に点検結果を報告する。</u></p>
27	農林水産物災害予防計画	<p>風水害による農林水産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>農業改良普及センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。</p> <p>(1) 水 稻</p> <p>ア 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏<u>予防</u>を図る。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 果 樹</p> <p>ア 防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、<u>冠水防止</u>に努める。</p> <p>(3) 野菜及び花き</p> <p>ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。</p> <p>イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、<u>冠水防止</u>に努める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>風水害による農林水産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。</p> <p>(1) 水 稻</p> <p>ア 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏<u>防止</u>を図る。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2) 果 樹</p> <p>ア <u>防風林又は防風施設</u>を設置し、被害の未然防止に努める。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、<u>浸水防止</u>に努める。</p> <p>(3) 野菜及び花き</p> <p>ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により、<u>被害の未然防止</u>に努める。</p> <p>イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、<u>浸水防止</u>に努める。</p> <p>ウ <u>風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。</u></p> <p>エ <u>台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
28	二次災害の予防計画	<p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大するケースが多く、また、二次災害が発生する場合もある。有効な二次災害防止活動を行うためには、平常時からの体制の整備が不可欠である。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 危険物施設等に対する二次災害予防対策 松本広域消防局の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施するものとする。 (1)～(5) [略]</p> <p>3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（資料2-1、2-2参照）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>	<p>風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大するケースが多く、また、二次災害が発生する場合もある。有効な二次災害防止活動を行うためには、平常時からの体制の整備が不可欠である。</p> <p>また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>1 [略]</p> <p>2 危険物施設等に対する二次災害予防対策 松本広域消防局の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。 (1)～(5) [略]</p> <p>3 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等。資料2-1、2-2参照）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>
29	防災知識普及計画	<p>第29節 防災知識普及計画 総務課 教育政策課 保育園</p> <p>「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、<u>災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</u></p>	<p>第29節 防災知識普及計画 総務課 教育委員会 保育園</p> <p>「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、村、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p><u>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</u></p> <p><u>このため、村は、災害文化の伝承や、体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、村職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、<u>災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
29	防災知識普及計画	<p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の<u>取組み</u>や、広報活動がなされているが、<u>災害時住民支え合いマップの作成・配布等の</u>、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マスク、消毒液等）の準備</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>等の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>オ [略]</p> <p>カ 「<u>自分の命は自分で守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>キ～サ [略]</p> <p>シ [略]</p> <p>ス 各地域における避難対象地域、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等に関する知識</p> <p>セ～タ [略]</p>	<p>現在も各種の研修、訓練、講演会等の<u>取組</u>や、広報活動がなされているが、<u>今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン(台風の接近等によって、風水害が起こる可能性があるときに、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。)</u>の普及等、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(1) 住民に対して防災知識を普及させるため、村ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。</p> <p>なお、啓発活動を行う際には、<u>女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ 警報等や、<u>避難指示</u>等の意味や内容</p> <p>エ 警報等発表時や<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>の発令時にとるべき行動</p> <p>オ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>カ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</u></p> <p>キ <u>広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>ク <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p>ケ [略]</p> <p>コ 「<u>自らの命は自らが守る</u>」という「自助」の防災意識</p> <p>サ～ソ [略]</p> <p>タ <u>指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識</u></p> <p>チ [略]</p> <p>ツ 各地域における避難対象地域、<u>土砂災害警戒区域</u>等に関する知識</p> <p>テ～ナ [略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
29	防災知識普及計画	<p><u>チ</u> 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、<u>出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p><u>ツ～ト</u> 〔略〕</p> <p>(2) 前記(1)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。 ア 各地域における避難対象地区、<u>急傾斜地崩壊危険箇所等</u>に関する知識 イ 〔略〕</p> <p>(3) 防災マップ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p>ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>ことに努める</u>。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>(7)・(4) 〔略〕</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p><u>エ</u> ハザードマップ等の配布に際して、地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知する。また、<u>安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚や知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>(4) 自主防災組織における、<u>災害時住民支え合いマップ</u>の作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>(5) 上記の<u>マップの作成</u>に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p>	<p><u>ニ</u> 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、<u>消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法</u></p> <p><u>ヌ～ノ</u> 〔略〕</p> <p>(2) 前記(1)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。 ア 各地域における避難対象地区、<u>土砂災害警戒区域等</u>に関する知識 イ 〔略〕</p> <p>(3) 防災マップ、<u>地区別防災カルテ</u>、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。</p> <p><u>なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。</u></p> <p><u>また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u></p> <p>ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、<u>避難時に活用する道路において、冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める</u>。また、ホームページ等での情報提供も行う。</p> <p>(7)・(4) 〔略〕</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(4) <u>防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるように取組を推進する。</u></p> <p>(5) 自主防災組織における、<u>防災マップ、地区別防災カルテ</u>の作成に対する協力について指導推進する。</p> <p>(6) 上記の<u>防災マップ、地区別防災カルテの配布</u>に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
29	防災知識普及計画	<p>(6) 〔略〕</p> <p>(7) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>(8)・(9) 〔略〕</p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>村で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する<u>うえで</u>重要である。</p> <p>そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った<u>うえで</u>、学校等における防災訓練等をより実践的なものにする^{とともに}、学級活動等と<u>お</u>して、防災教育を推進する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、<u>安全に行動できる態度や能力を養う</u>。</p>	<p>(7) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。</p> <p>(8) 〔略〕</p> <p>(9) <u>各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。</u></p> <p>(10) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止、<u>大規模広域避難等</u>に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、<u>マイ・タイムラインの作成方法等</u>について、普及啓発を図る。</p> <p>(11)・(12) 〔略〕</p> <p>(13) <u>大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>(14) <u>地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</u></p> <p>また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、<u>感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及</p> <p>村で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。</p> <p>3 学校等における防災教育の推進</p> <p>小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する<u>上で</u>重要である。</p> <p>そのため、体系的かつ<u>地域の災害リスクに基づいた</u>防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った<u>上で</u>、学校等における防災訓練等をより実践的なものにする^{とともに}、学級活動等を通^{して}、防災教育を推進する。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、<u>自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う</u>。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
29	防災知識普及計画	<p>ア～カ 〔略〕</p> <p>(3) 中学校の生徒を対象に、<u>応急看護</u>の実践的技能修得の指導を行う。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 村職員に対する防災知識の普及</p> <p><u>職員としての確かつ円滑な防災対策を推進するために、地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。</u></p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>防災対策の課題</u></p> <p>なお、〔後略〕 また、〔後略〕</p> <p>5 防災知識の普及における要配慮者等への配慮</p> <p><u>防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</u></p> <p>6 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>〔住民が実施する計画〕 〔略〕</p>	<p>ア～カ 〔略〕</p> <p>(3) 中学校の生徒を対象に、<u>応急手当</u>の実践的技能修得の指導を行う。</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>4 村職員に対する防災知識の普及</p> <p><u>村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。</u></p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識</u></p> <p>(8) <u>今後自然災害対策として取り組む必要のある課題</u></p> <p>なお、〔後略〕 また、〔後略〕</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>過去に起こった<u>大規模災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。</u></p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p>さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。</p> <p>〔住民が実施する計画〕 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
30	防災訓練計画	<p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<u>災害発生時に適切な行動をとることが必要であり、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</u></p> <p><u>特に、防災関係機関と連携した各種訓練を実施することは、各機関との連絡調整、指揮命令系統の統一等、協調体制の確立のため不可欠である。</u></p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、<u>被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに、防災計画及び防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</u></p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p>訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、<u>発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</u></p> <p>また、〔後略〕</p> <p><u>さらに、学校、自主防災組織、民間企業、地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。</u></p>	<p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、<u>災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。</u></p> <p><u>そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。</u></p> <p>また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。</p> <p>村は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p><u>なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 実践的な訓練の実施と事後評価</p> <p>訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする<u>とともに、次回以降の訓練の参考とするため、訓練実施後に訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</u></p> <p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <p><u>ア 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、<u>災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。</u></u></p> <p>また、〔後略〕</p> <p><u>イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の、地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。</u></p> <p><u>ウ 避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</u></p> <p><u>エ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
30	防災訓練計画	<p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p> <p>イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。</p> <p>5 住民等の参加</p> <p>(1) 住民は、村及び県等防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 企業、事業所、学校等においても、定期的に訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(2) 訓練の事後評価</p> <p>防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善するとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</p> <p>5 住民等の参加</p> <p>(1) 住民は、村及び県等防災関係機関が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(2) 企業、事業所、学校等においても、定期的に訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。</p> <p>(3) [略]</p>
31	災害復旧・復興への備え	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>充実</u>に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 発災時に、<u>適正</u>かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の<u>受け入れ</u>態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>[以下略]</p>	<p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の<u>整備</u>に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 発災時に、<u>円滑</u>かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</p> <p>(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の<u>受入</u>態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。</p> <p>[以下略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
32	自主防災組織等育成計画	<p><u>災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</u></p> <p>また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の育成を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 組織の活性化</p> <p><u>災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。〔後略〕</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 自主防災組織相互の連携</p> <p>(1) 村は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。</p> <p>(2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<u>災害時に機能する組織づくりを推進する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p><u>災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</u></p> <p>また、自主防災組織の<u>日常</u>の活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の<u>強化</u>育成を積極的に行っていく必要がある。</p> <p>1・2 〔略〕</p> <p>3 組織の活性化</p> <p><u>災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。〔後略〕</u></p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>4 自主防災組織相互の連携</p> <p>(1) 村は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう<u>指導する。</u></p> <p>(2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、<u>災害時に機能する組織づくりを推進する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p>
33	企業防災に関する計画	<p>2 実施計画</p> <p>(1) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、<u>企業の防災に係る取組みの積極的評価や、消防団協力事業所表示制度の周知等により企業の防災力向上の促進及び防災活動への参加促進を図るものとする。</u></p> <p>(2) <u>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</u></p> <p>〔企業が実施する計画〕</p> <p>(1) <u>社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルを整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。</u></p> <p>(2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等</p>	<p>2 実施計画</p> <p>(1) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、<u>企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。</u></p> <p>(2) <u>中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。</u></p> <p>(3) <u>企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。</u></p> <p>〔企業が実施する計画〕</p> <p>(1) <u>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。</u></p> <p>(2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
33	企業防災に関する計画	<p>の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p>	<p>の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。</u></p> <p>(6) <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。</u></p>
34	ボランティア活動の環境整備	<p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、<u>村社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置し、被災者や避難所等から要請のあるニーズ（要望・困りごと）を把握するとともに被災地支援のために災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受け入れ、ニーズに応じたボランティアを派遣するための需給調整を行う。</u></p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、<u>防災関係機関が連携して環境整備を図っていく。</u></p> <p>1 災害救援ボランティアの事前登録</p> <p>災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分等多種多様である。</p> <p>こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、<u>ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p><u>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア団体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検証するなど、その活動環境の整備を図る。</u></p>	<p>大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、村、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、<u>災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。</u></p> <p>また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、<u>村・県、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていく。</u></p> <p>1 ボランティアの事前登録</p> <p>災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。</p> <p>こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、<u>あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。</p> <p>(1) <u>平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。</u></p> <p>(2) <u>防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
34	ボランティア活動の環境整備	<p>3 ボランティア間の連携の強化</p> <p>(1) 災害時において必要となるボランティア活動の内容は多種多様であり、また、参加する団体も個人ボランティアを含め多種多様である。このため、村及び村社会福祉協議会は、過去のボランティア活動の例を学習する等、ボランティアについての知識を深める。</p> <p>(2) 村は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>(3) 災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 災害時におけるボランティアニーズは、〔後略〕</p> <p>このため、村及び村社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、<u>災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p> <p>(3) <u>社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。</u></p> <p>また、<u>地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。</u></p> <p>(4) <u>社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。</u></p> <p>また、<u>村は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する村社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ定めるよう努める。特に村災害ボランティアセンターの設置予定場所については、村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携</p> <p><u>長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いNPO等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。</u></p> <p>4 ボランティアコーディネーターの養成</p> <p>(1) 災害時におけるボランティアニーズは、〔後略〕</p> <p>このため、村及び村社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、<u>ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
36	観光地の災害予防計画	<p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 村は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。</p> <p>(2) 村は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 村は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保</p> <p>(1) 村は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。</p> <p>(2) 村は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。</p> <p>(3) [略]</p>
37	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<p>村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定める。</p> <p>1 実施計画</p> <p>(1) 村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p>(2) 地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。</p> <p>[住民及び事業所を有する事業者] [略]</p>	<p>村の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、村と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を村地域防災計画に定めることができる。</p> <p>1 実施計画</p> <p>(1) 村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。</p> <p>(2) 地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めることができる。</p> <p>(3) 村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>[住民及び事業所を有する事業者] [略]</p>

第2編 風水害対策編

第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧 (令和3年2月)					新 (令和7年度修正案)																																																											
1	非常参集職員の活動	<p>1 動員体制</p> <p>(1) 配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル相当情報 (気象予報・警報)</td> <td>早期注意情報</td> <td>大雨注意報・洪水注意報・警報に切替える可能性が高い注意報 (※)</td> <td>大雨警報 洪水警報</td> <td>土砂災害警戒情報 氾濫危険情報</td> <td>大雨特別警報 氾濫発生情報</td> </tr> <tr> <td>避難情報等発令内容</td> <td></td> <td></td> <td>避難準備・高齢者等避難開始 危険な場所から高齢者等は避難</td> <td>避難勧告・避難指示 (緊急) 適切な範囲の住民を対象とした上で、危険な場所から全員避難</td> <td>災害発生情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災体制</td> <td>注意体制</td> <td>警戒体制 (第1次)</td> <td>警戒体制 (第2次)</td> <td colspan="2">非常体制</td> </tr> <tr> <td>連絡要員を配置 状況に応じて警戒体制 (第1次) に移行</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制</td> <td>避難勧告の発令を判断できる体制</td> <td colspan="2">避難指示を発令できる体制・災害対応ができる体制</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>○情報収集、伝達、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。</td> <td>○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。</td> <td>○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに「災害対策本部」を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</td> <td>○非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 ○村の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					警戒レベル	1	2	3	4	5	警戒レベル相当情報 (気象予報・警報)	早期注意情報	大雨注意報・洪水注意報・警報に切替える可能性が高い注意報 (※)	大雨警報 洪水警報	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	大雨特別警報 氾濫発生情報	避難情報等発令内容			避難準備・高齢者等避難開始 危険な場所から高齢者等は避難	避難勧告・避難指示 (緊急) 適切な範囲の住民を対象とした上で、危険な場所から全員避難	災害発生情報	防災体制	注意体制	警戒体制 (第1次)	警戒体制 (第2次)	非常体制		連絡要員を配置 状況に応じて警戒体制 (第1次) に移行	避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制	避難勧告の発令を判断できる体制	避難指示を発令できる体制・災害対応ができる体制		活動内容	○情報収集、伝達、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。	○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに「災害対策本部」を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	○非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 ○村の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。		<p>1 動員体制</p> <p>(1) 配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備時期 警防災気象情報 【警戒レベル】</th> <th>活動内容</th> <th>参集者</th> <th>避難情報等発令内容 ※気象情報及び気象庁キキクルの危険度分布等を参考に判断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制 連絡要員を配置し、職員連絡体制の確認 ※状況に応じて第1次警戒体制に移行</td> <td>早期注意報 (警報級の可能性あり) 【警戒レベル1】 大雨注意報 洪水注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令され、災害の発生が予想されるときに村長が必要と認めたとき</td> <td>○情報収集、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。</td> <td>理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 総務課のあらかじめ指定された職員</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>第1次警戒体制 「高齢者等避難の発令を判断できる」体制 ※状況に応じ第2次警戒体制に移行</td> <td>(※) 日中に警報に切替える可能性の高い注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令されたとき、又は注意体制下で村長が必要と認めたとき</td> <td>○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等及び共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。</td> <td>理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 子育て支援課長 保健福祉課長 教育次長 総務課のあらかじめ指定された職員</td> <td>——</td> </tr> <tr> <td>第2次警戒体制 「高齢者等避難の発令」及び「避難指示」の発令を判断できる」体制</td> <td>(※) 夜間から翌日早朝に警報に切替える可能性が高い注意報 大雨警報 洪水警報 【警戒レベル3】</td> <td>○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。</td> <td>理事者 全課長等 総務課全職員 産業振興課、建設水道課のあらかじめ指定された職員</td> <td>高齢者等避難 危険な場所から高齢者等は避難</td> </tr> </tbody> </table>					配備体制	配備時期 警防災気象情報 【警戒レベル】	活動内容	参集者	避難情報等発令内容 ※気象情報及び気象庁キキクルの危険度分布等を参考に判断	注意体制 連絡要員を配置し、職員連絡体制の確認 ※状況に応じて第1次警戒体制に移行	早期注意報 (警報級の可能性あり) 【警戒レベル1】 大雨注意報 洪水注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令され、災害の発生が予想されるときに村長が必要と認めたとき	○情報収集、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。	理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 総務課のあらかじめ指定された職員	——	第1次警戒体制 「高齢者等避難の発令を判断できる」体制 ※状況に応じ第2次警戒体制に移行	(※) 日中に警報に切替える可能性の高い注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令されたとき、又は注意体制下で村長が必要と認めたとき	○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等及び共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。	理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 子育て支援課長 保健福祉課長 教育次長 総務課のあらかじめ指定された職員	——	第2次警戒体制 「高齢者等避難の発令」及び「避難指示」の発令を判断できる」体制	(※) 夜間から翌日早朝に警報に切替える可能性が高い注意報 大雨警報 洪水警報 【警戒レベル3】	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。	理事者 全課長等 総務課全職員 産業振興課、建設水道課のあらかじめ指定された職員	高齢者等避難 危険な場所から高齢者等は避難
警戒レベル	1	2	3	4	5																																																													
警戒レベル相当情報 (気象予報・警報)	早期注意情報	大雨注意報・洪水注意報・警報に切替える可能性が高い注意報 (※)	大雨警報 洪水警報	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	大雨特別警報 氾濫発生情報																																																													
避難情報等発令内容			避難準備・高齢者等避難開始 危険な場所から高齢者等は避難	避難勧告・避難指示 (緊急) 適切な範囲の住民を対象とした上で、危険な場所から全員避難	災害発生情報																																																													
防災体制	注意体制	警戒体制 (第1次)	警戒体制 (第2次)	非常体制																																																														
	連絡要員を配置 状況に応じて警戒体制 (第1次) に移行	避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制	避難勧告の発令を判断できる体制	避難指示を発令できる体制・災害対応ができる体制																																																														
活動内容	○情報収集、伝達、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。	○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。 ○事態の推移に伴い、速やかに「災害対策本部」を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	○非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 ○村の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。																																																														
配備体制	配備時期 警防災気象情報 【警戒レベル】	活動内容	参集者	避難情報等発令内容 ※気象情報及び気象庁キキクルの危険度分布等を参考に判断																																																														
注意体制 連絡要員を配置し、職員連絡体制の確認 ※状況に応じて第1次警戒体制に移行	早期注意報 (警報級の可能性あり) 【警戒レベル1】 大雨注意報 洪水注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令され、災害の発生が予想されるときに村長が必要と認めたとき	○情報収集、共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。	理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 総務課のあらかじめ指定された職員	——																																																														
第1次警戒体制 「高齢者等避難の発令を判断できる」体制 ※状況に応じ第2次警戒体制に移行	(※) 日中に警報に切替える可能性の高い注意報 【警戒レベル2】 ・上記が発令されたとき、又は注意体制下で村長が必要と認めたとき	○災害発生前の体制で、各課体制の確認、情報収集等及び共有を行う。 ○各課、事前対策を行う。 ○状況に応じて、必要な人員の調整を行う。	理事者 総務課長 産業振興課長 建設水道課長 子育て支援課長 保健福祉課長 教育次長 総務課のあらかじめ指定された職員	——																																																														
第2次警戒体制 「高齢者等避難の発令」及び「避難指示」の発令を判断できる」体制	(※) 夜間から翌日早朝に警報に切替える可能性が高い注意報 大雨警報 洪水警報 【警戒レベル3】	○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒体制を強化し情報収集等を行い、応急対策の準備を整える。	理事者 全課長等 総務課全職員 産業振興課、建設水道課のあらかじめ指定された職員	高齢者等避難 危険な場所から高齢者等は避難																																																														

節	節名	旧 (令和3年2月)				新 (令和7年度修正案)					
1	非常参集職員の活動	<p style="text-align: center;">参集者</p>	<p style="text-align: center;">理事者 総務課長 総務課の あらかじめ 指定された 職員</p>	<p>【注意報】 理事者 総務課長 総務課のあらかじめ指定された職員 【警報に切り替わる可能性が高い注意報】 上記職員に加え、下記の課長を招集 企画振興課長 産業振興課長 建設水道課長 保健福祉課長 教育政策課長 ※状況に応じて、各課職員を招集することができる。</p>	<p>理事者 全部長 総務部 企画振興部 税務部 住民部 産業振興部 建設水道部 保健福祉部 教育政策部 議会事務局の職員 ※状況に応じて、上記以外の職員を招集することができる。</p>	全職員	<p>※状況に応じて非常体制に移行</p>	<p>・上記のほか、局地的な災害が発生したとき ・甚大災害が発生するおそれがあるとき</p>	<p>○事態の推移に伴い、速やかに「災害対策本部」を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。 ○高齢者等避難及び避難指示を発令する場合、避難所を開設 避難所は第一優先として農業者トレーニングセンター体育館及び保健福祉センターとする。</p>	<p>【災害対策本部が設置された場合】 部編成による体制に移行するため、災害等の状況に応じた活動に必要な職員を参集する。 【避難所開設する場合】 教育部、保健福祉部の全職員を参集する。</p>	
<p>非常体制 「避難指示の発令」及び「災害対応ができる」体制</p>	<p>土砂災害警戒情報【警戒レベル4】 上記の他村全体にわたり大規模な災害が発生した場合及び村全体にわたり大規模な災害が発生する恐れがある場合で村長が必要と認めたとき</p>			<p>○非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制とする。 ○村の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その必要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。</p>	<p>理事者 全職員</p>		<p>避難指示 適切な範囲の住民を対象とした上で危険な場所から全員避難 緊急安全確保 命の危険直ちに安全確保</p>				
<p>※夜間から翌日早朝に警報に切替える可能性が高い注意報 (土砂災害) は、警戒レベル3に相当。 [略]</p>	<p>※夜間から翌日早朝に警報に切替える可能性が高い注意報は、気象警戒レベル3に相当。 [略]</p>										

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																												
1	非常参集職員の活動	<p>(2) 動員方法</p> <p>ア 時間外の動員方法 職員への連絡は<u>電子メール又は勤務時間外連絡網</u>により行う。</p> <p>各課長 (各部長) 等は〔後略〕</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(3) 参集時の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="360 432 1207 791"> <tr> <td data-bbox="360 432 521 467">〔略〕</td> <td data-bbox="521 432 1207 467">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 467 521 683">携 行 品</td> <td data-bbox="521 467 1207 683"> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 ・応急医薬品等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 683 521 751">緊 急 措 置</td> <td data-bbox="521 683 1207 751">・参集途上において、〔後略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 751 521 791">〔略〕</td> <td data-bbox="521 751 1207 791">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(4) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="338 970 546 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔图中〕</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>本 部 員</td></tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr><td>教育政策課長</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="658 986 853 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>総 務 部</td></tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr><td>教 育 政 策 部</td></tr> </table> </div> </div> <p>※本部の組織 〔略〕</p>	〔略〕	〔略〕	携 行 品	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 ・応急医薬品等 	緊 急 措 置	・参集途上において、〔後略〕	〔略〕	〔略〕	本 部 員	〔略〕	教育政策課長	総 務 部	〔略〕	教 育 政 策 部	<p>(2) 動員方法</p> <p>ア 時間外の動員方法 職員への連絡は<u>電子メール若しくは勤務時間外連絡網又はチャットシステム</u>により行う。</p> <p>各課長 (各部長) 等は〔後略〕</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>(3) 参集時の留意事項</p> <table border="1" data-bbox="1276 432 2123 791"> <tr> <td data-bbox="1276 432 1438 467">〔略〕</td> <td data-bbox="1438 432 2123 467">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 467 1438 683">携 行 品</td> <td data-bbox="1438 467 2123 683"> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯電話 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 (おおむね3日分) ・応急医薬品等 (常備薬含む) ・防寒具 (冬季) ・着替え (数日帰宅できないことを考慮) ・身分証明書 ・上履き (運動靴) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 683 1438 751">緊 急 措 置</td> <td data-bbox="1438 683 2123 751"> <ul style="list-style-type: none"> ・参集途上において、〔後略〕 ・参集途上の活動状況については、村に報告すること。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1276 751 1438 791">〔略〕</td> <td data-bbox="1438 751 2123 791">〔略〕</td> </tr> </table> <p>(4) 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1254 970 1462 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔图中〕</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>本 部 員</td></tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr><td>教育次長</td></tr> </table> </div> <div data-bbox="1574 986 1769 1110" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>総 務 部</td></tr> <tr><td>〔略〕</td></tr> <tr><td>教 育 部</td></tr> </table> </div> </div> <p>※本部の組織 〔略〕</p>	〔略〕	〔略〕	携 行 品	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯電話 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 (おおむね3日分) ・応急医薬品等 (常備薬含む) ・防寒具 (冬季) ・着替え (数日帰宅できないことを考慮) ・身分証明書 ・上履き (運動靴) 	緊 急 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・参集途上において、〔後略〕 ・参集途上の活動状況については、村に報告すること。 	〔略〕	〔略〕	本 部 員	〔略〕	教育次長	総 務 部	〔略〕	教 育 部
〔略〕	〔略〕																														
携 行 品	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 ・応急医薬品等 																														
緊 急 措 置	・参集途上において、〔後略〕																														
〔略〕	〔略〕																														
本 部 員																															
〔略〕																															
教育政策課長																															
総 務 部																															
〔略〕																															
教 育 政 策 部																															
〔略〕	〔略〕																														
携 行 品	<ul style="list-style-type: none"> ・筆記具 ・携帯電話 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 (おおむね3日分) ・応急医薬品等 (常備薬含む) ・防寒具 (冬季) ・着替え (数日帰宅できないことを考慮) ・身分証明書 ・上履き (運動靴) 																														
緊 急 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・参集途上において、〔後略〕 ・参集途上の活動状況については、村に報告すること。 																														
〔略〕	〔略〕																														
本 部 員																															
〔略〕																															
教育次長																															
総 務 部																															
〔略〕																															
教 育 部																															

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																								
1	非常参集職員の活動	<p style="text-align: center;">災害対策本部各部の事務分掌</p> <p style="text-align: right;">（◎は部長を示す）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 80%;">分 担 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 ◎総務課長</td> <td> [略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 <u>・村有住宅の応急対策に関すること。</u> ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略] </td> </tr> <tr> <td>企画振興部 ◎企画振興課長</td> <td> [略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。 </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>税務部 ◎税務課長</td> <td> [略] ・被災家屋調査に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>産業振興部 ◎産業振興課長</td> <td> ・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農業協同施設等の応急対策に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u> <u>・耕地の被害調査に関すること。</u> <u>・農業用施設及び農地の被害調査の実施。</u> <u>・耕地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業関係者の被災調査に関すること。</u> <u>・林道の被害調査に関すること。</u> <u>・観光協会との連絡調整に関すること。</u> <u>・商工業関係者の災害対策に関すること。</u> <u>・観光施設、別荘地の災害対策に関すること。</u> <u>・農畜産物関係の災害対策に関すること。</u> <u>・農作物不良対策本部の設置と被害状況及び被害額のまとめ</u> <u>・技術対策会議の開催と資料の作成</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の徹底指導</u> <u>・林業関係の災害対策に関すること。</u> <u>・林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめ</u> <u>・林道被害の応急対策に関すること。</u> <u>・苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況を関係機関と調査し報告する。</u> ・造林地の被害状況の調査と報告。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	分 担 事 項	総務部 ◎総務課長	[略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 <u>・村有住宅の応急対策に関すること。</u> ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略]	企画振興部 ◎企画振興課長	[略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。	[略]	[略]	税務部 ◎税務課長	[略] ・被災家屋調査に関すること。	産業振興部 ◎産業振興課長	・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農業協同施設等の応急対策に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u> <u>・耕地の被害調査に関すること。</u> <u>・農業用施設及び農地の被害調査の実施。</u> <u>・耕地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業関係者の被災調査に関すること。</u> <u>・林道の被害調査に関すること。</u> <u>・観光協会との連絡調整に関すること。</u> <u>・商工業関係者の災害対策に関すること。</u> <u>・観光施設、別荘地の災害対策に関すること。</u> <u>・農畜産物関係の災害対策に関すること。</u> <u>・農作物不良対策本部の設置と被害状況及び被害額のまとめ</u> <u>・技術対策会議の開催と資料の作成</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の徹底指導</u> <u>・林業関係の災害対策に関すること。</u> <u>・林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめ</u> <u>・林道被害の応急対策に関すること。</u> <u>・苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況を関係機関と調査し報告する。</u> ・造林地の被害状況の調査と報告。	<p style="text-align: center;">災害対策本部各部の事務分掌</p> <p style="text-align: right;">（◎は部長を示す）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">部</th> <th style="width: 80%;">分 担 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部 ◎総務課長</td> <td> [略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略] </td> </tr> <tr> <td>企画振興部 ◎企画振興課長</td> <td> [略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。 <u>・庁内ネットワーク及び基幹系システムの復旧に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>税務部 ◎税務課長</td> <td> [略] ・被災家屋調査に関すること。 <u>・罹災証明書の発行に関すること。</u> </td> </tr> <tr> <td>産業振興部 ◎産業振興課長</td> <td> ・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農畜産物、農地及び農業施設の被害調査に関すること。</u> <u>・農畜産物、農地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・林道及び林地の被害調査に関すること。</u> <u>・林道及び林地の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業事業所等の被害調査に関すること。</u> <u>・別荘地の被害調査に関すること。</u> <u>・技術対策会議の開催に関すること。</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の対応に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	部	分 担 事 項	総務部 ◎総務課長	[略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略]	企画振興部 ◎企画振興課長	[略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。 <u>・庁内ネットワーク及び基幹系システムの復旧に関すること。</u>	[略]	[略]	税務部 ◎税務課長	[略] ・被災家屋調査に関すること。 <u>・罹災証明書の発行に関すること。</u>	産業振興部 ◎産業振興課長	・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農畜産物、農地及び農業施設の被害調査に関すること。</u> <u>・農畜産物、農地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・林道及び林地の被害調査に関すること。</u> <u>・林道及び林地の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業事業所等の被害調査に関すること。</u> <u>・別荘地の被害調査に関すること。</u> <u>・技術対策会議の開催に関すること。</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の対応に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u>
部	分 担 事 項																										
総務部 ◎総務課長	[略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 <u>・村有住宅の応急対策に関すること。</u> ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略]																										
企画振興部 ◎企画振興課長	[略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。																										
[略]	[略]																										
税務部 ◎税務課長	[略] ・被災家屋調査に関すること。																										
産業振興部 ◎産業振興課長	・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農業協同施設等の応急対策に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u> <u>・耕地の被害調査に関すること。</u> <u>・農業用施設及び農地の被害調査の実施。</u> <u>・耕地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業関係者の被災調査に関すること。</u> <u>・林道の被害調査に関すること。</u> <u>・観光協会との連絡調整に関すること。</u> <u>・商工業関係者の災害対策に関すること。</u> <u>・観光施設、別荘地の災害対策に関すること。</u> <u>・農畜産物関係の災害対策に関すること。</u> <u>・農作物不良対策本部の設置と被害状況及び被害額のまとめ</u> <u>・技術対策会議の開催と資料の作成</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の徹底指導</u> <u>・林業関係の災害対策に関すること。</u> <u>・林道関係の被害調査及び被害額のとりまとめ</u> <u>・林道被害の応急対策に関すること。</u> <u>・苗木、苗畑施設及び木材、特殊林産物の被害状況を関係機関と調査し報告する。</u> ・造林地の被害状況の調査と報告。																										
部	分 担 事 項																										
総務部 ◎総務課長	[略] ・村有財産、営造物の災害対策に関すること。 ・被害状況の集計、報告に関すること。 [略]																										
企画振興部 ◎企画振興課長	[略] ・災害義援金品の取扱いに関すること。 <u>・庁内ネットワーク及び基幹系システムの復旧に関すること。</u>																										
[略]	[略]																										
税務部 ◎税務課長	[略] ・被災家屋調査に関すること。 <u>・罹災証明書の発行に関すること。</u>																										
産業振興部 ◎産業振興課長	・部内の連絡調整に関すること。 <u>・農畜産物、農地及び農業施設の被害調査に関すること。</u> <u>・農畜産物、農地及び農業施設の応急対策に関すること。</u> <u>・林道及び林地の被害調査に関すること。</u> <u>・林道及び林地の応急対策に関すること。</u> <u>・商工業事業所等の被害調査に関すること。</u> <u>・別荘地の被害調査に関すること。</u> <u>・技術対策会議の開催に関すること。</u> <u>・病虫害防除と家畜防疫等の対応に関すること。</u> <u>・死亡獣畜の処理に関すること。</u>																										

節	節名	旧（令和3年2月）		新（令和7年度修正案）	
1	非常参集職員の活動	建設水道部 ◎建設水道課長	[略] ・災害の技術対策会議の開催と資料のまとめ ・災害状況に応じて現地指導の実施 [略]	建設水道部 ◎建設水道課長	[略] ・災害の技術対策会議の開催と資料のまとめに関する <u>こと。</u> ・災害状況に応じて現地指導の実施に関する <u>こと。</u> [略]
		子育て支援部 ◎子育て支援課長 ◎保育園長	[略] ・被災児童の家庭支援に関する <u>こと。</u> ・部内所管施設の緊急避難所の利用に関する <u>こと。</u> ・保育施設等の災害対策に関する <u>こと。</u> ・被害園児の臨時保育及び保育の再開に関する <u>こと。</u> ・園児の避難救護対策に関する <u>こと。</u> （家庭への連絡と引渡しを含む） ・保護者が迎えに来られない園児の保護に関する <u>こと。</u> （必要物品の確保） ・園児とその家族、住居等の被害調査に関する <u>こと。</u>	子育て支援部 ◎子育て支援課長 ◎保育園長	[略] ・被災児童の家庭支援に関する <u>こと。</u> ・部内所管施設の指定緊急避難場所及び指定避難所の利用に関する <u>こと。</u> ・保育施設等の災害対策に関する <u>こと。</u> ・被害園児等の臨時保育等及び保育等の再開に関する <u>こと。</u> ・園児等の避難救護対策に関する <u>こと。</u> （家庭への連絡と引渡しを含む） ・保護者が迎えに来られない園児等の保護に関する <u>こと。</u> （必要物品の確保）
		保健福祉部 ◎保健福祉課長	[略] ・災害救助に関する <u>こと。</u> （医療救護所関係を含む） ・要援護者の安否確認に関する <u>こと。</u> [略] ・社会福祉協議会との連携項目 [略]	保健福祉部 ◎保健福祉課長	[略] ・災害救助に関する <u>こと。</u> （医療救護所関係を含む） ・部内所管施設の指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の利用に関する <u>こと。</u> ・要援護者の安否確認に関する <u>こと。</u> [略] ・社会福祉協議会との連携項目に関する <u>こと。</u> [略]
		教育政策部 ◎教育政策課長	[略] ・教育施設の被害調査に関する <u>こと。</u> ・災害時の授業、給食その他に関する <u>こと。</u> [略]	教育部 ◎教育次長	[略] ・教育施設の被害調査に関する <u>こと。</u> ・部内所管施設の指定緊急避難場所及び指定避難所の利用に関する <u>こと。</u> ・災害時の授業、給食その他に関する <u>こと。</u> [略]
		[以下略]		[以下略]	

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害直前活動	<p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、<u>気象情報や警報等の情報を住民に伝達すること</u>、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p><u>気象情報や警報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。</u></p> <p>(1) 村は、各機関から受けた<u>注意報・警報等</u>及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、<u>注意報・警報等の補填</u>に努める。</p> <p>(2) 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。</p> <p style="text-align: center;"><u>気象地震等予警報及び異常現象等の受理伝達系統</u></p> <p>[図 略]</p>	<p>風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、<u>気象警報・注意報等の住民に対する伝達</u>、迅速な避難誘導等や災害の未然防止活動など、災害発生直前の活動が極めて重要である。<u>特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</u></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p><u>気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。</u></p> <p>関係機関は、別紙2の「<u>警報等伝達系統図</u>」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。</p> <p>(1) <u>特別警報発表時の対応</u></p> <p>村は、県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。</p> <p>なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、<u>村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。</u></p> <p>(2) <u>特別警報以外の気象警報等発表時の対応</u></p> <p><u>ア</u> 村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、<u>気象警報・注意報等の補填</u>に努める。</p> <p><u>イ</u> 村において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。</p> <p>(3) <u>土砂災害警戒情報発表時の対応</u></p> <p>村は、県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、<u>速やかに避難指示を発令するなど、住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。</u></p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
2	災害直前活動	<p>2 [略]</p> <p>3 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</u></p> <p>(1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、<u>気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は、危険が予想される場合は、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うとともに、避難誘導活動を実施する。</u></p> <p>(2) 村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、<u>指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て指定避難所とする。</u></p> <p>(3) <u>住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、村防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>3 住民の避難誘導対策</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生ずるおそれのある場合には、必要に応じて、<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</u></p> <p><u>また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</u></p> <p>(1) 村は、風水害の発生のおそれがある場合には、<u>防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水（消）防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</u></p> <p><u>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</u></p> <p>(3) <u>住民に対して、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。</u></p> <p>(4) <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</u></p> <p>(5) 村は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ、<u>指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は、管理者の同意を得て避難所とする。</u></p> <p>(6) <u>住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に迅速かつ的確な伝達をするよう努める。</u></p>

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害直前活動	<p>(4) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、<u>要配慮者</u>に対して配慮するよう努める。</p> <p>(5) <u>指定避難所及び避難路の所在、浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在等、避難に資する情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>(6) <u>避難勧告等の解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>4 災害の未然防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 河川管理施設、農業用排水施設等 <u>洪水</u>の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。</p> <p>その操作に当たり、〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p>(7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、<u>避難行動要支援者</u>に対して配慮するよう努める。</p> <p>(8) <u>指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。</u></p> <p>(9) <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>(10) <u>地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。</u></p> <p>(11) <u>村は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>(12) <u>村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(13) <u>村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u></p> <p>4 災害の未然防止対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 河川管理施設、農業用排水施設等 <u>洪水、豪雨</u>の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、<u>ポンプ場</u>等の適切な操作を行う。</p> <p>その操作に当たり、〔後略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																																
2	災害直前活動	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報等</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 8 月 現在) 発表官署 長野地方気象台</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>別紙₁</p> <p style="text-align: center;">警報等の種類及び発表基準</p> <p>1 気象業務法に基づく警報等</p> <p style="text-align: right;">(令和 6 年 5 月 23 日 現在) 発表官署 長野地方気象台</p> </div>																																																																
		山形村 [略]	山形村 [略]																																																																
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">情報レベル</th> <th style="width: 20%;">現象の種類</th> <th colspan="2">気象警報等発表の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 7</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 <u>121</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>98</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>三間沢川流域=4.4、唐沢川流域=<u>4.5</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	情報レベル	現象の種類	気象警報等発表の基準		警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 7	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 <u>121</u>		[略]			注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	土壌雨量指数基準	<u>98</u>	洪水	流域雨量指数基準	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域= <u>4.5</u>	[略]	[略]	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上		2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上			[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 7</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 <u>120</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">注意報</td> <td rowspan="2">大雨</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td><u>96</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>三間沢川流域=4.4、唐沢川流域=<u>4.6</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">なだれ</td> <td colspan="2">1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 7	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 <u>120</u>		[略]			注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	土壌雨量指数基準	<u>96</u>	洪水	流域雨量指数基準	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域= <u>4.6</u>	[略]	[略]	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上		2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上			[略]		
情報レベル	現象の種類	気象警報等発表の基準																																																																	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 7																																																																
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 <u>121</u>																																																																
	[略]																																																																		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4																																																																
		土壌雨量指数基準	<u>98</u>																																																																
	洪水	流域雨量指数基準	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域= <u>4.5</u>																																																																
		[略]	[略]																																																																
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上																																																																		
	2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上																																																																		
	[略]																																																																		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 7																																																																
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 <u>120</u>																																																																
	[略]																																																																		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4																																																																
		土壌雨量指数基準	<u>96</u>																																																																
	洪水	流域雨量指数基準	三間沢川流域=4.4、唐沢川流域= <u>4.6</u>																																																																
		[略]	[略]																																																																
なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、又は積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上																																																																		
	2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上																																																																		
	[略]																																																																		
		*1.*2 [略] 〈参考〉 [略]	*1.*2 [略] 〈参考〉 [略]																																																																

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																		
2	災害直前活動	<p>※気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="320 217 1223 576"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 217 488 248">現象の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="488 217 1223 248">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 253 488 504">大雨</td> <td colspan="2" data-bbox="488 253 1223 504"> 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考 雨に関する山形村の50年に一度の値) 48時間降水量：233m 3時間降水量：68mm 土壌雨量指数：161 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 509 488 576">暴風</td> <td data-bbox="488 509 846 576">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td> <td data-bbox="846 509 1223 576">暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	現象の種類	基 準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考 雨に関する山形村の50年に一度の値) 48時間降水量：233m 3時間降水量：68mm 土壌雨量指数：161		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合	<p>※気象等に関する特別警報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="1238 217 2128 576"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 217 1406 248">現象の種類</th> <th colspan="2" data-bbox="1406 217 2128 248">基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 253 1406 504">大雨</td> <td colspan="2" data-bbox="1406 253 2128 504">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1238 509 1406 576">暴風</td> <td colspan="2" data-bbox="1406 509 2128 576">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	現象の種類	基 準		大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
現象の種類	基 準																				
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 (参考 雨に関する山形村の50年に一度の値) 48時間降水量：233m 3時間降水量：68mm 土壌雨量指数：161																				
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合																			
現象の種類	基 準																				
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																				
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合																				
		<p>[注] 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</p>	<p>[注] 発表に当たっては、<u>指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)</u>、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。</p>																		
		<p>2 消防法に基づく警報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>消防法に基づき、<u>気象状況が火災の予防上危険であるとき</u>長野地方気象台長が長野県知事を行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。</p>	<p>2 消防法に基づく警報等</p> <p>(1) 火災気象通報</p> <p>消防法第22条の規定により、<u>気象状況が火災の予防上危険と認められるとき</u>長野地方気象台長が長野県知事を行う通報で、知事は直ちに市町村長に通報する。</p>																		
		<table border="1" data-bbox="320 860 1223 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 860 533 892">区 分</th> <th data-bbox="533 860 1223 892">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 896 533 1142">火災気象通報</td> <td data-bbox="533 896 1223 1142"> <u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> 1 <u>実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> 2 <u>実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。</u> 3 <u>平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> 1 <u>実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> 2 <u>実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。</u> 3 <u>平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u>	<table border="1" data-bbox="1238 860 2128 1142"> <thead> <tr> <th data-bbox="1238 860 1451 892">区 分</th> <th data-bbox="1451 860 2128 892">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1238 896 1451 1142">火災気象通報</td> <td data-bbox="1451 896 2128 1142"> <u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	発 表 基 準	火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>										
区 分	発 表 基 準																				
火災気象通報	<u>気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。</u> 1 <u>実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき。</u> 2 <u>実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。</u> 3 <u>平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある。)</u>																				
区 分	発 表 基 準																				
火災気象通報	<u>長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。</u> <u>ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。</u>																				
		<p>(2) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>																		

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																												
2	災害直前活動	<p>3 その他の情報</p> <p>(1) 土砂災害警戒情報 <u>長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="362 360 1209 504"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 記録的短時間大雨情報 <u>大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、地域を名指しして発表する気象情報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="362 644 1209 788"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 竜巻注意情報 <u>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報をいう。</u></p> <table border="1" data-bbox="362 896 1209 1040"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報 <u>気象情報の種類としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報がある。</u></p> <table border="1" data-bbox="362 1149 1209 1324"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</td> <td>気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	発表基準	土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。	区分	発表基準	記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。	区分	発表基準	竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。	区分	発表基準	全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。	<p>3 その他の情報</p> <p>(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等 <u>警報の危険度分布（キキクル）等の概要</u></p> <table border="1" data-bbox="1276 287 2123 1461"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）</td> <td>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）</td> <td>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）</td> <td>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td>危険度分布（キキクル）の色が持つ意味</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
区分	発表基準																														
土砂災害警戒情報	2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。																														
区分	発表基準																														
記録的短時間大雨情報	県内で数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）した場合。																														
区分	発表基準																														
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効時間は、発表から1時間である。																														
区分	発表基準																														
全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報	気象の予報等について、警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。																														
種類	概要																														
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																														
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																														
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。																														
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	<ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 																														
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。																														

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
2	災害直前活動		<p>(2) <u>早期注意情報 (警報級の可能性)</u> 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位 (長野県北部・中部・南部) で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、「高」又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>(3) <u>全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。</p> <p>(4) <u>土砂災害警戒情報</u> 大雨警報 (土砂災害) の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (土砂キキル) で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(5) <u>記録的短時間大雨情報</u> 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 (1時間降水量) が観測 (地上の雨量計による観測) 又は解析 (気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析) され、かつ、危険度分布 (キキル) の「危険」(紫) が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布 (キキル) で確認する必要がある。</p> <p>(6) <u>竜巻注意情報</u></p>

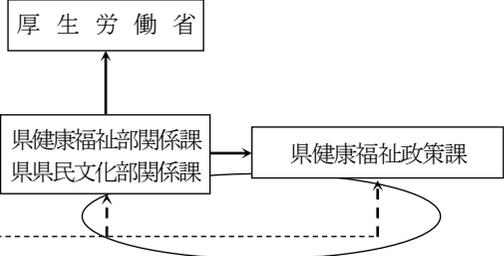
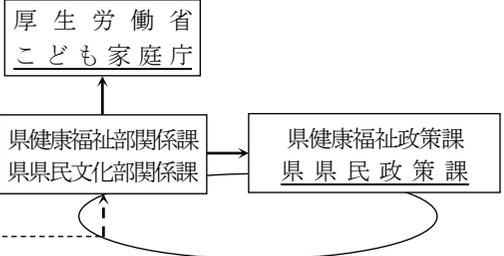
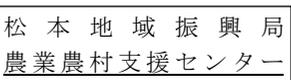
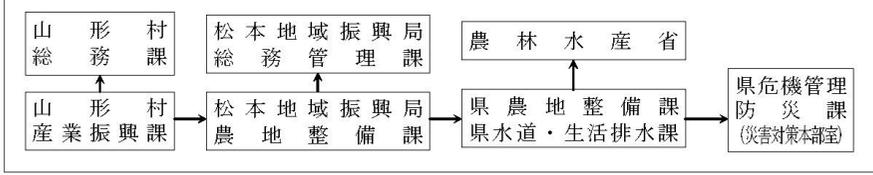
節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																															
2	災害直前活動	<p>4 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="333 639 1198 1182"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報</td> <td>長野地方気象台</td> <td rowspan="4">市町村ごと</td> </tr> <tr> <td>気象警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>村長</td> <td>各市町村域</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>県・長野地方気象台</td> <td>市町村ごと</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域あるいは一部</td> </tr> <tr> <td>全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報</td> <td>気象庁、 気象庁、 長野地方気象台</td> <td>全国、関東甲信地方、長野県</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報	長野地方気象台	市町村ごと	気象警報		洪水注意報		洪水警報		水防警報	[略]	[略]	火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	火災警報	村長	各市町村域	土砂災害警戒情報	県・長野地方気象台	市町村ごと	記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部	全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、<u>天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。</u>なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。</p> <p>4 警報等の発表及び解除 警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。 なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。<u>ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表からおおむね1時間である。</u></p> <table border="1" data-bbox="1247 639 2112 1182"> <thead> <tr> <th>警報等の種類</th> <th>発表機関名</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象注意報</td> <td rowspan="4">長野地方気象台</td> <td rowspan="4">県全域</td> </tr> <tr> <td>気象警報</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> </tr> <tr> <td>水防警報</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>火災気象通報</td> <td>長野地方気象台</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>火災警報</td> <td>村長</td> <td>山形村</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒情報</td> <td>長野地方気象台 建設部砂防課</td> <td>共同 県全域</td> </tr> <tr> <td>記録的短時間大雨情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>気象庁</td> <td>県全域</td> </tr> <tr> <td>全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報</td> <td>気象庁、 気象庁、 長野地方気象台</td> <td>全国、 関東甲信地方、 長野県</td> </tr> </tbody> </table>	警報等の種類	発表機関名	対象区域	気象注意報	長野地方気象台	県全域	気象警報	洪水注意報	洪水警報	水防警報	[略]	[略]	火災気象通報	長野地方気象台	県全域	火災警報	村長	山形村	土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域	記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域	竜巻注意情報	気象庁	県全域	全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																																
気象注意報	長野地方気象台	市町村ごと																																																																
気象警報																																																																		
洪水注意報																																																																		
洪水警報																																																																		
水防警報	[略]	[略]																																																																
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																
火災警報	村長	各市町村域																																																																
土砂災害警戒情報	県・長野地方気象台	市町村ごと																																																																
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部																																																																
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、関東甲信地方、長野県																																																																
警報等の種類	発表機関名	対象区域																																																																
気象注意報	長野地方気象台	県全域																																																																
気象警報																																																																		
洪水注意報																																																																		
洪水警報																																																																		
水防警報	[略]	[略]																																																																
火災気象通報	長野地方気象台	県全域																																																																
火災警報	村長	山形村																																																																
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課	共同 県全域																																																																
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域																																																																
竜巻注意情報	気象庁	県全域																																																																
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県																																																																

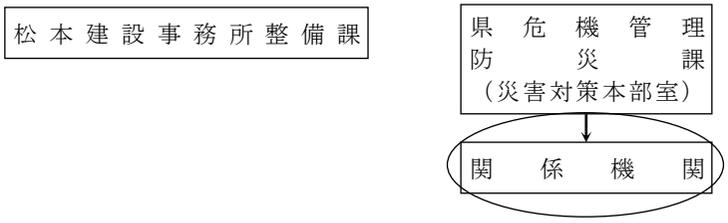
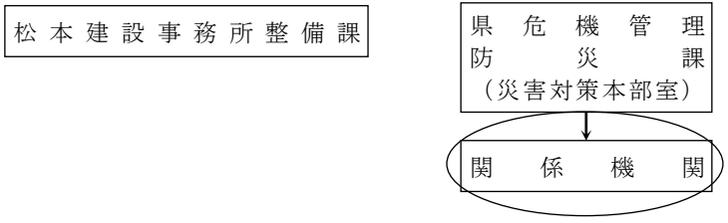
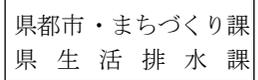
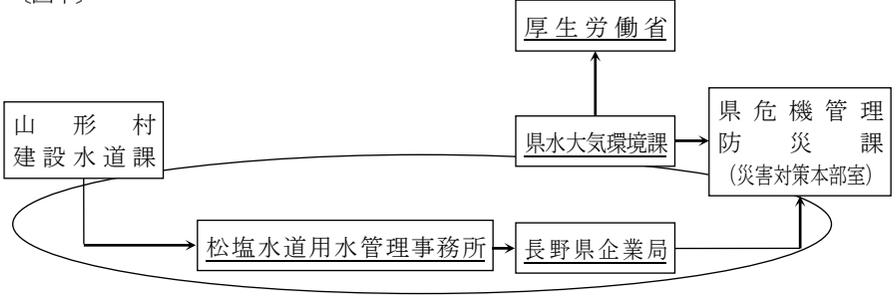
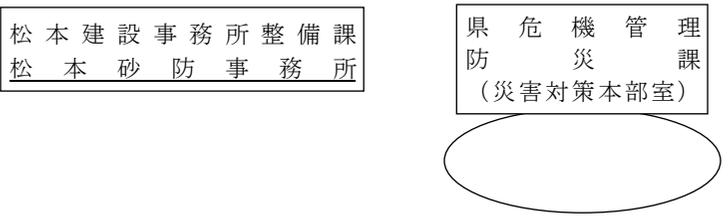
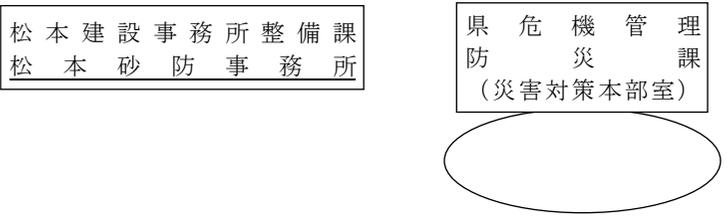
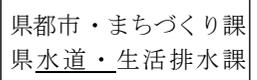
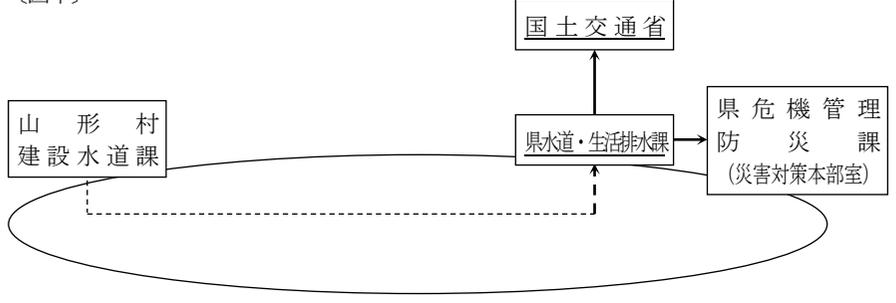
節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害直前活動		<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">警報等伝達系統図</p> <p>1 注意報・警報および情報</p> <p>(1) 系統図</p> <pre> graph TD A[長野地方気象台] <--> B[気象庁本庁] B --> C[長野県(危機管理防災課)] B --> D[総務省消防庁] B --> E[東日本電信電話(株)又は西日本電信電話(株)] B --> F[日本放送協会] B --> G[国土交通省関東地方整備局] B --> H[国土交通省北陸地方整備局] B --> I[国土交通省中部地方整備局] C --> J[山形村] D --> J E --> J F --> K[住民] G --> L[千曲川河川事務所] H --> L I --> M[天竜川上流河川事務所] J --> K </pre> <p>注1 <u>二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。</u></p> <p>注2 <u>二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</u></p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																																																										
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査は関係各課相互の連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。なお、被害が甚大であり、村において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、<u>警察等関係機関</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査責任機関 (所管)</th> <th>協力機関・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況</u></td> <td>村 (総務部)、<u>広域消防局</u></td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>村 (保健福祉部)、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>村 (産業振興部)</td> <td>松本地域振興局、松本農業改良普及センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>村 (産業振興部)</td> <td>松本広域森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設</td> <td>村 (住民部)</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育関係被害</td> <td>村 (<u>教育政策部</u>)、設置者、管理者</td> <td>中信教育事務所</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>松本警察署</td> <td>山形村</td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査責任機関 (所管)	協力機関・団体	〔略〕			<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況</u>	村 (総務部)、 <u>広域消防局</u>	松本地域振興局	社会福祉施設被害	村 (保健福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所	〔略〕			農・畜・養蚕・水産業被害	村 (産業振興部)	松本地域振興局、松本農業改良普及センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業協同組合	〔略〕			林業関係被害	村 (産業振興部)	松本広域森林組合	公共土木施設被害	村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所		〔略〕			廃棄物処理施設	村 (住民部)	松本地域振興局	〔略〕			教育関係被害	村 (<u>教育政策部</u>)、設置者、管理者	中信教育事務所	〔略〕			警察調査被害	松本警察署	山形村	<p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、調査担当課が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査は関係各課相互の連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。なお、被害が甚大であり、村において被害調査が実施できないときは県現地機関等に応援を求め行う。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村の区域内で行方不明となった者について、<u>県警察本部</u>の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、<u>要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査責任機関 (所管)</th> <th>協力機関・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u></td> <td>村 (総務部)</td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td> <td>村 (保健福祉部・<u>子育て支援部</u>)、施設経営者</td> <td>松本保健福祉事務所</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農・畜・養蚕・水産業被害</td> <td>村 (産業振興部)</td> <td>松本地域振興局、松本農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、<u>水産試験場</u>、農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>林業関係被害</td> <td>村 (産業振興部)、<u>松本地域振興局</u>、<u>中信森林管理署</u></td> <td>松本広域森林組合</td> </tr> <tr> <td>公共土木施設被害</td> <td>村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所、<u>地方整備局関係機関</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理施設被害</td> <td>村 (住民部)、<u>施設管理者</u></td> <td>松本地域振興局</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育関係被害</td> <td>村 (<u>教育部</u>)、設置者、管理者</td> <td>中信教育事務所</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察調査被害</td> <td>松本警察署</td> <td><u>山形村</u>、<u>警備業協会</u></td> </tr> </tbody> </table>	調査事項	調査責任機関 (所管)	協力機関・団体	〔略〕			<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	村 (総務部)	松本地域振興局	社会福祉施設被害	村 (保健福祉部・ <u>子育て支援部</u>)、施設経営者	松本保健福祉事務所	〔略〕			農・畜・養蚕・水産業被害	村 (産業振興部)	松本地域振興局、松本農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、 <u>水産試験場</u> 、農業協同組合	〔略〕			林業関係被害	村 (産業振興部)、 <u>松本地域振興局</u> 、 <u>中信森林管理署</u>	松本広域森林組合	公共土木施設被害	村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所、 <u>地方整備局関係機関</u>		〔略〕			廃棄物処理施設被害	村 (住民部)、 <u>施設管理者</u>	松本地域振興局	〔略〕			教育関係被害	村 (<u>教育部</u>)、設置者、管理者	中信教育事務所	〔略〕			警察調査被害	松本警察署	<u>山形村</u> 、 <u>警備業協会</u>
調査事項	調査責任機関 (所管)	協力機関・団体																																																																																											
〔略〕																																																																																													
<u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況</u>	村 (総務部)、 <u>広域消防局</u>	松本地域振興局																																																																																											
社会福祉施設被害	村 (保健福祉部)、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																																											
〔略〕																																																																																													
農・畜・養蚕・水産業被害	村 (産業振興部)	松本地域振興局、松本農業改良普及センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業協同組合																																																																																											
〔略〕																																																																																													
林業関係被害	村 (産業振興部)	松本広域森林組合																																																																																											
公共土木施設被害	村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所																																																																																												
〔略〕																																																																																													
廃棄物処理施設	村 (住民部)	松本地域振興局																																																																																											
〔略〕																																																																																													
教育関係被害	村 (<u>教育政策部</u>)、設置者、管理者	中信教育事務所																																																																																											
〔略〕																																																																																													
警察調査被害	松本警察署	山形村																																																																																											
調査事項	調査責任機関 (所管)	協力機関・団体																																																																																											
〔略〕																																																																																													
<u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況</u>	村 (総務部)	松本地域振興局																																																																																											
社会福祉施設被害	村 (保健福祉部・ <u>子育て支援部</u>)、施設経営者	松本保健福祉事務所																																																																																											
〔略〕																																																																																													
農・畜・養蚕・水産業被害	村 (産業振興部)	松本地域振興局、松本農業農村支援センター、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、 <u>水産試験場</u> 、農業協同組合																																																																																											
〔略〕																																																																																													
林業関係被害	村 (産業振興部)、 <u>松本地域振興局</u> 、 <u>中信森林管理署</u>	松本広域森林組合																																																																																											
公共土木施設被害	村 (建設水道部)、松本建設事務所、松本砂防事務所、 <u>地方整備局関係機関</u>																																																																																												
〔略〕																																																																																													
廃棄物処理施設被害	村 (住民部)、 <u>施設管理者</u>	松本地域振興局																																																																																											
〔略〕																																																																																													
教育関係被害	村 (<u>教育部</u>)、設置者、管理者	中信教育事務所																																																																																											
〔略〕																																																																																													
警察調査被害	松本警察署	<u>山形村</u> 、 <u>警備業協会</u>																																																																																											

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																																																																	
3	災害情報の収集・連絡活動	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="344 193 629 228">火災速報</td> <td data-bbox="629 193 920 228">村（総務部）、広域消防局</td> <td data-bbox="920 193 1205 228"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 228 1205 263">〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 263 1205 298">3 被害状況等報告内容の基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 298 488 336">項目</td> <td colspan="2" data-bbox="488 298 1205 336">認定基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 336 488 375">〔略〕</td> <td colspan="2" data-bbox="488 336 1205 375">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 375 488 413">一部破損</td> <td colspan="2" data-bbox="488 375 1205 413">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 413 488 451">〔略〕</td> <td colspan="2" data-bbox="488 413 1205 451">〔略〕</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 451 488 662">罹災世帯</td> <td colspan="2" data-bbox="488 451 1205 662">災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 662 488 700">〔略〕</td> <td colspan="2" data-bbox="488 662 1205 700">〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 700 1205 738">(注) 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 738 1205 777">4 災害情報の収集・連絡系統</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 777 1205 815">(1) 被害報告等</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 815 1205 917">ア 村は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 917 1205 956">イ・ウ 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 956 1205 994" style="text-align: center;">消防庁連絡先</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 994 1205 1032">〔表 略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1032 1205 1070">5 通信手段の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1070 1205 1109">(1)～(3) 〔略〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1109 1205 1147" style="text-align: center;">山形村の災害情報連絡系統図</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1147 1205 1185">(1) 概況速報</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1185 1205 1224">〔図中〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="344 1224 1205 1477" style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">松本地域振興局総務管理課</div> </td> </tr> </table>	火災速報	村（総務部）、広域消防局		〔略〕			3 被害状況等報告内容の基準			項目	認定基準		〔略〕	〔略〕		一部破損	〔略〕		〔略〕	〔略〕		罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		〔略〕	〔略〕		(注) 〔略〕			4 災害情報の収集・連絡系統			(1) 被害報告等			ア 村は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。			イ・ウ 〔略〕			消防庁連絡先			〔表 略〕			5 通信手段の確保			(1)～(3) 〔略〕			山形村の災害情報連絡系統図			(1) 概況速報			〔図中〕			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">松本地域振興局総務管理課</div>		
火災速報	村（総務部）、広域消防局																																																																			
〔略〕																																																																				
3 被害状況等報告内容の基準																																																																				
項目	認定基準																																																																			
〔略〕	〔略〕																																																																			
一部破損	〔略〕																																																																			
〔略〕	〔略〕																																																																			
罹災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。																																																																			
〔略〕	〔略〕																																																																			
(注) 〔略〕																																																																				
4 災害情報の収集・連絡系統																																																																				
(1) 被害報告等																																																																				
ア 村は、あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。																																																																				
イ・ウ 〔略〕																																																																				
消防庁連絡先																																																																				
〔表 略〕																																																																				
5 通信手段の確保																																																																				
(1)～(3) 〔略〕																																																																				
山形村の災害情報連絡系統図																																																																				
(1) 概況速報																																																																				
〔図中〕																																																																				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">松本地域振興局総務管理課</div>																																																																				

 | | | | |---|--|--| | 火災即報 | 村（総務部）、広域消防局 | | | 〔略〕 | | | | 3 被害状況等報告内容の基準 | | | | 項目 | 認定基準 | | | 〔略〕 | 〔略〕 | | | 一部損壊 | 〔略〕 | | | 〔略〕 | 〔略〕 | | | 罹災世帯 | 災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
<u>例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</u> | | | 〔略〕 | 〔略〕 | | | (注) 〔略〕 | | | | 4 災害情報の収集・連絡系統 | | | | (1) 被害報告等 | | | | ア 村は、あらかじめ定められた村地域防災計画等における情報収集連絡体制をとり、村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式により、県現地機関等に報告する。 | | | | イ・ウ 〔略〕 | | | | エ <u>「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。</u> | | | | 消防庁連絡先 | | | | 〔表 略〕 | | | | 5 通信手段の確保 | | | | (1)～(3) 〔略〕 | | | | 山形村の災害情報連絡系統図 | | | | (1) 概況速報 <u>長野県防災情報システム クロノロジーを使用</u> | | | | <u>(消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))</u> | | | | <u>村は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。</u> | | | | 〔図中〕 | | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">長野県防災情報システム</div> | | | |

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示 (緊急) 等避難状況報告</u> [図 略] ※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省) 又は県危機管理防災課 (災害対策本部) にも連絡する。</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告 [図中]</p>  <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 [図中]</p>  <p>イ 農地・農業用施設被害状況報告 [図 略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(2) 人的及び住家の被害状況報告 <u>高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告</u> [図 略] ※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 (外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等) 又は県危機管理防災課 (災害対策本部) にも連絡する。</p> <p>(3) 社会福祉施設被害状況報告 [図中]</p>  <p>(4) 農業関係被害状況報告 ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告 [図中]</p>  <p>イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く) [図 略]</p> <p>ウ 農業集落排水施設被害状況報告</p>  <p>(5) [略]</p>

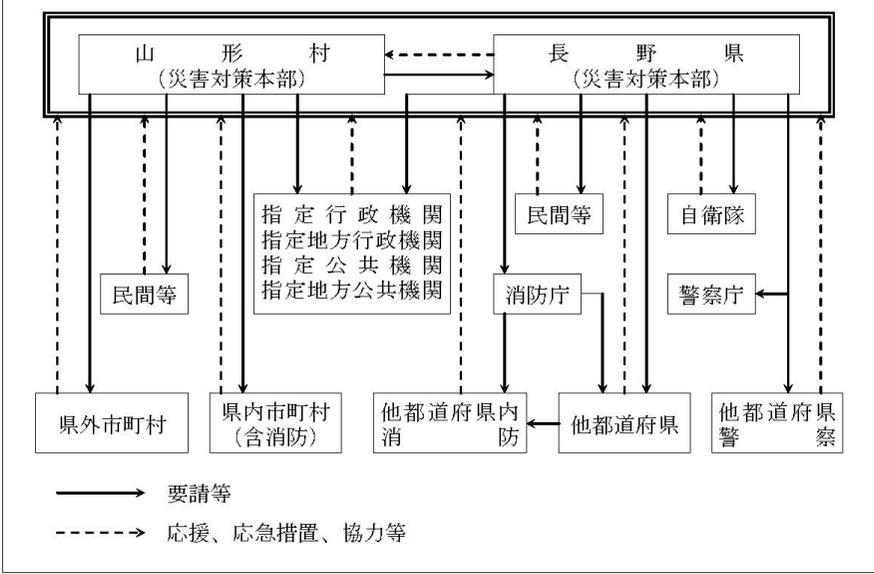
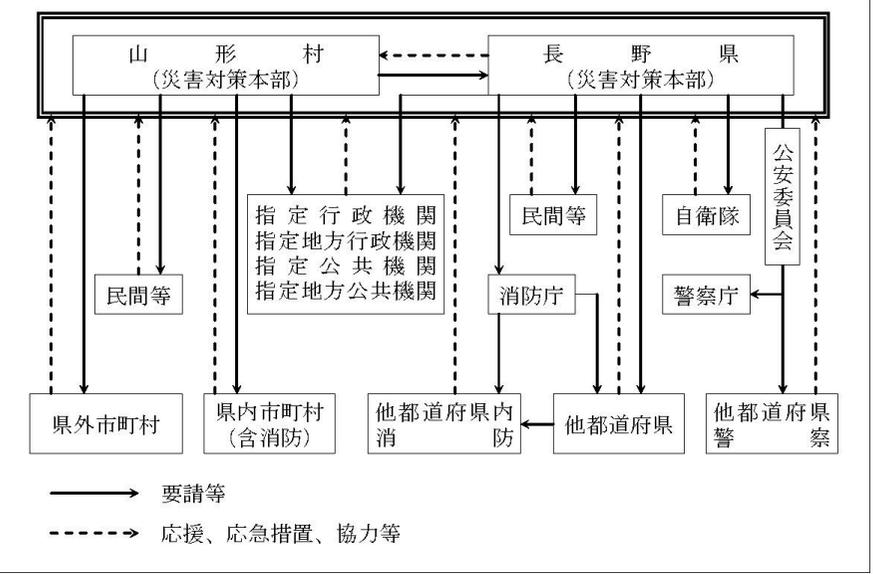
節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(6) 土木関係被害状況報告 ア 公共土木施設被害状況報告等 [図中]</p>  <p>イ 土砂災害等による被害報告 [図中]</p>  <p>(7) 都市施設被害状況報告 [図中]</p>  <p>(8) 水道施設被害状況報告 [図中]</p> 	<p>(6) 土木関係被害状況報告 ア 公共土木施設被害状況報告等 [図中]</p>  <p>イ 土砂災害等による被害報告 (地図若しくはGIS又は様式により報告) [図中]</p>  <p>(7) 都市施設被害状況報告 [図中]</p>  <p>(8) 水道施設被害状況報告 [図中]</p> 

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 256 642 347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県資源循環推進課 県生活排水課 </div> <p>(10) 感染症関係報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 437 629 488" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県保健・疾病対策課 </div> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 577 586 628" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県医療推進課 </div> <p>(12) 商工関係被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 756 779 868" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 松 本 地 域 振 興 局 商 工 観 光 課 建 築 課 </div> <p>(13) 観光施設被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 970 651 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 松 本 地 域 振 興 局 商 工 観 光 課 建 築 課 </div> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ア 村施設 〔図中〕</p> <div data-bbox="405 1209 602 1283" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 山 形 村 教 育 政 策 課 </div> <div data-bbox="752 1203 936 1254" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;"> 県教育総務課 </div>	<p>(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 256 1556 347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県資源循環推進課 県水道・生活排水課 </div> <p>(10) 感染症関係報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 437 1543 488" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県感染症対策課 </div> <p>(11) 医療施設関係被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 577 1498 655" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 県医療政策課 県薬事管理課 </div> <p>(12) 商工関係被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 756 1693 836" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 松 本 地 域 振 興 局 商 工 観 光 課 </div> <p>(13) 観光施設被害状況報告 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 970 1565 1050" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 松 本 地 域 振 興 局 商 工 観 光 課 </div> <p>(14) 教育関係被害状況報告 ア 村施設 〔図中〕</p> <div data-bbox="1319 1177 1516 1251" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 山 形 村 教 育 委 員 会 </div> <div data-bbox="1666 1171 1850 1222" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 100px;"> 県教育政策課 </div>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
3	災害情報の収集・連絡活動	<p>イ 文化財</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 公益事業関係被害</p> <p>(17)~(19) [略]</p> <p>(20) 水防情報 雨量・水位の通報</p> <p>[図中]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>現地指導班 (大町建設事務所維持管理班)</p> </div> <p>(21) 戸籍、住民基本台帳関係被害状況報告</p> <p>[図 略]</p>	<p>イ 文化財</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) 公益事業関係被害</p> <p>(注)：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合</p> <p>(17)~(19) [略]</p> <p>(20) 水防情報 雨量・水位の通報</p> <p>[図中]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>現地指導班 (松本建設事務所維持管理班)</p> </div>

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)
4	広域相互応援活動	<p>〔略〕</p> <p>なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>応援要請に当たっては、受入れ体制に不備がないよう十分配慮する。</u></p> <p>また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 村長が行う応援要請(消防以外に関する応援要請)</p> <p>ア 他市町村に対する応援要請(別図2参照)</p> <p>村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。</p> <p>応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。</p> <p>(ア)～(イ) 〔略〕</p> <p>イ 県に対する応援要請等</p> <p>村長等は、<u>応急措置</u>を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は<u>応急措置</u>の実施を要請する。</p> <p>ウ 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 消防に関する応援要請</p> <p>ア 県内市町村に対する応援要請</p> <p>村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。</p>	<p>〔略〕</p> <p>なお、村が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、<u>災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこと。</u></p> <p>また、他市町村が被災し、村が応援を要請されたときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u></p> <p>1 応援要請</p> <p>(1) 村長が行う応援要請(消防以外に関する応援要請)</p> <p>ア 他市町村に対する応援要請(別図2参照)</p> <p>村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。</p> <p>応援を要請する際は、次の事項を明確にしておく。</p> <p>(ア)～(イ) 〔略〕</p> <p>イ 県に対する応援要請等</p> <p>村長等は、<u>災害応急対策</u>を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は<u>災害応急対策</u>の実施を要請する。</p> <p>ウ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等</p> <p>〔略〕</p> <p>(2) 消防に関する応援要請</p> <p>ア 県内市町村に対する応援要請</p> <p>村長は、大規模災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であるなど、必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定書」に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。</p>

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
4	広域相互応援活動	<p>イ 他都道府県への応援要請 村長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第24条の3の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕 (ウ) その他、他都道府県からの消防の応援</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の整備 村（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕 (4) 自主的活動 応援側は、通信の途絶により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>村は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>4 経費の負担</p> <p>(1) 〔略〕 (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。</p> <p>5 他の都道府県等への応援 村は、県及び他の市町村と連携して、他の都道府県等へ応援を行う場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を図る。</p>	<p>イ 他都道府県への応援要請 村長は、この「長野県消防相互応援協定書」に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕 (ウ) その他、他都道府県からの消防隊の応援</p> <p>2 応援体制の整備</p> <p>(1) 情報収集及び応援体制の確立 <u>ア</u> 村（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出勤する。</p> <p><u>イ</u> 県は、県外で大規模災害が発生した場合には、長野県災害対策支援本部を設置し、全庁的な対応を行う。</p> <p><u>ウ</u> 村及び県は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となった的確な支援を行う。</p> <p>なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行う。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕 (4) 自主的活動 応援側は、通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。</p> <p>3 受援体制の整備</p> <p>(1) 村は、円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。</p> <p>(2) 村は、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。</p> <p>(3) 村は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</p> <p>4 経費の負担</p> <p>(1) 〔略〕 (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
4	広域相互応援活動	<p>(別図1) 広域相互応援体制</p>  <p>(別図2) 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 [図略]</p>	<p>(別図1) 広域相互応援体制</p>  <p>(別図2) 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 [図略]</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																																																																																					
5	ヘリコプターの運用計画	<p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター選定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>ヘリテレ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412E P I</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>ユーロコプター AS365N3</td> <td>13</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>アグスタAW139</td> <td>17</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">ドクターヘリ</td> </tr> <tr> <td colspan="7">各種 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻提出する。</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容 (物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター</p> <p>〔略〕</p> <p>〔図中〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>県危機管理防災課</p> </div> <p>イ 県警ヘリコプター</p> <p>〔略〕</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>危機管理局長 (消防課・危機管理防災課)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警察本部 (警備第二課) → (地域課)</p> </div> </div> <p>また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要請を行う。</p> <p>〔図 略〕</p>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○		県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○	アグスタAW139	17	○		○	○	広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		ドクターヘリ							各種 6							<p>1 出動手続の実施</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">ヘリコプター選定基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>機種</th> <th>定員</th> <th>救助ホイスト</th> <th>消火装置</th> <th>物資吊下</th> <th>映像伝送</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防防災ヘリコプター</td> <td>ベル412E P I</td> <td>15</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">県警ヘリコプター</td> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>レオナルドAW139</td> <td>14</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>広域航空消防応援等ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>自衛隊ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上保安庁ヘリコプター</td> <td>各種</td> <td>各種</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">ドクターヘリ</td> </tr> <tr> <td colspan="7">各種 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) ヘリコプターの出動要請に当たっては、可能な限り、次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請し、文書が必要な場合は後刻速やかに提出する。</p> <p>ア 災害の状況と活動の具体的内容 (消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>ア 消防防災ヘリコプター</p> <p>〔略〕</p> <p>〔図中〕</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>県危機管理部消防課</p> </div> <p style="text-align: center;">※ 連絡用無線 消防デジタル無線 (主運用波)</p> <p style="text-align: center;">呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1 (いち)」</p> <p>イ 県警ヘリコプター</p> <p>〔略〕</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>危機管理部 (消防課・危機管理防災課)</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警察本部 (警備第二課)</p> </div> </div> <p>また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。</p> <p>〔図 略〕</p>	種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送	消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○		県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○	レオナルドAW139	14	○			○	広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○	自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○		海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○		ドクターヘリ							各種 6						
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ																																																																																																																		
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○																																																																																																																			
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○																																																																																																																		
	アグスタAW139	17	○		○	○																																																																																																																		
広域航空消防応援ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																																		
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																																			
ドクターヘリ																																																																																																																								
各種 6																																																																																																																								
種類	機種	定員	救助ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送																																																																																																																		
消防防災ヘリコプター	ベル412E P I	15	○	○	○																																																																																																																			
県警ヘリコプター	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																																																		
	レオナルドAW139	14	○			○																																																																																																																		
広域航空消防応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○																																																																																																																		
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○																																																																																																																			
海上保安庁ヘリコプター	各種	各種	○		○																																																																																																																			
ドクターヘリ																																																																																																																								
各種 6																																																																																																																								

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)																																												
5	ヘリコプターの運用計画	<p>ウ 広域航空消防応援ヘリコプター</p> <p>広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>[参考]</p> <p>(7) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="362 783 1209 855"> <tr> <td>群馬県</td> <td>東京消防庁</td> <td>新潟県</td> <td>山梨県</td> <td>岐阜県</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>富山県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>(4) 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="362 963 1209 1035"> <tr> <td>栃木県</td> <td>茨城県</td> <td>京都府</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>石川県</td> <td>愛知県</td> <td>三重県</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県	埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市	栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市	<p>ウ 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。</p> <p>(7) 広域航空応援要請手順</p> <p>(4) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>a 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1276 783 2123 855"> <tr> <td>東京消防庁</td> <td>埼玉県</td> <td>山梨県</td> <td>群馬県</td> <td>新潟県</td> </tr> <tr> <td>富山県</td> <td>岐阜県</td> <td>静岡市</td> <td>浜松市</td> <td>名古屋市</td> </tr> </table> <p>b 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1276 963 2123 1035"> <tr> <td>茨城県</td> <td>栃木県</td> <td>千葉市</td> <td>横浜市</td> <td>川崎市</td> <td>石川県</td> </tr> <tr> <td>福井県</td> <td>静岡県</td> <td>三重県</td> <td>滋賀県</td> <td>京都市</td> <td>大阪市</td> </tr> </table>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
群馬県	東京消防庁	新潟県	山梨県	岐阜県																																											
埼玉県	富山県	静岡市	浜松市	名古屋市																																											
栃木県	茨城県	京都府	千葉市	横浜市	川崎市																																										
福井県	静岡県	石川県	愛知県	三重県	大阪市																																										
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県																																											
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																											
茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県																																										
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																										

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)
5	ヘリコプターの運用計画	<p>エ 自衛隊ヘリコプター 要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</p> <p>オ ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。</p>	<p>エ 自衛隊ヘリコプター 要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。</p> <p>オ 海上保安庁ヘリコプター 救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。</p> <p>カ ドクターヘリ 重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
6	自衛隊の災害派遣	<p>オ 消防活動 利用可能な消防車、<u>防火用具</u>による消防機関への協力</p> <p>カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、<u>放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合</u>）</p> <p>キ 応急医療、<u>防疫、病虫害防除等の支援</u> <u>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は、村が準備）</u></p> <p>ク <u>通信支援</u> <u>自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援</u></p> <p>ケ 人員及び物資の緊急輸送 <u>緊急を要し、他に適当な手段がない場合、緊急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</u></p> <p>コ 給食及び給水支援 <u>緊急を要し、他に適当な手段がない場合</u></p> <p>サ <u>救援物資の無償貸与又は譲与</u> 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。</p> <p>シ <u>交通規制の支援</u> <u>自衛隊車両の交通が集中する地点における自衛隊車両を対象とする。</u></p> <p>ス 〔略〕</p> <p>セ <u>予防派遣</u> <u>風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合</u></p> <p>(2) 派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p>ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって松本地域振興局長若しくは松本警察署長を通じ知事に派遣を求める。</p> <p>イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局を通じ文書による要請処理をする。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(3) 派遣要請理由等</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 派遣を希望する期間、<u>人員</u></p> <p>ウ 派遣を希望する区域、<u>作業箇所及び内容</u></p> <p>エ <u>連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項</u></p> <p>オ <u>ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、本村のヘリポート（資料6-1参照）</u></p>	<p>オ 消防活動 利用可能な消防車、<u>その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）</u>による消防機関への協力</p> <p>カ 道路又は水路の啓開 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等</p> <p>キ 応急医療、<u>救護及び防疫</u> <u>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</u></p> <p>ク 人員及び物資の緊急輸送 緊急患者、医師、その他<u>救援活動</u>に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</p> <p>ケ 給食及び給水、<u>入浴支援</u> <u>被災者に対する給食及び給水、入浴支援</u></p> <p>コ 物資の無償貸与又は譲与 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に<u>基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</u></p> <p>サ 〔略〕</p> <p>シ <u>その他</u> <u>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置</u></p> <p>(2) 派遣要請手続・系統（後掲参照）</p> <p>ア 村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって松本地域振興局長に派遣要請を求める。</p> <p>イ 村長は、アにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局を通じ文書による<u>要求</u>をする。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(3) 派遣要請理由等</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 派遣を希望する期間</p> <p>ウ 派遣を希望する区域<u>及び活動内容</u></p> <p>エ <u>その他参考となるべき事項</u></p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
6	自衛隊の災害派遣	<p><u>〔自衛隊〕</u></p> <p>(1) <u>派遣要請の受理</u> 知事からの派遣要請は次により受理する。</p> <p>ア <u>平常の勤務時間中における場合</u> 第13普通科連隊長「気付先第3科長」</p> <p>イ <u>平常の勤務時間外における場合</u> 第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」</p> <p>(2) <u>派遣要請受理後の措置</u></p> <p>ア <u>第13普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき、部隊の派遣を判断し、実施する。</u></p> <p>イ <u>第13普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。</u></p> <p>(3) <u>知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置</u></p> <p>ア <u>派遣を行う場合(例)</u></p> <p>(7) <u>災害に際し、航空機(必要に応じ地上部隊等)により、自衛隊又は他部隊のみならず、関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合</u></p> <p>(4) <u>災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が県知事と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合</u></p> <p>(7) <u>災害に際し、通信の途絶により、県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合</u></p> <p>(2) <u>運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に、捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合</u></p> <p>(7) <u>部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合</u></p> <p>(7) <u>その他特に緊急を要し、知事の要請を待つ余裕がない場合</u></p> <p>イ <u>知事への連絡等</u> アの場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。また、アによる派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。</p>	

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)												
6	自衛隊の災害派遣	<p style="text-align: center;">派遣要請の手続系統 (通知・連絡先)</p> <p style="text-align: center;">2 派遣部隊との連絡調整</p> <p>派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>統括連絡調整者</th> <th>現地連絡調整者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。 (3) [略] 	区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者	[略]	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">派遣要請の手続系統 (通知・連絡先)</p> <p style="text-align: center;">2 派遣部隊との連絡調整</p> <p>派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県では自衛隊部隊の長と密接な連絡調整が行われるよう次により区分している。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>区 分</th> <th>総括連絡調整者</th> <th>現地連絡調整者</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。<u>また、派遣部隊と村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。</u> (3) [略] 	区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者	[略]	[略]	[略]
区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者													
[略]	[略]	[略]													
区 分	総括連絡調整者	現地連絡調整者													
[略]	[略]	[略]													

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
6	自衛隊の災害派遣	<p>〔自衛隊〕</p> <p>(1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁、<u>地域振興局</u>、若しくは現地にそれぞれ派遣する。</p> <p>(2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、部隊を派遣する。（予防派遣）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 派遣部隊の撤収</p> <p>村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に<u>通報</u>する。</p> <p>〔自衛隊〕</p> <p>(1) <u>第13普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。</u></p> <p>(2) <u>部隊を撤収する場合にあつては、村長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。</u></p> <p>4 〔略〕</p>	<p>〔自衛隊〕</p> <p>(1) 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁若しくは<u>地域振興局</u>に、<u>偵察班</u>を現地にそれぞれ派遣する。</p> <p>(2) 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、<u>連絡班等及び部隊</u>を派遣する。（予防派遣）</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 派遣部隊の撤収要請</p> <p>村長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めるときは、現地連絡調整者に<u>文書又は口頭</u>をもって報告する。</p> <p>4 〔略〕</p>
7	救助・救急・医療活動	<p>1 〔略〕</p> <p>〔松本広域消防局〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 救急活動は、<u>県警察本部、救護班等と密接な連携により</u>、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。</p> <p>その際、高規格救急車（<u>救急救命士搭乗隊</u>）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。</p> <p>〔医療機関〕</p> <p>(1) <u>日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む。）を実施する。</u></p> <p>また、災害の状況に応じ、<u>医療救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出動させ、傷病者の搬送等に当たる。</u></p> <p>(2) <u>塩筑医師会、災害拠点病院（信州大学医学部附属病院）は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。</u></p> <p>(3) <u>ペア病院（松本市立病院）は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。</u></p> <p>〔住民及び自主防災組織〕</p> <p>自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力する。</p> <p>特に、〔後略〕</p>	<p>1 〔略〕</p> <p>〔松本広域消防局〕</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 救急活動は、<u>県警察本部、救護班等との密接な連携により</u>、医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。</p> <p>その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。</p> <p>〔住民及び自主防災組織〕</p> <p><u>住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。</u></p> <p>特に、〔後略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	救助・救急・医療活動	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 関係機関と協議の上、〔後略〕 ア～エ 〔略〕 オ 遺体の検案と検案書の作成 カ <u>消防本部などへの傷病者の搬送要請</u> キ 〔略〕 また、必要に応じて、県、隣接市町村、医師会等に協力を要請する。</p> <p>(2) <u>医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>	<p>2 医療活動</p> <p>(1) 関係機関と協議の上、〔後略〕 ア～エ 〔略〕 オ 遺体の検案</p> <p>カ 〔略〕 また、必要に応じて、県、隣接市町村、医師会等に協力を要請する。</p> <p>(2) <u>村内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。</u></p> <p>(3) <u>医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。</u></p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p>
8	消防活動	<p>1 消火活動関係</p> <p>(1) 〔略〕 (2) 情報収集 <u>火災発生状況、人的被害状況、県警・道路管理者と連携した道路状況等の災害情報収集を速やかに実施し、消火活動及び住民に必要な情報の提供を行う。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 救助・救急活動関係</p> <p>大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、<u>住民等の協力及び県警察、医療関係等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ確かな救助・救急活動を行う。</u></p> <p>なお、〔後略〕 〔松本広域消防局〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕 (4) <u>避難の指示・勧告等</u> 村長が住民に対し、<u>避難の指示・勧告等を行った場合、消防局は村と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>1 消火活動関係</p> <p>(1) 〔略〕 (2) <u>情報収集及び効率的部隊配置</u> <u>管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。</u> <u>特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。</u> <u>また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ確かな消火活動を行う。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 救助・救急活動関係</p> <p>大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、<u>住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行い、迅速かつ確かな救助・救急活動を行う。</u></p> <p>なお、〔後略〕 〔松本広域消防局〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕 (4) <u>避難の指示等</u> 村長が住民に対し、<u>避難の指示等を行った場合、消防局は村と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
8	消防活動	<p>〔住 民〕</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民は災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具は直ちに使用を中止し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。</p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動 自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関に協力する。</p> <p>特に、交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</p>	<p>〔住民、事業所及び自主防災組織等〕</p> <p>(1) 出火防止、初期消火活動等 住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気使用器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。 <u>また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。</u></p> <p>なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。</p> <p>(2) 救助・救急活動 <u>住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに(共助)、消防機関等に協力する。</u></p> <p>特に、<u>道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救急・救助活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。</u></p>
10	要配慮者に対する応急活動	<p><u>災害が発生した際、要配慮者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</u></p> <p>1 避難受入活動</p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)をはじめとする災害情報の周知</u> 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。</p> <p>(2) <u>要配慮者の状況把握及び避難誘導</u> 災害が発生した際は、要配慮者に関する避難支援計画等に基づき、要配慮者に関する台帳の活用や地域住民の協力等により、安否及び保健福祉サービスの要否等について速やかに確認するとともに、必要な救助・避難支援を行う。 <u>なお、避難誘導する際には、要配慮者の態様に応じて、介助員等の付き添いや車庫・車いす等を活用する。</u> <u>また、社会福祉施設や医療機関等の利用者に対しても安否確認を行うとともに、被災者の救助・避難支援を行う。</u></p>	<p><u>災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災会等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。</u></p> <p>1 避難受入活動</p> <p>(1) <u>高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知</u> 要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者の避難支援及び安否確認</u> 村は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。 <u>なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。</u> <u>なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
10	要配慮者に対する応急活動	<p>(3) 避難所での生活環境整備 〔略〕 ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 〔略〕 〔以下略〕</p>	<p>(3) 避難所での生活環境整備等 〔略〕 ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ <u>外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立</u> <u>外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ、災害多言語支援センターの設置を行う。</u></p> <p>オ 〔略〕 〔以下略〕</p>
11	緊急輸送活動	<p>1 緊急交通路確保のための交通規制 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>2 緊急交通路確保のための<u>応急復旧</u> (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 輸送手段の確保 (1) 〔略〕 (2) 応援要請 ア 村は、車両が不足する場合又は災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して<u>応援</u>を要請する。 また、〔後略〕 イ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>4 輸送拠点の確保 (1) <u>輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地である市町村が当たることを原則とし、運営に当たっては、村と県は密接に連携する。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p>	<p>1 緊急交通路確保のための交通規制等 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>道路管理者による措置命令等</u> <u>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p>2 緊急交通路確保のための<u>道路啓開等</u> (1)～(3) 〔略〕</p> <p>3 輸送手段の確保 (1) 〔略〕 (2) 応援要請 ア 村は、車両を自ら調達することが不可能な場合や災害の状況によりヘリコプターによる輸送が必要な場合は、直ちに県に対して<u>調達</u>を要請する。 また、〔後略〕 イ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>4 輸送拠点の確保 (1) <u>地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。</u> <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u></p> <p>(2) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
12	障害物の処理活動	<p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 村は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p><u>〔関係機関〕</u></p> <p>(1) <u>実施機関</u> 自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。</p> <p>(2) <u>障害物除去の方法</u> 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。</p> <p>(3) <u>必要な資機材等の整備</u> 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。</p> <p>(4) <u>応援協力体制</u> ア 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。 イ 村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>〔関係機関〕</u></p> <p>(1) <u>実施機関</u> 各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。</p> <p>(2) <u>障害物の集積、処分の方法</u> ア 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。 イ 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。</p> <p>(3) <u>必要な資機材等の整備</u> 障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。</p> <p>(4) <u>障害物の集積場所</u> それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。 ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所 イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所 ウ 障害物が二次災害の原因にならないような場所 エ 広域避難地として指定された場所以外の場所</p>	<p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p><u>(2) 放置車両等の移動等</u> ア 村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。 イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)																																																						
12	障害物の処理活動	<p>(5) 応援協力体制</p> <p>ア 各機関限りで実施困難のときは、村長に応援協力を要請する。</p> <p>イ 村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて、適切な措置を講ずる。</p>																																																							
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>第13節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>総務部 住民部 保健福祉部 建設水道部 教育政策部</p> <p>〔略〕</p> <p>1 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急)</u></p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、<u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達及び避難勧告、避難指示 (緊急) を行う。</u></p> <p>(1) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示 (緊急) の実施機関、根拠等</u></p> <p>ア <u>避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示 (緊急) を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の発令、避難勧告、避難指示 (緊急) を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、警戒レベルの発表と併せて危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>村 長</td> <td></td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>村 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示 (緊急)</td> <td>村 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>指定避難所の開設、受入れ</p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難準備・高齢者等避難開始	村 長		災害全般	避難勧告	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般	避難指示 (緊急)	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>第13節 避難受入れ及び情報提供活動</p> <p>総務部 住民部 保健福祉部 子育て支援部 建設水道部 教育部</p> <p>〔略〕</p> <p>1 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u></p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し、状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>(1) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施機関、根拠等</u></p> <p>ア <u>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。</u></p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>村 長</td> <td>災害対策基本法第56条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難指示</td> <td>村 長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急安全確保</td> <td>村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>村 長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	高齢者等避難	村 長	災害対策基本法第56条	災害全般	避難指示	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	緊急安全確保	村長	災害対策基本法第60条	災害全般	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般	指定避難所の開設、受入れ	村 長		
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																						
避難準備・高齢者等避難開始	村 長		災害全般																																																						
避難勧告	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
避難指示 (緊急)	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																						
	〔略〕	〔略〕	〔略〕																																																						
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																						
高齢者等避難	村 長	災害対策基本法第56条	災害全般																																																						
避難指示	村 長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																						
緊急安全確保	村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般																																																						
指定避難所の開設、受入れ	村 長																																																								

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p>イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。</p> <p>(2) <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味</u> <u>ア 「避難準備・高齢者等避難開始」</u> 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</p> <p><u>イ 「避難勧告」</u> その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p><u>ウ 「避難指示（緊急）」</u> 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>(3) <u>避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等</u> <u>ア 村長の行う措置</u> (7) <u>避難勧告等の区分</u> 村は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、<u>避難勧告等</u>を発令する。警戒レベル及び避難情報等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>イ 知事は、災害の発生により村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における村長の事務を、村長に代わって行う。</p> <p><u>ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。</u></p> <p>(2) <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味</u> <u>ア 「高齢者等避難」</u> 災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮することをいう。</p> <p><u>イ 「避難指示」</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。</p> <p><u>ウ 「緊急安全確保」</u> 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。</p> <p>(3) <u>措置及び報告、通知等</u> <u>ア 村長の行う措置</u> (7) <u>避難指示等の区分</u> 村は、別に定める「避難情報の判断・伝達マニュアル」に基づき、<u>避難指示等</u>を発令する。警戒レベル及び避難情報等の区分は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）				新（令和7年度修正案）					
		警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動	警戒レベル	避難・防災気象情報	発令時の状況	住民に求める行動		
13	避難受入れ及び情報提供活動	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]		
		警戒レベル 3	<u>避難準備・高齢者等避難開始（要配慮者等に対する避難情報）</u>	[略]	[略]	警戒レベル 3	高齢者等避難	[略]	[略]		
		警戒レベル 4	避難勧告	[略]	[略]	警戒レベル 4	避難指示	避難指示	[略]	[略]	
			避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況	●避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動						
		警戒レベル 5	<u>災害発生情報</u>	[略]	[略]	警戒レベル 5	緊急安全確保	[略]	[略]		
		(イ) 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準					(イ) 土砂災害に係る避難指示等の発令基準				
		発令の区分		条 件			発令の区分		条 件		
		<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>		[略]			<u>高齢者等避難</u>		[略]		
		<u>避難勧告</u>		[略]			<u>避難指示</u>		[略]		
		<u>避難指示（緊急）</u>		[略]			<u>緊急安全確保</u>		[略]		
		(ロ) 洪水に係る避難勧告等の発令基準（唐沢川・三間沢川）					(ロ) 洪水に係る避難指示等の発令基準（唐沢川・三間沢川）				
		発令の区分		条 件	対象となる箇所		発令の区分		条 件	対象となる箇所	
		<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>		[略]	[略]		<u>高齢者等避難</u>		[略]	[略]	
<u>避難勧告</u>		[略]			<u>避難指示</u>		[略]				
<u>避難指示（緊急）</u>		[略]			<u>緊急安全確保</u>		[略]				
(ハ) 報告（災害対策基本法第60条）					(ハ) 報告（災害対策基本法第60条等）						
[図 略]					[図 略]						

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>イ 水防管理者の行う措置</p> <p>(7) 指示</p> <p>水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。</p> <p>(i) [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 警察官の行う措置</p> <p>(7) 指示</p> <p>[略]</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、<u>避難勧告</u>等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な<u>避難指示 (緊急)</u>・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における<u>避難指示 (緊急)</u>・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 村長による<u>避難指示 (緊急)</u>ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。</p> <p>この<u>避難指示 (緊急)</u>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>d [略]</p> <p>e 避難のための<u>勧告</u>、指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、<u>避難所</u>、<u>避難路</u>等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難誘導</u>を行う。</p> <p>g <u>避難誘導</u>に当たっては、<u>要配慮者</u>については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>h・i [略]</p> <p>(i) 報告、通知</p> <p>a 上記(7) cによる場合 (災害対策基本法第61条)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[警察官] -- "(通 知)" --> B[村 長] B -- "(報 告)" --> C[知 事] B -.-> "(地域振興局長経由)" C </pre> </div> <p>b [略]</p> <p>オ [略]</p>	<p>イ 水防管理者の行う措置</p> <p>(7) 指示</p> <p>水防管理者は、洪水の<u>氾濫</u>により危険が切迫していると認めるときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。</p> <p>(i) [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ 警察官の行う措置</p> <p>(7) 指示</p> <p>[略]</p> <p>把握した二次災害危険場所等については、村災害対策本部等に伝達し、<u>避難指示</u>等の発令を促す。</p> <p>さらに、的確な<u>避難の指示</u>・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における<u>避難の指示</u>・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。</p> <p>a・b [略]</p> <p>c 村長による<u>避難の指示</u>ができないと認めるとき、又は村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の<u>必要と認める居住者</u>、滞在者その他の者に対し、<u>避難のための立退き</u>又は<u>緊急安全確保措置</u>を指示する。</p> <p>この<u>避難指示</u>に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>d [略]</p> <p>e 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、<u>指定緊急避難場所</u>、<u>避難路</u>等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。</p> <p>f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、<u>避難場所へ避難誘導</u>を行う。</p> <p>g <u>避難誘導</u>に当たっては、<u>高齢者及び障がい者等避難行動要支援者</u>については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。</p> <p>h・i [略]</p> <p>(i) 報告、通知</p> <p>a 上記(7) cによる場合 (災害対策基本法第61条)</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[警察官] -- "(報 告)" --> B[村 長] B -- "(報 告)" --> C[知 事] B -.-> "(地域振興局長経由)" C </pre> </div> <p>b [略]</p> <p>オ [略]</p>

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>(4) <u>避難指示（緊急）、避難勧告</u>の時期 前記(3)ア(ア)から(ウ)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。</p> <p>(5) <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>の内容 <u>避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。</u> ア～コ 〔略〕</p> <p>(6) 住民への周知 ア <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った者は</u>、速やかにその内容を村防災行政無線、有線テレビ放送、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、〔後略〕 イ 〔略〕 ウ 〔略〕 エ 村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設管理者等及び村職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（個別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、<u>避難情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</u></p> <p>(7) <u>要配慮者の状況把握</u> 村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、<u>要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</u></p> <p>(8) 村有施設における避難活動 ア 〔略〕 イ <u>避難の勧告及び指示は</u>、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>	<p>(4) <u>避難指示等</u>の時期 前記(3)ア(ア)から(ウ)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 <u>なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。</u></p> <p>(5) <u>避難指示等</u>の内容 <u>避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。</u> ア～コ 〔略〕</p> <p>(6) 住民への周知 ア <u>避難指示等の発令者は</u>、速やかにその内容を村防災行政無線、有線テレビ放送、広報車等のあらゆる広報手段を通じ、又は、直接、住民に対し周知する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 特に、〔後略〕 イ 〔略〕 ウ <u>村長以外の発令者は</u>、村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。 エ 〔略〕 オ 村は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設管理者等及び村職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、<u>警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。</u></p> <p><u>カ 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。</u></p> <p>(7) <u>避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</u> 村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生児童委員、区長、消防、警察等関係機関の協力を得て、<u>避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。</u> <u>また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。</u></p> <p>(8) 村有施設における避難活動 ア 〔略〕 イ <u>避難指示等が発令された場合は</u>、速やかに内容を庁内放送、職員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警戒区域設定の内容 警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が<u>避難指示（緊急）</u>と異なる点は、次の3点である。 ア <u>避難指示（緊急）</u>が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ 警戒区域の設定は、<u>避難指示（緊急）</u>より災害が急迫した場合に行使されることが多い。 ウ <u>避難指示（緊急）</u>についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の<u>勧告又は指示</u>と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 (4) [略]</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。</p> <p>(2) 誘導の方法 ア 誘導員は、<u>避難所</u>、経路及び方向を的確に指示する。 イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ～カ [略]</p> <p><u>キ～ケ</u> [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>〔住 民〕</p> <p><u>(1) 要避難地区で避難を要する場合</u> 住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。</p> <p><u>(2) 任意避難地区で避難を要する場合</u> 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(1)同様、出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。この場合にあつては、携帯品は</p>	<p>2 警戒区域の設定</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 警戒区域設定の内容 警戒区域の設定とは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が<u>避難の指示</u>と異なる点は、次の3点である。 ア <u>避難の指示</u>が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止、及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。 イ 警戒区域の設定は、<u>避難の指示</u>より災害が急迫した場合に行使されることが多い。 ウ <u>避難の指示</u>についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。 (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。 (4) [略]</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 誘導の優先順位 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、<u>特に避難行動要支援者を優先する。</u></p> <p>(2) 誘導の方法 ア 誘導員は、<u>指定緊急避難場所</u>、経路及び方向を的確に指示する。 イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、<u>堤防</u>、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ウ～カ [略]</p> <p><u>キ 村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。</u></p> <p><u>ク～コ</u> [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>〔住 民〕</p> <p>住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合にあつては、携帯品は、食料、日用品等必要最小限とする。</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p><u>食料、日用品等必要最小限とする。</u></p> <p>(3) <u>非常持出し品</u> 非常持出し品は、<u>食料（3日分程度）、医薬品、マスク、消毒液、懐中電灯、携帯用ラジオ、ロープ（1mぐらい）、マッチ、ビニール袋、雨具等を家族構成にあわせて用意し、リュックなどにひとまとめにして、取り出しやすいところに保管しておくものとする。</u></p> <p>4 <u>指定避難所の開設・運営</u></p> <p>(1) <u>災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れて保護するため、指定避難所を開設する（資料7－1参照）。</u> <u>また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を指定避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を設置する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>指定避難所開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。</u></p> <p>(5) <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> ア・イ [略] ウ・エ [略]</p> <p>(6) <u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。</u></p> <p>(7) <u>避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。ま</u></p>	<p>4 <u>指定避難所等の開設・運営</u></p> <p>(1) <u>災害のために現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に受け入れて保護するため、指定避難所を開設し（資料7－1参照）、住民等に対し、周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。</u></p> <p>(3) <u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u></p> <p>(4) <u>指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力が得られるように努める。</u> ア・イ [略] ウ 自主防災組織 エ・オ [略] カ <u>避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者</u></p> <p>(7) <u>指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(8) <u>避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) <u>指定避難所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。</u></p>

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
13	避難受入れ及び情報提供活動	<p><u>た、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</u></p> <p>(10) <u>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u></p> <p>(12) <u>指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u></p>	<p><u>ア トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮</u></p> <p><u>イ 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供</u></p> <p><u>ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置</u></p> <p><u>エ 入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保</u></p> <p><u>オ 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握</u></p> <p>(7) <u>パーティション等によるプライバシーの確保状況</u></p> <p>(4) <u>段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況</u></p> <p>(9) <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p>(2) <u>洗濯等の頻度</u></p> <p>(4) <u>医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p>(6) <u>暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p>(3) <u>食料の確保、配食等の状況</u></p> <p>(7) <u>し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>カ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握</u></p> <p>(11) <u>指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発生した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(12) <u>指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。</u></p> <p>(13) <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>(14) <u>災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。</u></p> <p>(15) <u>指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。</u></p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>ア [略]</p> <p>イ～オ [略]</p> <p>(13)・(14) [略]</p> <p>(15) <u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所等を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>5 広域的な避難を要する場合の活動</p> <p>(1) <u>村は、被害が甚大で村域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。</u></p> <p>(2) <u>村は、被災者が村外に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。</u></p> <p>(3) <u>前号の場合にあつては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。</u></p> <p>(4) <u>村が避難者を受け入れる場合は、指定避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。</u></p> <p>(5) <u>村は、村外に避難する被災者が、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。</u></p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県や村に提供する。</u></p> <p>(4) <u>日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</u></p> <p>ア <u>日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供</u></p> <p>イ [略]</p> <p>〔住 民〕 [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ <u>異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。</u></p> <p>ウ～カ [略]</p> <p>(16)・(17) [略]</p> <p>(18) <u>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(19) <u>やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p>(20) <u>在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p> <p>(21) <u>車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</u></p> <p>(22) <u>避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。</u></p> <p>(23) <u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(24) <u>必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>民生児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県や村に提供する。</u></p> <p>(4) <u>日本赤十字社長野県支部は、村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。</u></p> <p>ア <u>日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供</u></p> <p>イ [略]</p> <p>〔住 民〕 [略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>6 住宅の確保</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア～エ 〔略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意</p>	<p>5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動</p> <p>(1) 広域避難の対応</p> <p>ア 協議 災害の予測規模、避難者数に鑑み、村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して、必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>イ 実施 あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。</p> <p>ウ 避難者への情報提供 避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。</p> <p>(2) 広域一時滞在の対応</p> <p>ア 協議 村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。</p> <p>イ 広域的避難収容活動の実施 政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。</p> <p>6 住宅の確保</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。 ア～エ 〔略〕</p> <p>(4)・(5) 〔略〕</p> <p>(6) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
13	避難受入れ及び 情報提供活動	<p>見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 村は、県と連携して、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(2) 村は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</u></p> <p>(3) 村は、県と連携し、<u>要配慮者、住宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達を行う。</u></p>	<p>見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。</p> <p>7 被災者等への的確な情報提供</p> <p>(1) 村は、<u>地域の实情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</u></p> <p>(2) 村は、<u>半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。</u></p> <p>(3) 村自らの調査では避難先が把握できない場合は、<u>民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。</u></p> <p>(4) 村は、県と連携して、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。<u>なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。</u></p> <p>(5) 村は、県と連携して、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。</u></p> <p>(6) 村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を、<u>迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p> <p>(7) 村は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、<u>多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
14	孤立地域対策活動	<p data-bbox="331 220 763 260">第14節 孤立地域対策活動</p> <p data-bbox="331 276 405 300">〔略〕</p> <p data-bbox="331 347 566 371">1 孤立実態の把握対策</p> <p data-bbox="331 523 439 547">(1) 〔略〕</p> <p data-bbox="331 563 1211 619">(2) <u>孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。</u></p> <p data-bbox="331 627 521 651">2 救助・救出対策</p> <p data-bbox="331 667 483 691">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="331 707 992 730">(3) <u>負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣について検討する。</u></p> <p data-bbox="331 738 439 762">(4) 〔略〕</p> <p data-bbox="331 770 421 794">3 〔略〕</p> <p data-bbox="331 802 678 826">4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p data-bbox="331 842 439 866">(1) 〔略〕</p> <p data-bbox="331 882 589 906">(2) ヘリコプターの要請</p> <p data-bbox="331 914 1211 970">村長は、<u>陸上輸送手段確保が困難と認めるときは、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。</u></p> <p data-bbox="331 978 443 1002">〔住民〕</p> <p data-bbox="331 1018 1211 1074">孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。</p> <p data-bbox="331 1121 421 1145">5 〔略〕</p>	<p data-bbox="1245 220 1677 260">第14節 孤立地域対策活動</p> <p data-bbox="1245 276 1319 300">〔略〕</p> <p data-bbox="1245 347 1480 371">1 孤立実態の把握対策</p> <p data-bbox="1245 387 2125 515">(1) <u>交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。</u></p> <p data-bbox="1245 531 1352 555">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 627 1435 651">2 救助・救出対策</p> <p data-bbox="1245 667 1397 691">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 707 1865 730">(3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。</p> <p data-bbox="1245 738 1352 762">(4) 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 770 1335 794">3 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 802 1592 826">4 食料品等の生活必需物資の搬送</p> <p data-bbox="1245 842 1352 866">(1) 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 882 1503 906">(2) ヘリコプターの要請</p> <p data-bbox="1245 914 2125 970">村長は、<u>ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプターによる空輸を要請する。</u></p> <p data-bbox="1245 978 1357 1002">〔住民〕</p> <p data-bbox="1245 1018 2125 1074">(1) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。</p> <p data-bbox="1245 1090 1832 1114">(2) <u>住民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。</u></p> <p data-bbox="1245 1121 1335 1145">5 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
15	食料品等の調達供給活動	<p>〔略〕</p> <p>また、<u>食料品等の供給活動に際しては、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</u></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ <u>松本地域振興局長経由での県に対する要請</u></p> <p>2 〔略〕</p> <div data-bbox="324 813 1198 1228" style="text-align: center;"> <p>食料の調達供給体制</p> <pre> graph TD A[被災者] -- 供給 --> B[山形村] B -- 供給 --> C[市町村の備蓄食料] C -- 供給 --> D[近隣市町村] D -- 要請 --> B B -- 供給 --> E[他の地域振興局] E -- 供給 --> B B -- 供給 --> F[松本地域振興局] F -- 供給 --> B F -- 要請 --> G[他県・関係団体等] G -- 緊急要請 --> F F -- 報告 --> H[県] H -- 協定等に基づく要請 --> G H -- 依頼 --> E </pre> <p>----- は、農林水産省等に対する緊急要請</p> </div>	<p>〔略〕</p> <p>また、<u>地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて、食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</u></p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 応援要請</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>(3) <u>県への応援要請</u></p> <p>計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、<u>物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対し、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、種類及び数量を明示して要請を行う。</u></p> <p>(4) <u>食物アレルギーへの配慮</u></p> <p><u>避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <div data-bbox="1366 813 1982 1468" style="text-align: center;"> <p>食料品・生活必需品の県への調達要請フロー</p> <pre> graph TD A[避難所] --> B[村役場] B --> C[調達の流れ] C --> D[県物資調整班] D --> E[業者等] E --> F[県広域防災拠点] F --> G[村広域防災拠点] </pre> <p>調達の流れ</p> <p>避難所 [物資調達システム]-[物資の要請]から必要品目を入力</p> <p>村役場 [物資調達システム]-[配分計画]から全避難所分集計</p> <p>調達の順位</p> <p>①村の備蓄から調達 ②村の協定業者から調達 ③県・他市町村に要請</p> <p>県松本地方部 (松本地域振興局) システム入力・調達調整を支援</p> <p>0日 (0H)</p> <p>県物資調整班 (026-269-0763) 026-235-7948</p> <p>[物資調達システム]-[配分計画]から1日2回集計 1回目：AM12時集計→同日午後業者等発注 2回目：PM6時集計→翌日午前業者等発注</p> <p>調達の順位</p> <p>①県の備蓄から調達 ②市町村の備蓄物資から調達 ③県の協定業者から調達</p> <p>0.5日 (12H)</p> <p>業者等 調達・製造・輸送</p> <p>1~2日 (24~48H)</p> <p>県広域防災拠点 市町村ごとに仕分け</p> <p>2~3日 (48~72H)</p> <p>村広域防災拠点</p> </div>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
16	飲料水の調達供給活動	<p>〔略〕</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、村において給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、<u>長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱</u>により他市町村が給水応援を行う。</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 村のみで対応が困難な場合は、<u>支援</u>要請を行う。</p> <p>〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、<u>給水袋、給水かん、パック詰め飲料水等により、一人1日3ℓを供給する。</u></p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 復旧作業に当たり、村指定<u>水道工事業者</u>との調整を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療機関等を中心に、村において<u>給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により村での給水活動が困難となる場合には、<u>長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱</u></u>により他市町村が給水応援を行う。</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 村のみで対応が困難な場合は、<u>応援</u>要請を行う。</p> <p>〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、<u>給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。</u></p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) 復旧作業に当たり、村指定<u>給水装置工事業者</u>との調整を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>
17	生活必需品の調達供給活動	<p>〔略〕</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等</u>も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>男女</u>のニーズの違いに配慮する。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（<u>資料6－1参照</u>）に集積し、関係区及び<u>日赤奉仕団</u>等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの指定避難所等に配給する。<u>その際、特に要配慮者に配慮する。</u></p>	<p>〔略〕</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等</u>も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、<u>性別による</u>ニーズの違いに配慮する。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所（<u>資料6－1参照</u>）に集積し、関係区及び<u>NPO・ボランティア</u>等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの指定避難所等に配給する。<u>特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど、十分配慮する。</u></p>

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
18	保健衛生、感染症予防活動	<p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、被災時の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延といった複合災害への対策等の活動も行う。</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告する。</p> <p>(2) 避難所等においては、大規模災害の直接体験や生活環境の変化、生活再建等の不安等により、被災者が精神的不調を引き起こすことが考えられるので、精神相談等を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置する。</p> <p>(3) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</u></p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(6) <u>感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。また、避難所において感染症患者と推定される者及び濃厚接触者が発生した場合には、速やかに避難所内にて隔離し、松本保健福祉事務所を経由して県へ報告する。</u></p> <p>(7)～(9) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p>	<p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、保健師による被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、栄養士による食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。また、<u>歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに、<u>被災者台帳等に反映する。</u></p> <p>(2) <u>被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。</u></p> <p>(3) <u>県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</u></p> <p>(4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、<u>給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。</u></p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。</u></p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 感染症予防対策活動</p> <p>(1)～(4) 〔略〕</p> <p>(5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。</p> <p>(6) <u>被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を、県の指示に応じて実施する。</u></p> <p><u>また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(7)～(9) 〔略〕</p> <p>(10) <u>避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。</u></p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
19	遺体の捜索及び対策等の活動	<p>〔略〕</p> <p>また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を<u>逐次</u>進める。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 遺体の収容対策</p> <p>(1) 遺体の収容</p> <p>ア 村は、遺体を搬送し安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物又は寺院等の<u>適当な場所とし、あらかじめ選定しておく（資料11－1参照）</u>。ただし、<u>適当な建物が無い場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 遺体の埋火葬</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>火葬場が不足し管内での火葬ができないと判断される場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」により、他ブロック構成市町村等に対して応援を要請する。</u></p> <p>4 応援要請</p> <p>村は、遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、<u>県等に要請する。</u></p>	<p>〔略〕</p> <p>また、多数の死者が生じた場合は、棺等の調達など広域的な応援により、その遺体の捜索、検視、火葬等の処理を<u>遅滞なく</u>進める。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 遺体の収容対策</p> <p>(1) 遺体の収容</p> <p>ア 村は、遺体を搬送し安置する。遺体の安置所は、被災現場付近の公共建築物等の<u>適当な場所とし、あらかじめ指定をしておく（資料10－1参照）</u>。ただし、<u>避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により適当な公共建築物が無い場合は村内寺院に協力要請を行う、又は、天幕、幕張等の設備を設ける。</u></p> <p>イ 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>3 遺体の埋火葬</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>外国籍県民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。</u></p> <p>(3) <u>火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。</u></p> <p>(4) <u>遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>
20	廃棄物の処理活動	<p>1 ごみ処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 収集・処分</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 清掃車を確保して処理場（資料12－1参照）に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、<u>夜間収集も検討する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>1 ごみ処理</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 収集・処分</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 清掃車を確保して処理場（資料11－1参照）に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、<u>夜間収集も検討する。</u></p> <p>〔以下略〕</p>
21	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	<p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活<u>必需品</u>等の価格需給動向について調査、監視を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>2 物価の安定、物資の安定供給</p> <p>(1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活<u>必需品</u>等の価格需給動向について調査、監視を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
22	危険物施設等応急活動	<p>風水害等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>1 共通事項</p> <p>風水害等発生時において、村は、県及び松本広域消防局と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。</p> <p>(1) 災害発生時等における連絡</p> <p>危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等</p> <p>広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 危険物施設の関係者等に対する指導</p> <p>危険物施設の関係者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(イ) 消防機関への通報</p> <p>危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。</p> <p>(ウ)・(エ) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) 危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。</p> <p>(2) 危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに施設周辺の状況把握をする。</p> <p>(3) 危険物施設に損傷箇所等の異状が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適</p>	<p>大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、〔後略〕</p> <p>1 共通事項</p> <p>大規模災害発生時において、村は、県及び松本広域消防局と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。</p> <p>(1) 災害時等における連絡</p> <p>危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。</p> <p>(2)～(6) 〔略〕</p> <p>2 危険物施設応急対策</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等</p> <p>村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認めるときは、危険物施設の関係者等に対し、製造所等の一時使用停止又は使用制限を命ずる。</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 危険物施設の関係者等に対する指導</p> <p>危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等</p> <p>(7) 〔略〕</p> <p>(イ) 関係機関への通報</p> <p>危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。</p> <p>(ウ)・(エ) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
22	危険物施設等応急活動	<p><u>切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破損等による油の流出、異常反応、浸水等による危険物の拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せてとる。</u></p> <p><u>(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等</u></p> <p><u>ア 応急措置</u> <u>危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。</u></p> <p><u>イ 松本広域消防局への通報</u> <u>危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防機関に通報する。</u></p> <p><u>ウ 相互応援の要請</u> <u>必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。</u></p> <p><u>エ 従業員及び周辺地域住民に対する措置</u> <u>消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p><u>[県]</u></p> <p><u>(1) 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。</u></p> <p><u>ア 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報すること。</u></p> <p><u>イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとること。</u></p> <p><u>ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させること。</u></p> <p><u>エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移すこと。</u></p> <p><u>オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努めること。</u></p> <p><u>カ 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図ること。</u></p> <p><u>キ 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。</u></p> <p><u>(2) 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。</u></p> <p><u>ア 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理すること。</u></p>	<p>3 [略]</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
22	危険物施設等応急活動	<p><u>イ 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させること。また通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させること。</u></p> <p><u>ウ 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請すること。</u></p> <p>4 液化石油ガス施設応急対策 災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて長野県LPガス協会に要請する。 また、〔後略〕</p> <p><u>〔県〕</u></p> <p><u>(1) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、長野県LPガス協会に要請する。</u></p> <p><u>(2) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、長野県LPガス協会を指導する。</u></p> <p><u>(3) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、長野県LPガス協会に要請する。</u></p> <p><u>(4) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、長野県LPガス協会に要請する。</u></p> <p><u>(5) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、長野県LPガス協会に要請する。</u></p> <p><u>(6) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他県の応援を含めた対応を、長野県LPガス協会に要請する。</u></p> <p><u>(7) 救援活動により持ち込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、長野県LPガス協会に要請するとともに、消費者広報を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">連絡系統図</p> <p><u>〔図 略〕</u></p> <p>5 〔略〕 〔松本広域消防局〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。</p> <p>〔営業者及び業務上取扱者〕 〔略〕</p> <p>6 放射性物質使用施設応急対策</p> <p>(1) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。 その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。</p>	<p>4 液化石油ガス施設応急対策 災害時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、県を通じて <u>（一社）</u>長野県LPガス協会に要請する。 また、〔後略〕</p> <p>5 〔略〕 〔松本広域消防局〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害除去を行う。</p> <p>〔営業者及び業務上取扱者〕 〔略〕</p> <p>6 放射性物質使用施設応急対策</p> <p>(1) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。 その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
22	危険物施設等応急活動	<p><u>〔県〕</u> <u>関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。</u></p>	
23	上水道施設応急活動	<p>大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、<u>応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い</u>、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、〔後略〕</p> <p>1 応急対策要員の確保 〔略〕 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。</p> <p>2 応急対策用資機材の確保 〔略〕 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。</p> <p>3・4 〔略〕 <u>〔関係機関〕</u> 指定水道業者は、村が発注する工事に対し、積極的に対応する。</p>	<p>大規模災害等により、長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、<u>応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の復旧を最優先で実施し</u>、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。 また、〔後略〕</p> <p>1 応急対策要員の確保 〔略〕 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、<u>村指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。</u></p> <p>2 応急対策用資機材の確保 〔略〕 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、<u>村指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。</u></p> <p>3・4 〔略〕 <u>〔関係機関〕</u> <u>村指定給水装置工事事業者は、村が発注する工事に対し、積極的に対応する。</u></p>
24	下水道施設応急活動	<p>2 応急対策の実施体制 (1)・(2) 〔略〕</p> <p>3 応急対策 (1) 〔略〕 (2) 処理場 ア・イ 〔略〕 ウ 処理場での下水処理機能が<u>まひ</u>した場合は、<u>応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。</u> (3)～(5) 〔略〕</p>	<p>2 応急対策の実施体制 (1)・(2) 〔略〕 (3) <u>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u></p> <p>3 応急対策 (1) 〔略〕 (2) 処理場 ア・イ 〔略〕 ウ 処理場での下水処理機能が<u>停止</u>した場合は、<u>応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。</u> (3)～(5) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
25	通信施設応急活動	<p>1 防災行政無線等通信施設の応急活動 (1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>2 電気通信施設の応急活動 村は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等関係機関と連携し、各社が実施する次の応急・復旧活動等に協力するとともに、住民に対し広報活動等により周知を行う。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 情報提供等 通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。</p>	<p>1 防災行政無線等通信施設の応急活動 (1)～(3) 〔略〕</p> <p><u>(4) 孤立防止無線など、災害時用通信手段により通信の確保を図る。</u></p> <p>(5) 〔略〕</p> <p>2 電気通信施設の応急活動 村は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>等関係機関と連携し、各社が実施する次の応急・復旧活動等に協力するとともに、住民に対し広報活動等により周知を行う。</p> <p>(1)～(5) 〔略〕</p> <p>(6) 情報提供等 通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。</p>
26	災害広報活動	<p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確な情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p>なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民等要配慮者に対して十分配慮するよう努める。</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達 県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、音声告知放送、村ホームページ、掲示板、有線テレビ放送、広報紙「やまがた」等を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p>(1) 災害発生直後 ア 〔略〕 イ <u>気象予警報等に関する情報</u> ウ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」・「<u>災害用伝言板（web171）</u>」の利用方法について、被災者に周知する。） エ・オ 〔略〕</p>	<p>誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。</p> <p><u>また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、</u> <u>村長、知事等から直接呼びかけを行う。</u></p> <p>なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して十分配慮するよう努める。</p> <p>1 住民等への的確な情報の伝達 県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、<u>緊急速報メール</u>、テレビ、ラジオ、音声告知放送、村ホームページ、<u>ソーシャルメディア</u>、掲示板、有線テレビ放送、広報紙「やまがた」等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</p> <p><u>また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、村長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう、体制整備に努める。</u></p> <p>(1) 災害発生直後 ア 〔略〕 イ <u>防災気象情報に関する情報</u> ウ 安否情報（NTTの災害用伝言ダイヤル「171」・<u>各携帯電話会社の「災害用伝言板サービス」</u>等の利用方法について、被災者に周知する。） エ・オ 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
26	災害広報活動	<p>カ 避難（勧告・場所等）に関する情報 キ～シ 〔略〕 ス 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 セ・ソ 〔略〕 タ 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報</p> <p>チ・ツ 〔略〕 (2) 〔略〕 〔放送事業者〕 (1) 法令に基づく放送送出 災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。 〔略〕 ア 県（危機管理防災課）及び村 〔以下略〕</p>	<p>カ 避難指示・指定緊急避難場所・指定避難所等に関する情報 キ～シ 〔略〕 ス 緊急輸送道路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 セ・ソ 〔略〕 タ 被災地域及び指定緊急避難場所・指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報 チ・ツ 〔略〕 (2) 〔略〕 〔放送事業者〕 (1) 法令に基づく放送送出 災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施する。 〔略〕 ア 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び村 〔以下略〕</p>
27	土砂災害等応急活動	<p>風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び環境の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>1 土砂災害防止体制の確立 村は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 大規模土砂災害対策 村は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、国・県が実施する緊急調査に協力する。また、関係機関からの警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の措置をとる。</p> <p>4 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">警報・避難勧告発令時の連絡系統等</p> <p>(1) 〔略〕 (2) 避難勧告を発令したとき（避難体制） ア・イ 〔略〕</p>	<p>風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>1 土砂災害防止体制の確立 村は、気象警報・注意報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、県河川砂防情報ステーションを活用しつつ被害の拡大防止対策に着手する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p style="text-align: center;">警報・避難指示発令時の連絡系統等</p> <p>(1) 〔略〕 (2) 避難指示を発令したとき（避難体制） ア・イ 〔略〕</p> <p>4 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。 (2) 必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。 (3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等に</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
27	土砂災害等応急活動		<p>よる情報提供に努める。</p> <p>5 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。</p> <p>(2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</p> <p>(3) 必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に、速やかに助言を求める。</p> <p>6 土石流対策</p> <p>(1) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じる。</p> <p>(2) 必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(3) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p> <p>7 崖崩れ応急対策</p> <p>(1) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。</p> <p>(2) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。</p> <p>(3) 必要に応じて、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。</p> <p>(4) 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。</p>
28	建築物災害応急活動	<p>第28節 建築物災害応急活動 建設水道部 教育政策部</p> <p>強風又は出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>1 建築物</p>	<p>第28節 建築物災害応急活動 総務部 保健福祉部 子育て支援部 産業振興部 建設水道部 教育部</p> <p>災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 村が管理、運営する庁舎、村立小学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。</p> <p>(2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。</p> <p>また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。</p>

節	節 名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
28	建築物災害応急活動	<p>(1) 村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を維持するものとする。</p> <p>(2) <u>所有者に対し、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。</u></p> <p>(3) <u>所有者に対し、建築物への立入り規制を行うよう指導する。</u></p> <p>(4) <u>所有者に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるよう指導する。</u></p> <p>〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p>2 文化財</p> <p>村内の文化財(資料15-1参照)が被災した場合は、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。</p> <p>(1) <u>所有者、管理者等に対し、見学者の安全を確保するために避難誘導を行うよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>所有者、管理者等に対し、文化財への立入り規制を行うよう指導する。</u></p> <p>(3) <u>所有者、管理者等に対し、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるよう指導する。</u></p> <p>(4) <u>県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について調査し、県教育委員会に報告する。また、国指定文化財においては、文化庁に報告する。</u></p> <p>〔所有者〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。</p> <p>(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県教育委員会</u>、村教育委員会の指導を受けて実施する。</p>	<p>(3) 村は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を<u>推進</u>する。</p> <p>〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p>2 文化財</p> <p>村内の文化財(資料14-1参照)が被災した場合は、<u>見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。</u></p> <p>(1) <u>村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導する。</u></p> <p>(2) <u>国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。</u></p> <p>(3) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p>〔所有者〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。</p> <p>(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県</u>、村教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p>(4) <u>被災した建造物内の文化財について、県や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
29	道路及び橋梁応急活動	<p><u>風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>パトロール等による巡視の結果により、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</u></p> <p>なお、措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p><u>(3) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、道路利用者に対して情報提供を行う。</u></p> <p>(4) <u>パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。</u></p> <p><u>路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</u></p> <p>2 〔略〕</p>	<p><u>災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>1 道路及び橋梁応急対策</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、<u>道路啓開及び応急復旧</u>を行い、交通の確保に努める。</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて、迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。</u></p> <p>なお、措置に当たっては、<u>緊急交通路及び緊急輸送道路</u>と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。</p> <p><u>(3) 経路情報等の収集を行う I T S スポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況や通行状況を適切に把握する。</u></p> <p><u>(4) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、E T C 2. 0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。</u></p> <p><u>(5) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。</u></p> <p>応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。</p> <p>2 〔略〕</p>
30	河川施設等応急活動	<p><u>風水害による被害を軽減するため、水防活動が円滑に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設又はため池が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。</u></p> <p>1 河川施設等応急対策</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。</u></p>	<p><u>災害による被害を軽減するため、水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を実施する。</u></p> <p>1 河川施設等応急対策</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) <u>被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
30	河川施設等応急活動	<p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 ダム施設応急対策</p> <p>異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施し、その結果漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるため、管理者である県に速やかに報告し、連携を図りながら住民への連絡にあたる。</p>	<p>〔関係機関〕・〔住民〕 〔略〕</p> <p>2 ダム施設応急対策</p> <p>異常出水が発生した場合、<u>大規模地震が発生した場合、ダム施設に障害が生じた場合、又はそのおそれのある場合には</u>、速やかに臨時点検を実施し、その結果漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるため、管理者である県に速やかに報告し、連携を図りながら住民への連絡にあたる。</p>
31	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	<p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>村域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>具体的な対策については、本章第29節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>ア <u>避難誘導措置等</u></p> <p>関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、<u>危険区域への人及び車両の立入りを制限する。</u></p> <p>イ 危険物施設の緊急使用停止命令等</p> <p>〔略〕</p> <p>ウ <u>災害発生時等における連絡</u></p> <p>危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な<u>応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。</u></p> <p>エ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 風倒木対策</p> <p>豪雨災害時には、〔後略〕</p> <p>村は、緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p><u>県土木部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</u></p>	<p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 村域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら、交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>具体的な対策については、本章第29節「道路及び橋梁応急活動」を参照のこと。</p> <p>(2) <u>災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</u></p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>ア 危険物施設の<u>緊急時</u>の使用停止命令等</p> <p>〔略〕</p> <p>イ <u>災害時における連絡</u></p> <p>危険物施設において<u>災害時における連絡体制を確立する。</u></p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 風倒木対策</p> <p>豪雨災害時には、〔後略〕</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難指示等の必要な措置をとる。</u></p> <p>(2) <u>専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
32	ため池災害応急活動	<p>1 実施計画</p> <p>(1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ<u>通報</u>する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>ため池ハザードマップを参考に、自己の判断により行動する。</u></p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) <u>管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村に通報</u>する。</p> <p>(2) <u>地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流</u>する。</p> <p>(3) <u>村が実施する応急対策について協力</u>する。</p>	<p>1 実施計画</p> <p>(1) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ<u>報告</u>する。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕</p> <p>(1) <u>ため池管理者は、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに村へ報告</u>する。</p> <p>(2) <u>ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流</u>する。</p> <p>(3) <u>ため池管理者は、村が実施する応急対策について協力</u>する。</p>
33	農林水産物災害応急活動	<p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>松本地域振興局</u>に報告する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 果樹</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ)・(エ) 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>農業農村支援センター</u>に報告する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔関係機関〕 〔略〕</p> <p>〔住 民〕</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ 果樹</p> <p>(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p>(ウ) <u>傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。</u></p> <p>(エ)・(オ) 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)	新 (令和7年度修正案)
34	文教活動	<p data-bbox="315 217 1218 264">第34節 文教活動 子育て支援部 教育政策部</p> <p data-bbox="315 312 1218 448">小学校、中学校、保育園及び児童館（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害発生時</u>においては、学校長、園長及び館長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、〔後略〕</p> <p data-bbox="315 520 1218 544">1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p data-bbox="315 560 1218 616">学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p data-bbox="315 663 1218 687">(1) 児童生徒等が登校する前の措置</p> <p data-bbox="315 703 1218 791">台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、<u>児童生徒等</u>に周知するとともに、村教育委員会（以下「村教委」という。）にその旨連絡する。</p> <p data-bbox="315 807 1218 831">(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p data-bbox="315 847 1218 871">ア 〔略〕</p> <p data-bbox="315 879 1218 935">イ 村長等から<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された指定緊急避難場所・施設へ誘導する。</p> <p data-bbox="315 951 1218 975">ウ 全校の〔後略〕</p> <p data-bbox="315 983 1218 1007">また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。</p> <p data-bbox="315 1023 1218 1046">(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護</p> <p data-bbox="315 1054 1218 1142">ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の<u>はん濫</u>などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。</p> <p data-bbox="315 1158 1218 1182">イ・ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="315 1198 1218 1222">2 応急教育計画</p> <p data-bbox="315 1230 1218 1318">(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、村教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害発生時</u>の対応、応急教育に関する対策をとる。</p> <p data-bbox="315 1334 1218 1358">ア～ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="315 1374 1218 1430">(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p data-bbox="315 1445 1218 1469">ア～ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="315 1477 1218 1498">エ 児童生徒等の健康管理</p>	<p data-bbox="1229 217 2128 264">第34節 文教活動 子育て支援部 教育部</p> <p data-bbox="1229 312 2128 448">小学校、中学校、保育園及び児童館（以下この節において「学校等」という。）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を受け入れる施設であり、<u>災害時</u>においては、学校長、園長及び館長（以下この節において「学校長等」という。）の適切・迅速な指示のもと、児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、〔後略〕</p> <p data-bbox="1229 520 2128 544">1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p data-bbox="1229 560 2128 647">学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（<u>土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画</u>）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p data-bbox="1229 663 2128 687">(1) 児童生徒等が登校する前の措置</p> <p data-bbox="1229 703 2128 791">台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、<u>児童生徒及び保護者</u>に周知するとともに、村教育委員会（以下「村教委」という。）にその旨連絡する。</p> <p data-bbox="1229 807 2128 831">(2) 児童生徒等が在校中の場合の措置</p> <p data-bbox="1229 847 2128 871">ア 〔略〕</p> <p data-bbox="1229 879 2128 935">イ 村長等から<u>避難指示</u>があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された指定緊急避難場所・施設へ誘導する。</p> <p data-bbox="1229 951 2128 975">ウ 全校の〔後略〕</p> <p data-bbox="1229 983 2128 1007">また、避難状況を村教委に報告するとともに保護者、<u>村</u>及び関係機関に連絡する。</p> <p data-bbox="1229 1023 2128 1046">(3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護</p> <p data-bbox="1229 1054 2128 1142">ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の<u>氾濫</u>などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全を配慮し、下校の方法を決定する。</p> <p data-bbox="1229 1158 2128 1182">イ・ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="1229 1198 2128 1222">2 応急教育計画</p> <p data-bbox="1229 1230 2128 1318">(1) 県教育委員会の指導及び支援を得て、村教育委員会は、災害時における教育活動に万全を期するため、次の事項に留意して、<u>災害時</u>の対応、応急教育に関する対策をとる。</p> <p data-bbox="1229 1334 2128 1358">ア～ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="1229 1374 2128 1430">(2) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び次の事項に留意して、応急教育の円滑な実施を図る。</p> <p data-bbox="1229 1445 2128 1469">ア～ウ 〔略〕</p> <p data-bbox="1229 1477 2128 1498">エ 児童生徒等の健康管理</p>

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)
34	文教活動	<p>(7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、<u>感染症</u>の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。</p> <p>[以下略]</p>	<p>(7) 必要に応じ、建物内外の清掃、飲料水の浄化、<u>伝染病</u>の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。</p> <p>[以下略]</p>
35	飼養動物の保護対策	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。</p> <p>また、飼い主が<u>ペット</u>と同行避難するための<u>適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。</u></p> <p>1 村が実施する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>ペット</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p> <p>2 飼い主が実施する計画</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、<u>災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。</u></p> <p>(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い<u>適正な飼養を行う。</u></p>	<p>災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を<u>獣医師会等と連携し実施する。</u></p> <p>また、飼い主が<u>家庭動物</u>と同行避難するための<u>適正な飼育環境を確保する。</u></p> <p>1 村が実施する計画</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>家庭動物</u>との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。</p> <p><u>(4) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応する。</u></p> <p>2 飼養動物の飼い主が実施する計画</p> <p>(1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、<u>災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。</u></p> <p>(2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い<u>適正な飼育を行う。</u></p>
36	ボランティアの受入れ体制	<p>災害時においては、大量かつ広範なボランティア・ニーズが発生し、それに<u>迅速的確に対応することが求められる。</u></p> <p><u>事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティアについても窓口を設置し、適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。</u></p> <p>1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 村災害対策本部及び村社会福祉協議会は、被災地における<u>ボランティア・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている<u>NPO・NGO等のボランティア団体、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)と連携し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u></p>	<p>被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。</p> <p><u>そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について、速やかに見直しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。</u></p> <p>1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保</p> <p>(1) 村災害対策本部及び村社会福祉協議会は、被災地における<u>被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。</p> <p>また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
36	ボランティアの受入れ体制	<p>(4) <u>ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。</u></p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部山形村分区等関係団体〕 <u>村及び県の災害対策本部において、それぞれの本部の支援のもとに、ボランティアの受付業務等の必要な業務を行う。</u></p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援 <u>村災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ、ボランティアに対し、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供及び物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。</u></p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) <u>県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。</u></p> <p>(2) <u>村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア・ニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。</u></p>	<p>(4) <u>ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。</u></p> <p>(5) <u>都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けたときは、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>〔社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部山形村分区等関係団体〕 <u>村及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。</u></p> <p>2 ボランティア活動拠点の提供支援</p> <p>(1) <u>村及び県は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。</u> <u>また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行う。</u></p> <p>(2) <u>必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。</u></p> <p>〔社会福祉協議会〕</p> <p>(1) <u>県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。</u> <u>また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。</u></p> <p>(2) <u>被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。</u></p> <p>(3) <u>被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。</u></p> <p>〔日本赤十字社長野県支部〕 <u>県及び市町村との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
37	義援物資及び義援金の受入れ体制	<p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(1) 義援物資 ア 村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が<u>受入</u>を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。 イ [略]</p> <p>(2) 義援金 ア 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行うものとする。 イ <u>県が実施する義援金は、次の区分によるものとする。</u> ⑦ <u>委員会に寄託し配分する義援金</u> ④ <u>被災地へ直接送金する義援金（被災地が特定される場合）</u></p> <p>2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分するものとする。</p>	<p>1 義援物資及び義援金の募集等</p> <p>(1) 義援物資 ア 村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が<u>受入れ</u>を希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。 イ [略]</p> <p>(2) 義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。</p> <p>2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 義援金 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。</p>
38	災害救助法の適用	<p>村の被害が災害救助法施行令に定める一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合、県知事は災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p><u>災害救助法による救助は、知事が行い、村長は知事を補助する。ただし、知事による救助にいとまがないときは村長が行う。</u></p> <p>1・2 [略] 【関係機関】（日本赤十字社長野県支部）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」の業務の実施に努める。</p>	<p>村の被害が災害救助法施行令に定める一定の基準以上かつ応急的な復旧を必要とする場合（<u>被害のおそれがある場合を含む。</u>）、県知事は災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。</p> <p><u>災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、村長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。</u></p> <p>1・2 [略] 【関係機関】（日本赤十字社長野県支部）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 知事から委任された「医療及び助産活動」及び「<u>避難所の設置</u>」の業務の実施に努める。</p>

節	節名	旧 (令和3年2月)					新 (令和7年度修正案)				
38	災害救助法の適用	別表 救助の実施要領の基準 (概要) (平成30年4月1日現在)					別表 救助の実施要領の基準 (概要) (令和7年10月16日現在)				
		救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考	救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		避難所の設置	[略]	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、〔後略〕	[略]	[略]	避難所の設置	[略]	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 360円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、〔後略〕	[略]	[略]
		応急仮設住宅の 供与	[略]	○建設型仮設住宅	[略]	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,610,000円以内 2 [略] 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 [略]	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であらばよい。 2 [略] 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 [略]				
				○借上型仮設住宅	[略]	1 [略] 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様		○賃貸型応急住宅	[略]	1 [略] 2 供与期間は建設型応急住宅と同様	
		炊き出しその他による食品の給与	[略]	1人 1日当たり 1,140円以内	[略]	[略]	炊き出しその他による食品の給与	[略]	1人 1日当たり 1,390円以内	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たりの限度額 584,000円以内	災害発生の日から1か月以内		福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	
							住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 53,900円以内	災害発生の日から10日以内	

節	節名	旧 (令和3年2月)			新 (令和7年度修正案)						
38	災害救助法の適用				日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 739,000円以内 2 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)			
		学用品の給与	[略]	1・2 [略] 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	[略]	[略]	学用品の給与	[略]	1・2 [略] 小学生児童 5,500円 中学生生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	[略]	[略]
		埋葬	[略]	1体当たり 大人(12歳以上) 211,300円以内 小人(12歳未満) 168,900円以内	[略]	[略]	埋葬	[略]	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		死体の処理	[略]	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 [略]	[略]	[略]	死体の処理	[略]	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,700円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 [略]	[略]	[略]
		障害物の除去	[略]	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	[略]	[略]	障害物の除去	[略]	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	[略]	[略]
		輸送費及び賃金職員等雇上費	1～3 [略] 4 飲料水の供給	[略]	[略]	[略]	輸送費及び賃金職員等雇上費	1～3 [略] (エ) 福祉サービスの提供 (オ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 5～7 [略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
		※ [略]					※ [略]				

節	節名	旧（令和3年2月）							新（令和7年度修正案）								
		別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）							別表（被服、寝具その他生活必需品の給（貸）与の費用の限度額）								
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算		
38	災害救助法の適用	全壊 全流	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800	全壊 全流	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600	半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
			冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
39	観光地の災害応急対策	1 観光地での観光客の安全確保 (1) 村は、観光地での災害発生時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) 村は、観光地での災害発生時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。 [以下略]							1 観光地での観光客の安全確保 (1) 村は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 (2) 村は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、 <u>松本警察署、医療機関と連携して</u> 、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。 [以下略]								

第2編 風水害対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	復旧・復興の基本方針の決定	<p>被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。</p> <p>1 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 支援体制</p> <p>村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。</p>	<p>被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。</p> <p>また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。</p> <p>1 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>(1) 村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>〔住 民〕 〔略〕</p> <p>2 支援体制</p> <p>村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、他の市町村等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。</p>
2	迅速な原状復旧の進め方	<p>第2節 迅速な現状復旧の進め方 全 課</p> <p>被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な現状復旧や災害廃棄物等の適切な処理が求められる。</p> <p>村及び関係機関は、可能な限り迅速な現状復旧を図る。</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1) 被災施設の重要度、〔後略〕</p> <p>特に、医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(2) 被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p>	<p>第2節 迅速な原状復旧の進め方 全 課</p> <p>被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物等の円滑で適切な処理が求められる。</p> <p>村及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1) 被災施設の重要度、〔後略〕</p> <p>特に、医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。</p> <p>(2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。</p> <p>(3) 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	迅速な現状復旧の進め方	<p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>(5) <u>他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。</u></p> <p>(6)～(10) 〔略〕</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(1) <u>災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。</u></p> <p>ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>3 職員派遣</p> <p>〔略〕</p> <p>そのため、村は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>	<p><u>かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u></p> <p>(4) <u>指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u></p> <p>(5)・(6) 〔略〕</p> <p>(7) <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u></p> <p>(8)～(12) 〔略〕</p> <p>2 災害廃棄物処理</p> <p>(1) <u>発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。</u></p> <p><u>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。</u></p> <p>災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項について留意する。</p> <p>ア 適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。</p> <p>イ・ウ 〔略〕</p> <p>3 職員派遣</p> <p>〔略〕</p> <p>そのため、村は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。</p> <p><u>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。</u></p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
3	計画的な復興	<p>大規模な風水害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災むらづくり」を実施する。</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 被災地域の再建に当たり、より災害に強いむらづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。</p> <p>(2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、<u>整合性のある計画の作成に努める。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>2 防災むらづくり</p> <p>(1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。〔後略〕</p> <p>(2) 防災むらづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。</p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。</p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>オ・カ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した「防災むらづくり」を実施する。</p> <p>1 復興計画の作成</p> <p>(1) 被災地域の再建に当たり、より災害に強いむらづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。</p> <p>(2) 関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、<u>迅速かつ的確に復興計画を作成する。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>2 防災むらづくり</p> <p>(1) 復興に向けて整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業等の実施により、合理的かつ健全な住宅地の形成を図る。〔後略〕</p> <p><u>また、地震で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努める。</u></p> <p>(2) 防災むらづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、<u>二次的な土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。</u></p> <p>ア 〔略〕</p> <p>イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、<u>耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。</u></p> <p>ウ 〔略〕</p> <p>エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物（火山災害の場合に限る）、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り、迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。</p> <p>オ・カ 〔略〕</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</u></p> <p>〔以下略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う必要がある。</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 災害復興住宅建設等補助金 <u>公庫の災害復興住宅融資等に関する説明会等を行い、申込みに必要な、「罹災証明書」の発行を行う。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 被災者生活再建支援法による復興</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）を適用し、生活再建の支援を行う。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 被災者に対し、被災者生活再建支援法による<u>支援制度</u>の周知を行う。</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) <u>被災者生活再建支援金の対象となる災害、支給対象経費及び対象世帯は次のとおりである。</u></p> <p>ア 対象となる災害</p> <p><u>この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。</u></p> <p>(7) <u>災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</u></p> <p>(4) <u>10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害</u></p> <p>(5) <u>県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害</u></p> <p>(6) <u>5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）であって、(7)から(5)に規定する区域に隣接する市町村における自然災害</u></p> <p>(7) <u>5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万未満のものに限る。）であって、県内で(7)又は(4)に規定する市町村を含む自然災害</u></p> <p>イ 支給対象世帯</p>	<p>災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより、生活の確保を図る。</p> <p>また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を行う必要がある。</p> <p><u>さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 災害復興住宅建設等補助金 <u>住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、「罹災証明書」の発行を行う。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興</p> <p>一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）<u>又は信州被災者生活再建支援制度</u>を適用し、生活再建の支援を行う。</p> <p>(1) <u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法<u>制度等</u>の周知を行う。</p> <p>(5)・(6) [略]</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																		
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>支給対象は、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>(ア) 居住する住宅が全壊した世帯</p> <p>(イ) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等 のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>(ロ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世 帯</p> <p>(ハ) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困 難である世帯（大規模半壊世帯）</p> <p>ウ 支給額</p> <p>支給額は、次の(ア)及び(イ)の二つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="376 603 1223 715"> <tr> <td>住宅の 被害程度</td> <td>全 壊 (イ(ア)に該当)</td> <td>解 体 (イ(イ)に該当)</td> <td>長期避難 (イ(ロ)に該当)</td> <td>大規模半壊 (イ(ハ)に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="376 751 1223 858"> <tr> <td>住宅の 再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補 修</td> <td>賃 借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、 合計で200（又は100）万円</p> <p>エ 支給手続</p> <p>支給申請は村に行い、提出を受けた村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、 県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センターに提出する。</p> <p>3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付け 〔略〕</p> <p>4 被災者の労働対策 〔関係機関〕</p> <p>(1) 公共職業安定所</p> <p>ア 職業あっせん</p> <p>公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、 離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時 職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業転換給付金制度の活用等の措置を 講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。</p> <p>イ 雇用保険法による求職者給付の支給の特例</p> <p>公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭 和37年法律第150号）が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害に</p>	住宅の 被害程度	全 壊 (イ(ア)に該当)	解 体 (イ(イ)に該当)	長期避難 (イ(ロ)に該当)	大規模半壊 (イ(ハ)に該当)	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>3 生活福祉資金の貸付け 〔略〕</p> <p>4 被災者の労働対策 〔長野労働局〕</p> <p>(1) 職業あっせん</p> <p>災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状 況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職 業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活 用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。</p> <p>(2) 雇用保険法による求職者給付の支給の特例</p> <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号） が適用されたときは、同法第25条に定める措置を講じ、災害により事業所が休業する</p>
住宅の 被害程度	全 壊 (イ(ア)に該当)	解 体 (イ(イ)に該当)	長期避難 (イ(ロ)に該当)	大規模半壊 (イ(ハ)に該当)																	
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																	
住宅の 再建方法	建設・購入	補 修	賃 借 (公営住宅以外)																		
支給額	200万円	100万円	50万円																		

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>より事業所が休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>(2) <u>長野労働局</u></p> <p>ア <u>労働災害発生状況を的確に把握し、業務上災害又は通勤災害に対する、迅速な労災保険給付を行う。</u></p> <p>イ <u>災害により企業経営困難となった事業所のうち、労働者に対してする賃金支払が不能となったものに対し、迅速な立替を行う。</u></p> <p>ウ <u>前記ア及びイの事項を円滑に処理するため、必要に応じて、「総合相談窓口」を開設する。</u></p> <p>5 生活保護 〔関係機関〕 保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 被災者に対する金融上の措置</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 医療費負担の減免、保険料の減免 村は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、<u>関係団体への協力要請を行う。</u></p> <p>10 罹災証明書の交付 <u>被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明の交付を行う。</u> 〔松本広域消防局〕 <u>火災に関する被災証明の交付申請に際し、証明書の早期発行を行う。</u></p>	<p>に至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</p> <p>(3) <u>労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。</u></p> <p>(4) <u>災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。</u></p> <p>(5) <u>労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。</u></p> <p>5 生活保護 〔関係機関〕 保健福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ、生活、住宅、教育、<u>介護</u>、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。</p> <p>6 〔略〕</p> <p>7 被災者に対する金融上の措置</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) <u>預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。</u></p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> <p>8 〔略〕</p> <p>9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免 村は、<u>国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、</u>災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料<u>（税）</u>の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料<u>（税）</u>の減免、徴収猶予等の措置をとる。</p> <p>10 罹災証明書の交付 <u>災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</u> <u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
5	被災者等の生活 再建等の支援	<p>11 被災者台帳の作成 村は、必要に応じて、〔後略〕</p> <p>12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (1) 〔略〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p> <p>13 〔略〕</p>	<p>11 被災者台帳の作成 村は、必要に応じて、〔後略〕 <u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (1) 〔略〕 (2) <u>相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。</u> (3)・(4) 〔略〕</p> <p>13 〔略〕</p>
7	被災した観光地の復興	〔新設〕	<p>第7節 被災した観光地の復興 産業振興課</p> <p><u>被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、県、国、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</u></p> <p>1 被災した観光地に対する支援</p> <p>(1) <u>県、国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。</u></p> <p>(2) <u>県、国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。</u></p> <p>〔観光事業者が実施する対策〕 <u>観光事業者は、村、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。</u></p>

第3編 震災対策編

第1章 災害予防計画

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	地震に強いむらづくり	<p>2 地震に強いむらづくり</p> <p>(1) 地震に強い村構造の形成</p> <p>ア 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い村構造の形成を図る。特に、災害発生時において防災拠点となる役場庁舎については、耐震性の確保に努める。 なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>イ [略]</p> <p>(2) 建築物等の安全化</p> <p>ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村は、上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p>	<p>2 地震に強いむらづくり</p> <p>(1) 地震に強い村構造の形成</p> <p>ア <u>避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p>イ 幹線道路、公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強い村構造の形成を図る。</p> <p>なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>エ <u>所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u></p> <p>(2) 建築物等の安全化</p> <p>ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>オ <u>災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。</u></p> <p>カ <u>指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</u></p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、村は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	地震に強いむらづくり	<p>イ [略]</p> <p>ウ <u>コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。</u></p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保 ア・イ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え ア～ウ [略]</p> <p>エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p>	<p><u>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ウ <u>コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</u></p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保 ア・イ [略]</p> <p>ウ <u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え ア～ウ [略]</p> <p>エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、<u>協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</u></p> <p>オ <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p> <p>カ <u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。</u></p> <p>キ <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u></p> <p>ク <u>平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）				新（令和7年度修正案）			
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
2 ～ 21		第2節	情報の収集・連絡体制計画	<u>56</u>	[略]	第2節	情報の収集・連絡体制計画	<u>58</u>	[略]
	第3節	活動体制計画	<u>58</u>	第3節		活動体制計画	<u>60</u>		
	第4節	広域相互応援計画	<u>60</u>	第4節		広域相互応援計画	<u>63</u>		
	第5節	救助・救急・医療計画	<u>63</u>	第5節		救助・救急・医療計画	<u>66</u>		
	第6節	消防活動計画	<u>65</u>	第6節		消防活動計画	<u>68</u>		
	第7節	水防活動計画	<u>67</u>	第7節		水防活動計画	<u>91</u>		
	第8節	要配慮者支援計画	<u>68</u>	第8節		要配慮者支援計画	<u>92</u>		
	第9節	緊急輸送計画	<u>74</u>	第9節		緊急輸送計画	<u>100</u>		
	第10節	障害物の処理計画	<u>77</u>	第10節		障害物の処理計画	<u>102</u>		
	第11節	避難の受入活動計画	<u>78</u>	第11節		避難の受入活動計画	<u>103</u>		
	第12節	孤立防止対策	<u>85</u>	第12節		孤立防止対策	<u>131</u>		
	第13節	食料品等の備蓄・調達計画	<u>87</u>	第13節		食料品等の備蓄・調達計画	<u>133</u>		
	第14節	給水計画	<u>93</u>	第14節		給水計画	<u>135</u>		
	第15節	生活必需品の備蓄・調達計画	<u>94</u>	第15節		生活必需品の備蓄・調達計画	<u>136</u>		
	第16節	危険物施設等災害予防計画	<u>95</u>	第16節		危険物施設等災害予防計画	<u>138</u>		
	第17節	上水道施設災害予防計画	<u>96</u>	第17節		上水道施設災害予防計画	<u>139</u>		
	第18節	下水道施設災害予防計画	<u>97</u>	第18節		下水道施設災害予防計画	<u>140</u>		
	第19節	通信施設災害予防計画	<u>98</u>	第19節		通信施設災害予防計画	<u>141</u>		
	第20節	災害広報計画	<u>100</u>	第20節		災害広報計画	<u>143</u>		
	第21節	土砂災害等の災害予防計画	<u>101</u>	第21節		土砂災害等の災害予防計画	<u>144</u>		

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
22	建築物災害予防計画	<p data-bbox="344 217 775 260">第22節 建築物災害予防計画</p> <p data-bbox="815 201 1151 225">総務課 建設水道課 教育政策課</p> <p data-bbox="344 341 1223 400">地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。</p> <p data-bbox="344 448 495 472">1 公共建築物</p> <p data-bbox="344 485 495 509">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="344 624 495 647">2 一般建築物</p> <p data-bbox="344 660 495 684">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="344 836 434 860">3 [略]</p> <p data-bbox="344 873 450 896">4 文化財</p> <p data-bbox="344 908 1223 999">文化財（資料15－1参照）は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p data-bbox="344 1011 1223 1102">村内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。</p> <p data-bbox="344 1187 887 1211">各種文化財の防災を中心とした保護対策は、〔後略〕</p> <p data-bbox="344 1224 495 1248">(1)・(2) [略]</p> <p data-bbox="344 1295 456 1319">〔所有者〕</p> <p data-bbox="344 1331 1144 1355">所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p>	<p data-bbox="1256 217 1686 260">第22節 建築物災害予防計画</p> <p data-bbox="1727 201 2063 225">総務課 建設水道課 教育委員会</p> <p data-bbox="1256 309 1301 333">〔略〕</p> <p data-bbox="1256 344 2134 403">地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、<u>地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。</u></p> <p data-bbox="1256 451 1406 475">1 公共建築物</p> <p data-bbox="1256 488 1406 512">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="1256 525 1514 549">(4) 緊急地震速報の活用</p> <p data-bbox="1256 560 2134 619"><u>村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。</u></p> <p data-bbox="1256 632 1406 655">2 一般建築物</p> <p data-bbox="1256 668 1406 692">(1)～(3) [略]</p> <p data-bbox="1256 705 1581 729">(4) 地震保険や共済制度の活用</p> <p data-bbox="1256 740 2134 831"><u>地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、村は、それらの制度の普及促進に努める。</u></p> <p data-bbox="1256 844 1346 868">3 [略]</p> <p data-bbox="1256 880 1361 904">4 文化財</p> <p data-bbox="1256 916 2134 1007">文化財（資料14－1参照）は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。</p> <p data-bbox="1256 1019 2134 1110">村内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。</p> <p data-bbox="1256 1123 2134 1182"><u>また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。</u></p> <p data-bbox="1256 1195 1794 1219">各種文化財の防災を中心とした保護対策は、〔後略〕</p> <p data-bbox="1256 1232 1406 1256">(1)・(2) [略]</p> <p data-bbox="1256 1268 1704 1292">(3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。</p> <p data-bbox="1256 1303 1368 1327">〔所有者〕</p> <p data-bbox="1256 1339 2074 1362">(1) 所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。</p> <p data-bbox="1256 1375 1704 1399">(2) <u>建造物内にある文化財の把握に努める。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）		新（令和7年度修正案）					
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
23 ～ 25		第23節	道路及び橋梁災害予防計画	112	〔略〕	第23節	道路及び橋梁災害予防計画	148	〔略〕
		第24節	河川施設等災害予防計画	113		第24節	河川施設等災害予防計画	149	
		第25節	ため池災害予防計画	114		第25節	ため池災害予防計画	150	
26	農林水産物災害 予防計画	<p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の周知徹底を図るとともに、森林の整備、生産・加工施設等の安全性の確保を推進する。</p> <p>1・2 〔略〕</p>			<p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴う農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。そこで、予防技術対策の周知徹底を図るとともに、森林の整備、生産・加工施設等の安全性の確保を推進する。</p> <p>また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。</p> <p>1・2 〔略〕</p>				
27	二次災害の予防 計画	<p>1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 建築物や宅地関係 災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した<u>応急危険度判定士</u>の受入体制を整備する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生する<u>危険がある箇所</u>（資料2-1、2-2参照）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるような体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>			<p>1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 建築物や宅地関係 災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した<u>危険度判定を行う判定士</u>の受入体制を整備する。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それら災害が発生する<u>おそれのある箇所</u>（土砂災害警戒区域等）（資料2-1、2-2参照）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるような体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。</p>				

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画

節	節名	旧（令和3年2月）			新（令和7年度修正案）				
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
28 ～ 33		第28節	防災知識普及計画	<u>117</u>	〔略〕	第28節	防災知識普及計画	<u>173</u>	〔略〕
		第29節	防災訓練計画	<u>121</u>		第29節	防災訓練計画	<u>178</u>	
		第30節	災害復旧・復興への備え	<u>125</u>		第30節	災害復旧・復興への備え	<u>182</u>	
		第31節	自主防災組織等育成計画	<u>127</u>		第31節	自主防災組織等育成計画	<u>184</u>	
		第32節	企業防災に関する計画	<u>129</u>		第32節	企業防災に関する計画	<u>186</u>	
		第33節	ボランティア活動の環境整備	<u>131</u>		第33節	ボランティア活動の環境整備	<u>188</u>	
		34	震災対策に関する調査研究及び観測	1 地震に関する情報の収集 <u>村は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。</u>			1 地震に関する情報の収集 (1) <u>村は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。</u> (2) <u>村は、国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、村内のデータの累積に努める。</u>		
35 ・ 36		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
		第35節	観光地の災害予防計画	<u>133</u>		〔略〕	第35節	観光地の災害予防計画	
		第36節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<u>134</u>		第36節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<u>192</u>	

第3編 震災対策編

第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧（令和3年2月）				新（令和7年度修正案）					
1	非常参集職員の活動	具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。				具体的な計画については、第2編第2章第1節「非常参集職員の活動」に準ずる。ただし、動員配備基準は次のとおりとする。					
		配備時期 村に震度3の地震が発生したとき	村に震度4の地震が発生したとき	村に震度5弱以上の地震が発生したとき		配備体制 警戒体制（第1次）	警戒体制（第2次）	非常体制 （第1次）	非常体制 （全体体制）	活動内容 情報収集 情報伝達 情報共有	参集者 理事者 総務課長 総務課のあらかじめ指定された職員
		対応内容 情報収集・情報伝達・情報共有		情報収集・情報伝達・情報共有 水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動						※有感地震が24H以内に複数回観測された場合は第2次警戒体制を配備	
		参集者 理事者 総務課長 企画振興課長 産業振興課長 建設水道課長 保健福祉課長 教育政策課長 総務課のあらかじめ指定された職員		理事者 総務部 企画振興部 産業振興部 建設水道部 保健福祉部 教育政策部 税務部 住民部 子育て支援部 議会事務局		全職員				※住家及び人的被害が確認された場合は非常体制を配備	理事者 全課長等 総務課、産業振興課、建設水道課のあらかじめ指定された職員 ※状況に応じて各課職員を招集する事ができる。
								非常体制 村内で震度5弱以上の地震が発生したとき		情報収集・情報伝達・情報共有 水防、輸送、医療、救護等の災害応急対策活動	理事者 全職員
		※ [略]				※ [略]					

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。</p> <p>具体的な計画については、〔後略〕</p> <p>1 地震情報等の伝達</p> <p>(1) <u>緊急地震速報の伝達</u> <u>長野県の北部地域において、最大震度5弱以上の地震が発生すると推定されるときは、全国瞬時警報システム（J-Alert）により、村防災行政無線が自動的に起動し、サイレンの吹鳴や音声放送が行われる。</u></p> <p>(2) <u>地震情報等の住民への伝達</u> <u>村内で震度4以上の地震が発生したときには、音声告知放送等により、気象庁及び長野地方気象台が発表する地震情報とともに、その時点で判明している被害情報、村の対応（本部の設置等）及び住民がとるべき行動等について広報する。</u></p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) <u>緊急地震速報（警報・予報）</u> <u>緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。</u></p> <p><u>ア 緊急地震速報（地震動警報）</u> <u>最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。</u></p> <p><u>イ 緊急地震速報（地震動予報）</u> <u>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに発表されるもの。</u></p>	<p><u>地震が発生し、緊急地震速報を受信した村、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。</u></p> <p>地震災害が発生した場合、各防災関係機関（調査責任機関）は直ちに災害時における被害状況調査体制を取り、迅速・的確な被害状況の調査を行う。</p> <p>具体的な計画については、第2編第2章第3節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずる。ただし、長野地方気象台が発表・伝達する地震情報は、次のとおりである。</p> <p>1 緊急地震速報の伝達</p> <p><u>村は、伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。</u></p> <p>2 気象庁・長野地方気象台が発表・伝達する地震情報</p> <p>(1) <u>緊急地震速報（警報・予報）</u> <u>緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。</u></p> <p><u>村は、伝達を受けた緊急地震速報を村防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民へ伝達する。</u></p> <p><u>村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、村防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。</u></p> <p><u>ア 緊急地震速報（警報）</u> <u>最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。</u></p> <p><u>なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。</u></p> <p><u>イ 緊急地震速報（予報）</u></p>

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)																														
2	災害情報の収集・連絡活動	<p>(2) 震度速報 震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と観測された震度を発表する。</p> <p>(3) 地震情報 地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="353 464 1205 1458"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 [略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表</td> </tr> <tr> <td>遠地地震に関する情報</td> <td>国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td> <td>地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 [略]	各地の震度に関する情報	[略]	[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表	<p>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。</p> <p>(2) 震度速報 震度3以上を観測した場合に発表する情報。 地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。</p> <p>(3) 地震情報 地震発生後、新たなデータが入るにしたがって、順次次のような情報を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="1272 464 2123 1177"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 [略]</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>[略]</td> <td>[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 [略]	各地の震度に関する情報	[略]	[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報																															
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																															
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 [略]																															
各地の震度に関する情報	[略]	[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表																															
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表																															
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表																															
震源・震度に関する情報	[略]	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 [略]																															
各地の震度に関する情報	[略]	[略] 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。																															

第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画

節	節名	旧（令和3年2月）			新（令和7年度修正案）				
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		
2	災害情報の収集・連絡活動	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>1 km</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、 <u>250 m</u> 四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表		
					長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。		
3 ～ 26		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		第6節	救助・救急・医療活動	<u>264</u>		第6節	救助・救急・医療活動	<u>263</u>	
		第7節	消防活動	<u>267</u>		第7節	消防活動	<u>266</u>	
		第8節	水防活動	<u>269</u>		第8節	水防活動	<u>268</u>	
		第9節	要配慮者に対する応急活動	<u>270</u>		第9節	要配慮者に対する応急活動	<u>269</u>	
		第10節	緊急輸送活動	<u>272</u>		第10節	緊急輸送活動	<u>281</u>	
		第11節	障害物の処理活動	<u>275</u>		第11節	障害物の処理活動	<u>284</u>	
		第12節	避難受入れ及び情報提供活動	<u>277</u>		第12節	避難受入れ及び情報提供活動	<u>286</u>	
		第13節	孤立地域対策活動	<u>301</u>		第13節	孤立地域対策活動	<u>311</u>	
		第14節	食料品等の調達供給活動	<u>303</u>		第14節	食料品等の調達供給活動	<u>313</u>	
		第15節	飲料水の調達供給活動	<u>305</u>		第15節	飲料水の調達供給活動	<u>315</u>	
		第16節	生活必需品の調達供給活動	<u>306</u>		第16節	生活必需品の調達供給活動	<u>316</u>	
		第17節	保健衛生、感染症予防活動	<u>307</u>		第17節	保健衛生、感染症予防活動	<u>317</u>	
		第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	<u>309</u>		第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	<u>320</u>	
		第19節	廃棄物の処理活動	<u>321</u>		第19節	廃棄物の処理活動	<u>341</u>	
		第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	<u>323</u>		第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	<u>343</u>	
		第21節	危険物施設等応急活動	<u>324</u>		第21節	危険物施設等応急活動	<u>344</u>	
		第22節	上水道施設応急活動	<u>329</u>		第22節	上水道施設応急活動	<u>348</u>	
		第23節	下水道施設応急活動	<u>331</u>		第23節	下水道施設応急活動	<u>350</u>	
		第24節	通信施設応急活動	<u>332</u>		第24節	通信施設応急活動	<u>351</u>	
		第25節	災害広報活動	<u>333</u>		第25節	災害広報活動	<u>353</u>	
		第26節	土砂災害等応急活動	<u>335</u>		第26節	土砂災害等応急活動	<u>355</u>	

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
27	建築物災害応急活動	<p data-bbox="331 220 763 260">第27節 建築物災害応急活動</p> <p data-bbox="801 204 1048 228">建設水道部 教育政策部</p> <p data-bbox="353 339 405 363">〔略〕</p> <p data-bbox="331 411 479 435">1 公共建築物</p> <p data-bbox="342 448 1211 507">(1) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、村営住宅、村立小・中学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p data-bbox="342 520 483 544">(2)・(3) 〔略〕</p> <p data-bbox="331 557 479 580">2 一般建築物</p> <p data-bbox="342 593 1211 652">(1) 被害状況を把握し、被災建築物応急危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置をとる。</p> <p data-bbox="342 665 439 689">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="342 702 1211 761">(3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。</p> <p data-bbox="353 774 640 798">〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p data-bbox="331 810 434 834">3 文化財</p> <p data-bbox="342 847 1211 970"><u>村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財等に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。また、国指定文化財においては、文化庁に報告する。</u></p> <p data-bbox="353 1121 445 1145">〔所有者〕</p> <p data-bbox="342 1158 483 1182">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="342 1195 1211 1286">(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県教育委員会</u>、村教育委員会の指導を受けて実施する。</p>	<p data-bbox="1245 220 1677 260">第27節 建築物災害応急活動</p> <p data-bbox="1715 204 2074 260">総務部 保健福祉部 子育て支援部 産業振興部 建設水道部 教育部</p> <p data-bbox="1267 339 1319 363">〔略〕</p> <p data-bbox="1245 411 1393 435">1 公共建築物</p> <p data-bbox="1256 448 2130 507">(1) 庁舎、社会福祉施設、医療機関、村立小学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。</p> <p data-bbox="1256 520 1397 544">(2)・(3) 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 557 1393 580">2 一般建築物</p> <p data-bbox="1256 593 2130 652">(1) <u>住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を把握し、危険度判定を行い、危険防止のための必要な措置をとる。</u></p> <p data-bbox="1256 665 1352 689">(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1256 702 2130 761">(3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。</p> <p data-bbox="1267 774 1554 798">〔建築物の所有者等〕 〔略〕</p> <p data-bbox="1245 810 1348 834">3 文化財</p> <p data-bbox="1256 847 2130 906"><u>村内の文化財（資料14－1参照）が被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行う。</u></p> <p data-bbox="1256 919 2130 978">(1) <u>村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について、万全を期すよう指導する。</u></p> <p data-bbox="1256 991 2130 1050">(2) <u>国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について、県に報告する。</u></p> <p data-bbox="1256 1062 2130 1121">(3) <u>被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p> <p data-bbox="1267 1121 1359 1145">〔所有者〕</p> <p data-bbox="1256 1158 1397 1182">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1256 1195 2130 1286">(3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、<u>県</u>、村教育委員会の指導を受けて実施する。</p> <p data-bbox="1256 1299 2130 1358">(4) <u>被災した建造物内の文化財について、県や村教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）		新（令和7年度修正案）					
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用 方法
28 ・ 29		第28節	道路及び橋梁応急活動	338	〔略〕	第28節	道路及び橋梁応急活動	358	〔略〕
		第29節	河川施設等応急活動	339		第29節	河川施設等応急活動	359	
30	二次災害防止活動	<p>1 構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 余震等による道路・橋梁等の構造物の倒壊等の二次災害を防止するため、施設の応急点検を行うとともに、県等関係機関と連携を図り交通規制や迂回道路の選定等を行う。</p> <p>(2) 二次災害を防止し、かつ他の応急対策がスムーズに実施できるよう、道路・橋梁の応急復旧活動を速やかに実施する。</p> <p>2 建築物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 建築物に係る二次災害を防止するため、施設の応急点検を実施するとともに、次の事項を整備の上、松本地域振興局建築課を通じて応急危険度判定士の派遣要請を行う。</p> <p>ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定</p> <p>イ 被災地域への派遣手段の確保及び案内</p> <p>ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保</p> <p>(2) 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。</p> <p>〔図 略〕</p> <p>3 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入りを制限する。</p> <p>ア 危険物施設の緊急使用停止命令等〔略〕</p> <p>イ 災害発生時等における連絡</p> <p>危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。</p>				<p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 建築物関係</p> <p>ア 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう、次の事項を整備する。</p> <p>① 危険度判定士の派遣要請</p> <p>② 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定</p> <p>③ 村内の被災地域への派遣手段の確保</p> <p>④ 危険度判定士との連絡手段の確保</p> <p>イ 村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について、立入禁止等の措置をとる。</p> <p>〔図 略〕</p> <p>ウ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p> <p>(2) 道路及び橋梁関係</p> <p>行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。</p> <p>2 危険物施設等に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 危険物関係</p> <p>ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等〔略〕</p> <p>イ 災害時における連絡</p> <p>危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。</p>			

節	節名	旧(令和3年2月)	新(令和7年度修正案)																
30	二次災害防止活動	<p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう<u>危険物施設の管理者等に対して指導</u>する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難勧告</u>等の必要な措置をとる。</p>	<p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策 (1) 県が行う緊急点検結果の情報に基づき、<u>避難指示</u>等の必要な措置をとる。(2) <u>専門技術者等</u>を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、<u>応急対策</u>を行う。</p>																
31		<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編 参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第31節</td> <td>ため池災害応急活動</td> <td>341</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法	第31節	ため池災害応急活動	341	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編 参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第31節</td> <td>ため池災害応急活動</td> <td>371</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法	第31節	ため池災害応急活動	371	[略]
節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法																
第31節	ため池災害応急活動	341	[略]																
節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法																
第31節	ため池災害応急活動	371	[略]																
32	農林水産物災害 応急活動	<p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を<u>松本地域振興局</u>に報告する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>〔住民〕</p> <p>(1) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。</p> <p>[以下略]</p>	<p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本<u>農業農村支援センター</u>に報告する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>〔住民〕</p> <p>(1) 村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、<u>農協等の指導</u>に基づき、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。</p> <p>[以下略]</p>																
33	文教活動	<p>第33節 文教活動 教育政策部 子育て支援部</p> <p>[略]</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第二次避難場所への避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 保護者にはあらかじめ第二次避難誘導場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>第33節 文教活動 教育部 子育て支援部</p> <p>[略]</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第二次避難場所への避難誘導</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) [略]</p>																

節	節名	旧（令和3年2月）			新（令和7年度修正案）																																											
33	文教活動	<p>2 応急教育計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校長等は、[後略]</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>3 [略]</p>			<p>2 応急教育計画</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校長等は、[後略]</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 学校給食の確保</p> <p>学校給食用物資の補給に支障を来しているときは、県教育委員会と連絡をとり、必要な措置をとる。</p> <p>また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。</p> <p>3 [略]</p>																																											
34 ～ 38		<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編 参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第34節</td> <td>飼養動物の保護対策</td> <td><u>347</u></td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>第35節</td> <td>ボランティアの受入れ体制</td> <td><u>348</u></td> </tr> <tr> <td>第36節</td> <td>義援物資及び義援金の受入れ体制</td> <td><u>349</u></td> </tr> <tr> <td>第37節</td> <td>災害救助法の適用</td> <td><u>350</u></td> </tr> <tr> <td>第38節</td> <td>観光地の災害応急対策</td> <td><u>354</u></td> </tr> </tbody> </table>			節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法	第34節	飼養動物の保護対策	<u>347</u>	[略]	第35節	ボランティアの受入れ体制	<u>348</u>	第36節	義援物資及び義援金の受入れ体制	<u>349</u>	第37節	災害救助法の適用	<u>350</u>	第38節	観光地の災害応急対策	<u>354</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>節</th> <th>節名</th> <th>風水害対策編 参照ページ</th> <th>各節の使用法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第34節</td> <td>飼養動物の保護対策</td> <td><u>377</u></td> <td rowspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td>第35節</td> <td>ボランティアの受入れ体制</td> <td><u>378</u></td> </tr> <tr> <td>第36節</td> <td>義援物資及び義援金の受入れ体制</td> <td><u>380</u></td> </tr> <tr> <td>第37節</td> <td>災害救助法の適用</td> <td><u>381</u></td> </tr> <tr> <td>第38節</td> <td>観光地の災害応急対策</td> <td><u>386</u></td> </tr> </tbody> </table>				節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法	第34節	飼養動物の保護対策	<u>377</u>	[略]	第35節	ボランティアの受入れ体制	<u>378</u>	第36節	義援物資及び義援金の受入れ体制	<u>380</u>	第37節	災害救助法の適用	<u>381</u>	第38節	観光地の災害応急対策	<u>386</u>
節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法																																													
第34節	飼養動物の保護対策	<u>347</u>	[略]																																													
第35節	ボランティアの受入れ体制	<u>348</u>																																														
第36節	義援物資及び義援金の受入れ体制	<u>349</u>																																														
第37節	災害救助法の適用	<u>350</u>																																														
第38節	観光地の災害応急対策	<u>354</u>																																														
節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用法																																													
第34節	飼養動物の保護対策	<u>377</u>	[略]																																													
第35節	ボランティアの受入れ体制	<u>378</u>																																														
第36節	義援物資及び義援金の受入れ体制	<u>380</u>																																														
第37節	災害救助法の適用	<u>381</u>																																														
第38節	観光地の災害応急対策	<u>386</u>																																														

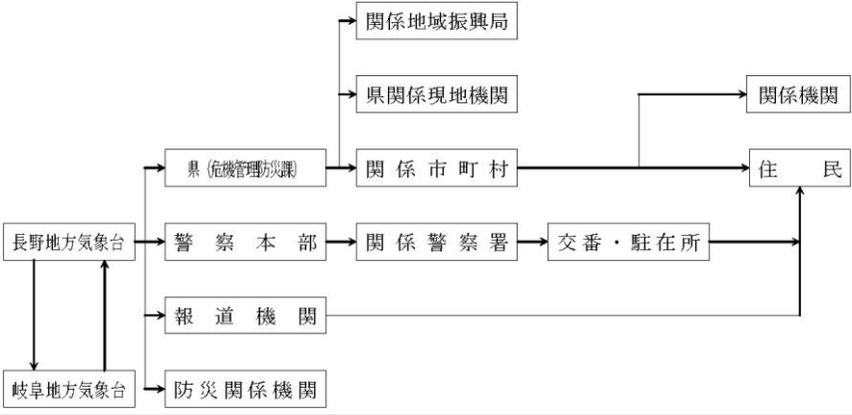
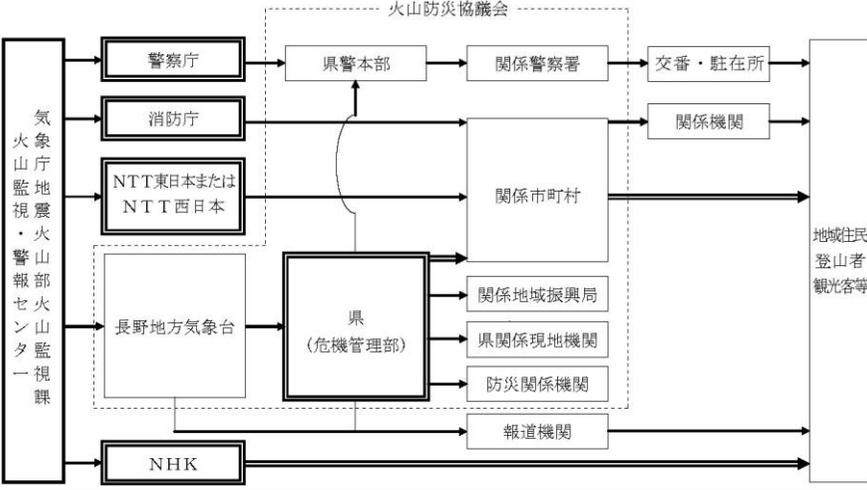
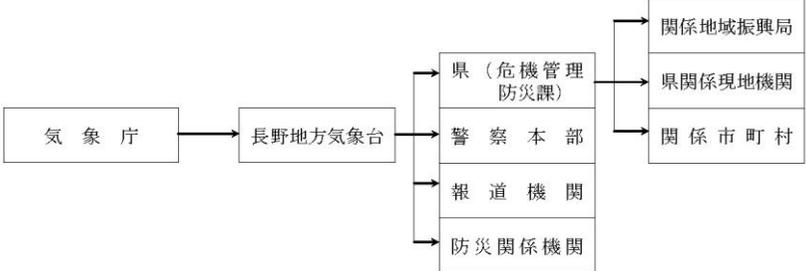
第3編 震災対策編

第3章 災害復旧・復興計画

節	節名	旧（令和3年2月）			新（令和7年度修正案）				
		節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法	節	節名	風水害対策編 参照ページ	各節の使用方法
1 ～ 6		第1節	復旧・復興の基本方針の決定	<u>401</u>	〔略〕	第1節	復旧・復興の基本方針の決定	<u>411</u>	〔略〕
		第2節	迅速な現状復旧の進め方	<u>402</u>		第2節	迅速な現状復旧の進め方	<u>412</u>	
		第3節	計画的な復興	<u>404</u>		第3節	計画的な復興	<u>414</u>	
		第4節	資金計画	<u>406</u>		第4節	資金計画	<u>416</u>	
		第5節	被災者等の生活再建等の支援	<u>407</u>		第5節	被災者等の生活再建等の支援	<u>417</u>	
		第6節	被災中小企業等の復興	<u>411</u>		第6節	被災中小企業等の復興	<u>420</u>	
							第7節	被災した観光地の復興	

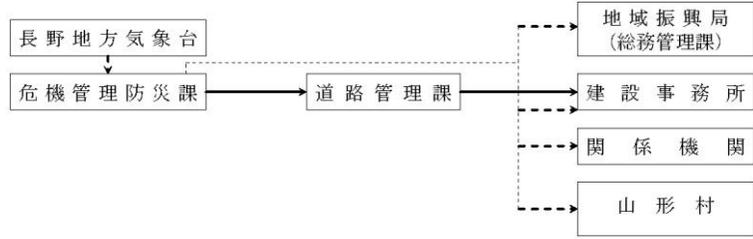
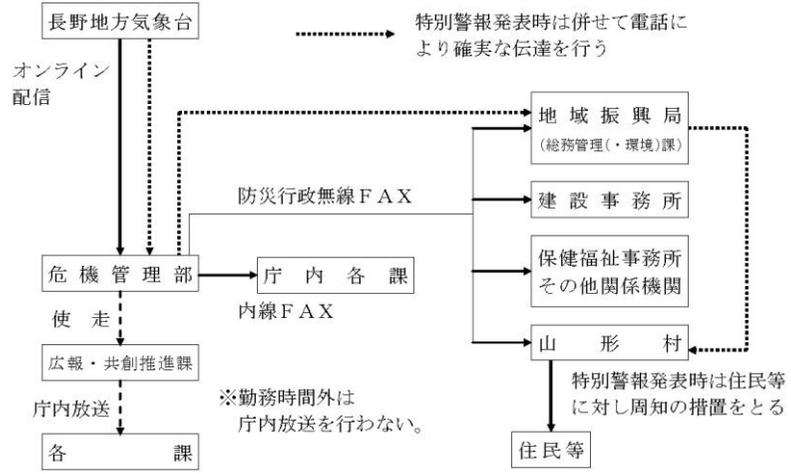
第4編 その他の災害対策編

節	節 名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	火山災害対策	<p>第1 災害予防計画</p> <p>県内及び近隣には活動中の火山が八つあり、比較的、村に近いのは焼岳、乗鞍岳である。これら火山は、距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>1 火山災害に強いむらの形成</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p>2 火山災害に対する建築物等の安全性</p> <p>不特定多数の者が利用する<u>建築物等</u>については、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p>災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、<u>人的ネットワークの構築を図る。</u></p> <p>6・7 〔略〕</p>	<p>第1 災害予防計画</p> <p>県内及び近隣には活動中の火山が七つあり、比較的、村に近いのは焼岳、乗鞍岳である。これら火山は、距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害は考えられるので、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>1 火山災害に強いむらの形成</p> <p>(1)～(6) 〔略〕</p> <p><u>(7) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、火山防災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。</u></p> <p>2 火山災害に対する建築物等の安全性</p> <p>不特定多数の者が利用する<u>施設、学校、行政関連施設等</u>の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる<u>社会福祉施設、医療施設等</u>について、火山災害に対する安全性の確保に特に配慮する。</p> <p>3 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>上水道等の施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p><u>また、コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</u></p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 災害応急対策等への備え</p> <p>災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。</p> <p>6・7 〔略〕</p>

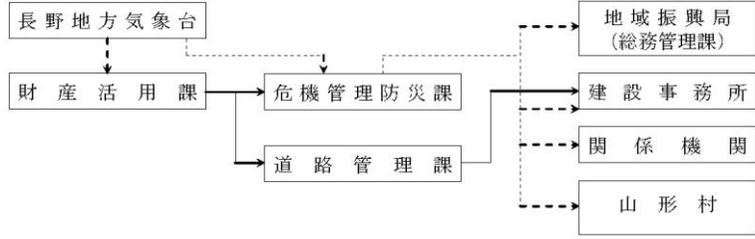
節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	火山災害対策	<p>第2 災害直前活動計画</p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 〔略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>臨時火山情報、緊急火山情報、火山観測情報の伝達系統図</u> 《焼岳・乗鞍岳に関するもの》</p> 	<p>第2 災害直前活動計画</p> <p>1 住民に対する情報の伝達体制の整備 〔略〕</p> <p>(1) <u>噴火警報・予報等の伝達系統図</u></p>  <p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。</p> <p>注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。</p> <p>注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。</p> <p>(2) <u>火山活動解説資料の伝達系統図</u></p> 

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
1	火山災害対策	<p>(注1) 「防災関係機関」とは、次の機関をいう。 <u>北陸地方整備局千曲川河川事務所、関東地方整備局長野国道事務所、中部森林管理局中信森林管理署、東日本電信電話(株)長野支店、東日本旅客鉄道(株)長野支店、中部電力(株)松本営業所、東京電力(株)山梨支店、長野電鉄(株)</u></p> <p>(注2) [略] [以下略]</p>	<p>(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。</p> <p>(注2) [略] [以下略]</p>
2	雪害対策	<p>第1 災害予防計画 [略] 1 雪害に強いむらづくり</p> <p>村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>2 道路交通の確保計画 (1) [略]</p> <p>(2) 村は、除雪計画路線及び除雪担当者（資料16－1参照）を定めておき、豪雪時には、<u>道路機能の確保を図る。</u></p> <p>(3) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。</p>	<p>第1 災害予防計画 [略] 1 雪害に強いむらづくり</p> <p>(1) 村は、<u>県及び関係機関と連携し、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。</u></p> <p>(2) 村は、<u>大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。</u></p> <p>(3) 村は、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>2 道路交通の確保計画 (1) [略] (2) <u>集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。</u></p> <p>(3) <u>集中的な大雪等に備えて、県及び関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。</u></p> <p>(4) 村は、<u>除雪計画路線及び除雪担当者（資料15－1参照）を定めておき、豪雪時には、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。</u></p> <p>(5) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、<u>排雪場所の周知を図る。</u></p> <p>(6) <u>熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。</u></p> <p>(7) 村は、<u>雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助によ</u></p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	雪害対策	<p>3 〔略〕</p> <p>4 情報提供体制の充実</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する<u>気象注意報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。</u></p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>〔略〕</p> <p>なお、本村における雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準は、第2編第2章第2節「災害直前活動」別紙（警報等の種類及び発表基準）のとおりである。</p> <p>伝達は、他の<u>気象予警報</u>と同様に行われるが、特に県においては次のとおり行う。</p> <p>(1) 勤務時間内</p> 	<p>る雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 情報提供体制の充実</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) インターネット<u>ポータル会社</u>等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>雪害が発生した場合、<u>又は発生するおそれがある場合</u>、雪に関する<u>気象警報・注意報等</u>の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動を実施し、万全を期する。</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>〔略〕</p> <p>なお、本村における雪に関する気象警報及び注意報等の発表基準は、第2編第2章第2節「災害直前活動」別紙1（警報等の種類及び発表基準）のとおりである。</p> <p>伝達は、他の<u>気象警報・注意報</u>と同様に行われるが、特に県においては次のとおり行う。</p> 

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
2	雪害対策	<p>(2) 勤務時間外</p>  <p>(注) ----- は、防災行政無線による一斉ファックス</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>2・3 〔略〕</p>
3	航空災害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。</p> <p>1 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>(1) 情報の収集及び報告</p> <p>ア 村は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の一次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。</p> <p>1 情報の収集・連絡・通信の確保</p> <p>(1) 情報の収集及び報告</p> <p>ア 村は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の一次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>
4	道路災害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>村は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p>村は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。</p> <p>〔以下略〕</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
5	危険物等災害対策	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p><u>本節</u>では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。</p> <p>また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、<u>本節</u>に定めるところによる。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 災害の拡大防止活動</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 危険物関係 ア・イ 〔略〕 ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう<u>次項に掲げる項目について指導する。</u></p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p>	<p>第2 災害応急対策計画</p> <p><u>本項</u>では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。</p> <p>また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、<u>本項</u>に定めるところによる。</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 災害の拡大防止活動</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 危険物関係 ア・イ 〔略〕 ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。</p> <p>(3) 〔略〕</p> <p>3 危険物等の大量流出に対する応急対策</p> <p>(1) <u>オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置をとる。</u></p> <p>(2)～(4) 〔略〕</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
6	林野火災対策	<p data-bbox="344 217 775 261" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6節 林野火災対策</p> <p data-bbox="815 201 1016 225">総務課 産業振興課</p> <p data-bbox="333 304 537 328">第1 災害予防計画</p> <p data-bbox="333 341 1223 541">林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに<u>消失</u>するばかりでなく、<u>気象現象</u>によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、<u>林野火災消防計画</u>を確立し、<u>林野火災消防計画</u>に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。</p> <p data-bbox="333 552 645 576">1 林野火災に強いむらづくり</p> <p data-bbox="356 588 645 612">(1) 林野火災<u>消防計画</u>の確立</p> <p data-bbox="400 625 1223 719">村は、関係機関と緊密な連携をとり、<u>林野火災消防計画</u>の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。</p> <p data-bbox="400 730 521 754">ア～オ [略]</p> <p data-bbox="356 766 555 790">(2) 予防対策の実施</p> <p data-bbox="400 802 1223 896">林野火災<u>消防計画</u>に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</p> <p data-bbox="400 908 533 932">村は、〔後略〕</p> <p data-bbox="400 943 577 967">ア 防火思想の普及</p> <p data-bbox="400 978 539 1002">(ア)・(イ) [略]</p> <p data-bbox="400 1013 763 1037">(ウ) <u>自主防災組織の結成を促進する。</u></p> <p data-bbox="400 1048 477 1072">イ [略]</p> <p data-bbox="400 1083 689 1107">ウ <u>山林保護監視員</u>による巡視</p> <p data-bbox="400 1155 521 1179">エ・オ [略]</p> <p data-bbox="333 1190 712 1214">2 林野火災防止のための情報の充実</p> <p data-bbox="356 1227 454 1251">(1) [略]</p> <p data-bbox="356 1262 779 1286">(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p data-bbox="400 1297 1223 1391">林野火災の発生しやすい時期において、広報車、ヘリ等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p>	<p data-bbox="1256 217 1686 261" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第6節 林野火災対策</p> <p data-bbox="1727 201 1928 225">総務課 産業振興課</p> <p data-bbox="1245 304 1449 328">第1 災害予防計画</p> <p data-bbox="1245 341 2134 541">林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに<u>焼失</u>するばかりでなく、<u>気象条件</u>によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関等と連携を図り、<u>林野火災対策計画</u>を確立し、<u>林野火災対策計画</u>に基づく予防対策を実施して活動体制等の整備を図る。</p> <p data-bbox="1245 552 1556 576">1 林野火災に強いむらづくり</p> <p data-bbox="1267 588 1556 612">(1) 林野火災<u>対策計画</u>の確立</p> <p data-bbox="1312 625 2134 719">村は、関係機関と緊密な連携をとり、<u>林野火災対策計画</u>の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。</p> <p data-bbox="1312 730 1433 754">ア～オ [略]</p> <p data-bbox="1267 766 1467 790">(2) 予防対策の実施</p> <p data-bbox="1312 802 2134 896">林野火災<u>対策計画</u>に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。</p> <p data-bbox="1312 908 1444 932">村は、〔後略〕</p> <p data-bbox="1312 943 1489 967">ア 防火思想の普及</p> <p data-bbox="1312 978 1451 1002">(ア)・(イ) [略]</p> <p data-bbox="1312 1013 1630 1037">(ウ) <u>自主防災組織の育成を図る。</u></p> <p data-bbox="1312 1048 1388 1072">イ [略]</p> <p data-bbox="1312 1083 2134 1145">ウ <u>山地防災ヘルパー</u>、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視</p> <p data-bbox="1312 1155 1433 1179">エ・オ [略]</p> <p data-bbox="1245 1190 1624 1214">2 林野火災防止のための情報の充実</p> <p data-bbox="1267 1227 1366 1251">(1) [略]</p> <p data-bbox="1267 1262 1691 1286">(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備</p> <p data-bbox="1312 1297 2134 1391">林野火災の発生しやすい時期において、広報車、<u>県警ヘリ</u>等により、林野火災発生の危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。</p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
6	林野火災対策	<p>3 〔略〕</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、<u>広域航空応援等の要請等</u>、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>このほか、〔後略〕</p> <p>1 林野火災の警戒活動</p> <p>火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して<u>警火心</u>を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 消火活動</p> <p>林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、<u>広域航空応援等の要請等</u>、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>5～7 〔略〕</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。</p>	<p>3 〔略〕</p> <p>第2 災害応急対策計画</p> <p>気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、<u>消防防災ヘリコプターの要請等</u>、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>このほか、〔後略〕</p> <p>1 林野火災の警戒活動</p> <p>火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して<u>火災に対する警戒心</u>を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 消火活動</p> <p>林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、<u>広域な応援等を得て</u>、迅速かつ的確な消防活動を行う。</p> <p>村は、〔後略〕</p> <p>(1)～(9) 〔略〕</p> <p>5～7 〔略〕</p> <p>第3 災害復旧計画</p> <p>林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、<u>寡雨地帯や消防水利の悪い地域</u>においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。</p>

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	原子力災害対策	<p data-bbox="338 204 775 260">第7節 原子力災害対策</p> <p data-bbox="815 204 887 228">全 課</p> <p data-bbox="338 308 539 331">第1 災害予防計画</p> <p data-bbox="371 344 412 368">〔略〕</p> <p data-bbox="338 381 434 405">1 〔略〕</p> <p data-bbox="338 418 714 442">2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="356 454 1223 509">(1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p data-bbox="356 521 1223 576">(2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>避難所</u>とするよう努める。</p> <p data-bbox="338 588 479 612">3～5 〔略〕</p> <p data-bbox="338 660 582 684">第2 災害応急対策計画</p> <p data-bbox="338 697 479 721">1・2 〔略〕</p> <p data-bbox="338 734 560 758">3 放射能濃度の測定</p> <p data-bbox="356 770 497 794">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="338 807 479 831">4・5 〔略〕</p> <p data-bbox="338 844 714 868">6 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="356 880 624 904">(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="371 917 479 941">ア 〔略〕</p> <p data-bbox="371 954 1223 1110">イ 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>勧告又は指示</u>の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="398 1123 539 1147">(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p data-bbox="398 1160 1223 1214">(ウ) 退避・避難のための立退きの<u>勧告又は指示</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p data-bbox="398 1227 497 1251">(エ) 〔略〕</p>	<p data-bbox="1249 204 1686 260">第7節 原子力災害対策</p> <p data-bbox="1720 204 1792 228">全 課</p> <p data-bbox="1249 308 1494 331">第1 災害に対する備え</p> <p data-bbox="1283 344 1323 368">〔略〕</p> <p data-bbox="1249 381 1346 405">1 〔略〕</p> <p data-bbox="1249 418 1626 442">2 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="1267 454 2134 509">(1) 村は、広域的な避難に備えて他の市町村と<u>指定避難所</u>の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。</p> <p data-bbox="1267 521 2134 576">(2) 村は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は<u>指定避難所</u>とするよう努める。</p> <p data-bbox="1249 588 1391 612">3～5 〔略〕</p> <p data-bbox="1249 660 1494 684">第2 災害応急対策計画</p> <p data-bbox="1249 697 1391 721">1・2 〔略〕</p> <p data-bbox="1249 734 1516 758">3 放射性物質濃度の測定</p> <p data-bbox="1267 770 1408 794">(1)・(2) 〔略〕</p> <p data-bbox="1249 807 1391 831">4・5 〔略〕</p> <p data-bbox="1249 844 1626 868">6 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="1267 880 1536 904">(1) 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="1283 917 1391 941">ア 〔略〕</p> <p data-bbox="1283 954 2134 1110">イ 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の<u>指示等</u>の措置を講ずる。</p> <p data-bbox="1310 1123 1451 1147">(ア)・(イ) 〔略〕</p> <p data-bbox="1310 1160 2134 1214">(ウ) 退避・避難のための立退きの<u>指示等</u>を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。</p> <p data-bbox="1310 1227 1408 1251">(エ) 〔略〕</p> <p data-bbox="1310 1264 2134 1461">(ウ) <u>感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u></p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）																																	
7	原子力災害対策	<p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 平成30年10月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）</td> <td>数時間内を目途に<u>区域</u>を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）</td> <td>1日内を目途に<u>区域</u>を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～*3 〔略〕 *4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。</p> <p>(2) 広域避難活動 ア～オ 〔略〕</p> <p>7 〔略〕 8 飲料水・飲食物の摂取制限等 (1)・(2) 〔略〕 (3) 飲食物摂取制限に関する基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>300ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td><u>（乳児は100ベクレル/キログラム以上）</u></td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（平成30年10月1日）」より）</p>	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に <u>区域</u> を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	<u>（乳児は100ベクレル/キログラム以上）</u>	野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上	<p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和7年10月3日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値*1</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）</td> <td>数時間内を目途に<u>地域</u>を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）</td> </tr> <tr> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）</td> <td>1日内を目途に<u>地</u>域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1～*3 〔略〕</p> <p>(2) 広域避難活動 ア～オ 〔略〕 カ 村は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。</p> <p>7 〔略〕 8 飲料水・飲食物の摂取制限等 (1)・(2) 〔略〕 (3) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>放射性ヨウ素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td rowspan="2">300ベクレル/キログラム</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> </tr> <tr> <td>野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他</td> <td>2,000ベクレル/キログラム</td> </tr> </tbody> </table> <p>（「原子力災害対策指針（令和7年10月3日）」より）</p>	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に <u>地</u> 域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施	対象	放射性ヨウ素	飲料水	300ベクレル/キログラム	牛乳・乳製品	野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム
基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に <u>区域</u> を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）																																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転*4させるための基準	20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に <u>区域</u> を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																																		
対象	放射性ヨウ素																																			
飲料水	300ベクレル/キログラム以上																																			
牛乳・乳製品	<u>（乳児は100ベクレル/キログラム以上）</u>																																			
野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム以上																																			
基準の概要	初期設定値*1	防護措置の概要																																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率*2）	数時間内を目途に <u>地域</u> を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）																																		
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物*3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に <u>地</u> 域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施																																		
対象	放射性ヨウ素																																			
飲料水	300ベクレル/キログラム																																			
牛乳・乳製品																																				
野菜類（根菜・芋類を除く。）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル/キログラム																																			

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	原子力災害対策	<p>[表 略]</p> <p>9 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 短期的な避難者の受入れ</p> <p><u>⑦ 県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。</u></p> <p><u>④ ⑦による受入れが困難な場合、村内の旅館・ホテル等を村が借り上げて避難所とする。</u></p> <p>ウ 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れ</p> <p>村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。</p> <p><u>⑦ 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。</u></p> <p><u>④・⑦</u> [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>[表 略]</p> <p>9 県外からの避難者の受入れ活動</p> <p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 短期的な避難者の受入れ</p> <p>県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、村の施設で対応する。</p> <p>ウ 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れ</p> <p>村は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。</p> <p><u>⑦・④</u> [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>第3 災害からの復旧・復興</p> <p><u>村は、県、国及び原子力事業者と相互に連携し、必要な復旧・復興対策を講じる。</u></p> <p>1 放射性物質による汚染の除去等</p> <p><u>村は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて、汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置をとる。</u></p> <p>2 その他災害後の対応</p> <p>(1) <u>村は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。</u></p> <p>(2) <u>村は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。</u></p> <p>(3) <u>村は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。</u></p> <p>(4) <u>村は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。</u></p> <p>第4 核燃料物質等輸送事故災害への対応</p> <p><u>核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。</u></p>

第4編 その他の災害対策編

節	節名	旧（令和3年2月）	新（令和7年度修正案）
7	原子力災害対策		<p>なお、下記以外の項目については「第1 災害に対する備え」「第2 災害応急対策計画」「第3 災害からの復旧・復興」を準用する。</p> <p>1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応 <u>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</u></p>